

2024年度 大阪府交渉 資料集

2025年 1月30日(木) 10:00～16:50

エル・おおさか 視聴覚室

2月13日(木) 10:00～16:50

府立福祉情報コミュニケーションセンター

1月30日 アクセス情報

ミーティング ID: 869 6444 2826 パスコード: 0130



2月13日 アクセス情報

ミーティング ID: 811 6156 3681 パスコード: 0213



2024年度 大阪府交渉資料集 目次

1日目	1月30日(木)	エル・おおさか 視聴覚室	
	【10:00~12:00】	総合支援法 万博 防災 政治参加	
28①	総合支援法	障害支援区分認定手続きの迅速な処理	… (5)
28②	総合支援法	障害状況の急変等に対応した支給量の迅速な変更	… (5)
29①	総合支援法	重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービスに位置付け	… (6)
30①-1	総合支援法	中途障害者の「利用料一割負担」の軽減	… (6)
31①	総合支援法	自立訓練事業を活用した「学びの場」の支給決定期間等の柔軟な対応	… (7)
31②	総合支援法	自立訓練事業を活用した「学びの場」利用学生への通学定期支給	… (9)
31④	総合支援法	自立訓練事業を活用した「学びの場」を事業所の報酬改善	… (10)
37①	総合支援法	入所施設の整備。入所待機者の早急解消。大阪府待機者調査の継続	… (12)
37⑤	総合支援法	入所施設の重度化・高齢化に対応した生活支援機能の強化	… (14)
37⑦	総合支援法	施設入所支援施設の生活介護支給決定量の拡大	… (15)
38④	総合支援法	「特定相談支援」における本人のアセスメントに基づく支援認定	… (16)
44	総合支援法	盲ろう者や聴覚障害者の福祉事業所利用の交通費支援	… (16)
45②	総合支援法	入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成制度のを創設	… (17)
45③	総合支援法	退院間近の慣らし外出や自宅への一時帰宅へのヘルパー利用	… (17)
47①	万博	大阪・関西万博での聴覚障害者への情報提供	… (17)
47②	万博	大阪・関西万博での案内動画への国際手話の挿入	… (18)
63	防災	防災マップ・防災計画等の(ハザードマップ以外)視覚障害者への対応	… (18)
77	政治参加	視覚障害者が同行援護により投票した際の費用の公費保障	… (19)
79②	政治参加	投票時の視覚障害者への配慮。投票箱への投票種類の点字表示	… (19)
	【12:45~14:45】	教育(前半)	
4①	教育	府内各地域への、小・中・高等部のある知的障害支援学校の緊急設置	… (20)
4②	教育	校舎面積基準・学級編成基準の不適合の解消。新校整備計画の	… (20)
4③	教育	在籍者数が300人超えの学校の早急解消	… (20)
4④	教育	文科省教室不足調査での「今後整備が必要な教室」370室の早急解消	… (20)
4⑤	教育	児童生徒数増による安易な通学区域割りの変更	… (20)
4⑥	教育	児童生徒の将来推計における、市別・学校別・学部別データの公開	… (20)
4⑦	教育	学校施設の耐震化、老朽化対策のための大規模改修	… (20)
4⑨ア	教育	交野支援学校四條畷校の本校化、小学部棟の確保・整備	… (25)
4⑨イ	教育	小学用のトイレ、更衣室等、必要な施設設備を備えた小学部棟の設置	… (25)
4⑨ウ	教育	エレベーター、プール(小学部用と中・高等部用エリア分け)等整備	… (25)
4⑨エ	教育	枚方市・交野市地域への知的障害支援学校整備	… (25)
4⑨オ	教育	東大阪市への知的支援学校の整備	… (25)
4⑩	教育	豊能地域および大阪市北東部への新校整備	… (34)
4⑪	教育	教室不足が深刻な八尾支援学校の解消方策	… (35)
4⑬	教育	「特別支援学校設置基準」の既存校への適用と改善措置のための予算確保	… (35)
4⑯	教育	各支援学校に、十分な量の児童・生徒用の更衣室の整備	… (35)
4⑰	教育	子どもの実態に合わせたトイレの改善・整備	… (35)
4⑳	教育	大阪わかば高校敷地内への生野支援学校の新築移転計画	… (35)
4㉒	教育	知的障害支援学校増設に際しての小学部棟の新設	… (36)
4㉓	教育	高校と支援学校の併設	… (36)
5①	教育	スクールバスの民間委託化方針の撤回 直営でのスクールバス運行	… (36)
5②	教育	自宅から40分以内で通学できるための措置	… (36)
5④	教育	スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるよう送迎ルートを改善	… (37)
5⑤	教育	小型スクールバスの添乗員を必要に応じて2名配置	… (37)
6①	教育	府立支援学校の学校給食調理業務の民間委託の中止	… (37)
6②	教育	契約更新時に混乱が生じることのないよう、給食委託契約仕様書の改善	… (37)
6③	教育	文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづく厨房施設設備整備	… (38)
	【14:50~16:50】	教育(後半) 放課後保障	
4④	教育	各校の実態に見合った大阪府独自の教職員加配の実施	… (39)
7①	教育	医療的ケア児の在籍校への府独自の看護師配置	… (39)
7②	教育	府立支援学校看護師の、正規学校職員として独自定数枠に基づく配置	… (39)

7④	教育	医療的ケア通学支援事業の予算拡充	… (41)
8①	教育	旧大阪市立特別支援学校 12 校の条件整備と「府移管」の検証	… (41)
8②	教育	中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。	… (41)
9	教育	府立支援学校の通学区域割変更によるショートステイ送迎等の制約への対応	… (41)
15①	教育	卒後の「学びの場」ホームページの充実。事業合同説明会の各校への周知	… (42)
16①	教育	2022 年 4 月 27 日・文科省発出通知についての府教委としての見解	… (42)
16②	教育	子どもの状況に応じた支援学級籍の認定	… (42)
16③	教育	通知に基づく強引な学びの場の変更・強硬が行われないための必要な措置	… (43)
16④	教育	支援学級から通常学級に在籍変更した子どもの支援学級への復帰	… (43)
16⑤	教育	学びの場が変更された際の教職員配置の大幅な減少が起こらないための手立て	… (43)
18①	教育	支援学級担任者を大幅に増員	… (50)
18②	教育	支援学級の1学級の定数の引き下げ	… (50)
18③	教育	在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級すること	… (50)
18④	教育	在籍する児童・生徒の実態に応じた教員加配	… (50)
18⑤	教育	同一種別在籍予定者 9 名の場合 2 学級を府基準とすること	… (51)
19①	教育	障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性の尊重	… (51)
20①	教育	支援学校・学級の増設、20 人以下学級の実現などの条件整備	… (51)
20②	教育	通級指導教室の全小中学校への設置	… (51)
20③	教育	特別支援教育コーディネーターの専任配置	… (52)
20④	教育	チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育の中止	… (52)
20⑥	教育	全ての教職員への発達障害についての理解促進	… (52)
21	教育	「2025 大阪・関西万博への学校単位での招待事業」の中止	… (53)
22③	放課後保障	家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの大阪府での促進	… (53)
22④	放課後保障	放課後等デイサービスにおける不登校児の支援	… (54)
46	手話教育	聴覚障害児童等の在籍校の教師等を対象とした手話講座の開催	… (54)

2 日目 2 月 13 日 (木) 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

【10 : 00 ~ 12 : 30】		障害者総合支援法 送付物への点字表記 運賃割引拡大 手話コミュニケーション保障	
24②	総合支援法	入院時、通勤・通学、育児や家族支援等のヘルパー利用	… (57)
24③	総合支援法	障害者が入院した際の買い物・洗濯等へのヘルパー利用	… (57)
25②	総合支援法	報酬改善が必要な際の即時改定を国に要望	… (58)
29②	総合支援法	病院での重度訪問介護利用での水分補給、ナースコール、寝返り等の見守り利用	… (58)
29③	総合支援法	重度訪問介護で遠方の病院に入院した際のヘルパーの移動時間の報酬算定	… (58)
33	総合支援法	就 B 事業所の平均工賃減収の重度障害者への適用についての国への改善要望	… (58)
36①	総合支援法	グループホーム基本報酬の区分 5 以下の引き下げ撤回	… (59)
36③	総合支援法	日中支援加算を、祝日・休日等全ての日中支援への適用	… (59)
36④	総合支援法	グループホームの夜間に複数職員が配置できるよう国に働きかけ	… (60)
36⑤	総合支援法	日中サービス支援型グループホームの夜間支援報酬の増額	… (60)
36⑥	総合支援法	グループホーム入居者の通院・入院支援の拡充	… (60)
36⑦	総合支援法	グループホーム内での個別でのヘルパー利用制度の恒久化と拡充	… (61)
36⑧	総合支援法	マンション等を利用したグループホーム開設拒否への対策	… (61)
36⑨	総合支援法	大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策	… (61)
36⑩	総合支援法	グループホーム開設のための土地購入・建設への大阪府独自の補助	… (62)
36⑪	総合支援法	現行グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援の機能強化	… (62)
36⑫	総合支援法	巡回型夜間支援での対応だけではなく夜間複数の職員配置	… (62)
40	総合支援法	点字図書価格差保障制度の改善、「点字毎日」(音声版)の給付	… (62)
45①	総合支援法	入院時コミュニケーション支援事業の改善・拡充	… (63)
48	総合支援法	府民、企業等へのデフリンピックの啓発・普及発展	… (64)
57	その他	視覚障害者家庭への送付文書への内容物表題と担当部署名の点字表記	… (65)
62	その他	交通運賃割引の対象者を拡大するよう国及び関係機関に強く働きかけてください。	… (65)
72③	その他	ろう高齢者の医療機関を利用での手話コミュニケーションの保障	… (66)

【13 : 15 ~ 15 : 15】		障害者総合支援法 介護保険 優生思想 医療	
35①	総合支援法	短期入所事業のレスパイト・外泊体験対応	… (68)
35②	総合支援法	重度知的障害・強度行動障害のある人の短期入所施設への大阪府としての助成	… (69)
35③	総合支援法	当事者・家族が身近に利用できるショートステイ事業所の増設	… (69)
37②	総合支援法	医療的ケアの利用者を受けとめ可能な入所施設の整備。看護師配置への補助	… (70)
37③	総合支援法	施設入所支援の基本報酬の引き上げ	… (71)
37④	総合支援法	施設入所者が通院・入院対応できる職員配置基準の改善	… (71)

37⑥	総合支援法	重度知的障害・強度行動障害者の対応可能な入所施設の整備	… (72)
38⑤	総合支援法	消費税対象事業となっている委託相談事業の社会福祉事業への位置付け	… (74)
38⑥	総合支援法	重複聴覚障害者・高齢聴覚障害者の計画相談への支援体制加算	… (74)
39②	総合支援法	補装具・日常生活用具の必要に応じた複数支給	… (74)
41①	総合支援法	ガイドヘルパーの地域格差の是正	… (74)
41⑤	総合支援法	施設・事業所等への通所に際して全自治体での移動支援利用可能	… (75)
41⑥	総合支援法	日中活動が終わった平日・土日・祝日のガイドヘルパー確保	… (75)
43	総合支援法	地域生活支援拠点機能の整備	… (76)
49①	介護保険	介護保険優先原則の廃止 障害者福祉・介護保険を本人が選択できるよう	… (77)
49⑦	介護保険	介護保険の不足サービス量を障害福祉サービスに上乘せ	… (90)
51①	優生思想	強制不妊手術被害者の掘り起こし調査の実施	… (90)
68	医療	障害児者のインフルエンザ、コロナウイルス感染症等の予防接種ワクチン費用補助	… (90)
69	医療	マイナ保険証と健康保険証を併用とすること	… (91)
70①	医療	障害児者入院時の個室利用料を利用者から徴収しないこと	… (91)
70②	医療	大阪府として障害者の特別室利用料の負担軽減制度の創設	… (92)
71	医療	障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院を整備	… (92)
72①	医療	大阪府立5病院の安定的な手話通訳者配置	… (93)
72②	医療	各医療機関への手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員等の配置	… (94)

【15:20～16:50】

30①-2	総合支援法	高次脳機能障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業の進捗	… (95)
36②	総合支援法	強度行動障害者支援者研修(基礎・実践)の機会拡大	… (95)
51②	優生思想	大阪府障害者計画での優生思想根絶への具体的計画と府民への周知	… (95)
52	所得保障	食費・燃料費など生活関連資材の価格高騰に対応した生活扶助費の引き上げ	… (96)
53	所得保障	物価高騰に見合う年金総額等の物価高対策	… (96)
55	その他	療育手帳の新規発行・更新発行の速やかな手続き実施	… (97)
59①	交通	各鉄道事業者が進められている「時間帯無人化」への自主規制ルールへの導入	… (98)
59②	交通	大阪メトロの駅ホーム要員配置の拡充	… (102)
59③	交通	駅のバリアフリールートのわかりやすい掲示・周知	… (102)
59④	交通	駅舎利用時の視覚障害の不自由解消のために特別な手立て	… (102)
59⑤	交通	無人化による困りごとなどの把握と結果公表	… (102)
59⑥	交通	府内鉄道事業者の改札無人化に際しての配慮措置	… (102)
59⑦	交通	タッチパネルの券売機のみではなく、一カ所は点字表記のボタン式券売機存続	… (103)
59⑧	交通	京橋駅周辺地域のターミナル駅にふさわしい整備	… (103)
64①	医療	重度障害者医療費助成制度を拡充 医療機関の負担上限額の復活	… (103)
64②	医療	院外調剤の自己負担の撤廃	… (104)
64③	医療	中軽度の障害者を重度障害者医療費助成制度の対象に	… (104)
64④	医療	重度障害者医療費助成制度の利用に関する実態調査実施	… (105)

【文書回答項目となっている要求事項に関する資料】

3①	新型コロナ	5類移行後も、感染リスクの高い障害者などへの無料ワクチン接種の実施	… (110)
3②	新型コロナ	コロナ禍における医療逼迫状況に関する総括と今後の対応策	… (110)
3③	新型コロナ	コロナ禍に見られる非常事態時における福祉サービスの継続提供	… (110)
23①	放課後等デイ	放課後等デイサービスでの子どもへの支援に関する学校との相談	… (111)
23②	放課後等デイ	放課後等デイサービスへの学校行事等の円滑な情報提供	… (111)
23③	放課後等デイ	放課後等デイサービスと学校との連携強化	… (111)
42	福祉	余暇支援・居場所づくり支援への地域活動しえセンター活用の拡大	… (113)

要求項目と2023年度回答・2024発言原稿・資料など

1月30日 10時～12時

28. 障害支援区分認定を迅速・適切に行ってください。

①支援区分更新時に、行政上の手続きが遅れる場合があり、それに伴い受給者証の発行も遅れて、事業所の報酬請求が何か月もできなくて、実質的な「ただ働き状態」になる場合が生じました。こういう場合の措置として、新しい受給者証が発行されるまでの間は、元の支援区分や支給量で利用できるようにしてください。そうしないと、利用者も事業所も負担が大きいです。

<昨年度回答>

新規要求事項

<発言・実態・関連資料>

○支援区分変更時に、行政上の手続き上の遅れの他にも、例えば、本人からの区分変更申請などがあった場合は、再調査や審査会審査、区分決定等の経過は必要であり、2か月3か月、またはこれ以上の区分認定と受給者証発行が遅れる場合が生じており、報酬請求が出来ずに実質的な「ただ働き状態」(報酬の出ない空白期間)が続き、特に小規模事業所は事業維持継続が深刻な状況が生じています。こうした状況はヘルパー不足という形で利用者への負担に跳ね返ってきます。新しい受給者証が発行までの間は、元の支援区分や支給量で利用できるように改善してください。(「ただ働き状態」(空白期間)は絶対に許される事ではないです。我が事として認識を改めて対策を講じてください。)

②各市町村において、障害当事者の骨折などの緊急時の障害福祉サービス支給量決定は、ケースワーカーとしての専門性を身に着けた職員を配置して、相談支援事業所任せにせず、共有と連携を行い、職員が即座にアウトリーチに対応する等、市町村の現状把握を行いその改善を敏速に行うように働きかけてください。

<昨年度回答>

市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障がい者等の障がい支援区分又は障がいの種類及び程度、当該障がい者等の介護を行う者の状況、当該障がい者又は障がい児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定するものとされています。

また、市町村は、支給決定又は地域相談支援給付決定前における緊急やむを得ないサービス利用等の場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等、地域相談支援又は基準該当障害福祉サービス(支給量又は地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費又は特例計画相談支援給付費を支給することができるとされています。

大阪府としては、支給決定にあたっては、国通知「介護給付費等の支給決定等について」等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう市町村に通知しており、各市町村がそれぞれの状況を踏まえ適切かつ柔軟に支給決定するとともに、特例介護給付費等の支給を必要とする障がい者に適切に決定するよう、引き続き市町村に助言してまいります。

<発言・実態・関連資料>

○主に緊急時の対応など、相談支援事業所任せにせず、即座にアウトリーチできて、専門的な支援が敏速にできる専門性の高いケースワーカー職員の配置を市町村が出来るように指導や府としての措置を講じてください。

29. 重度訪問介護の充実を図ってください。

①重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等としても利用できるようにしてください。

<昨年度回答>

国通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」において、「介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものとして認められるもの」として「同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等」と示されています。

大阪府としては、同通知の主旨に基づき、一律に介護保険サービスを優先せず、個別のケースに応じ、具体的なサービス利用意向を把握した上で、申請者が必要としている支援内容がどのサービスで可能なかを適切に把握し、適切な支給決定を行うよう市町村に対し助言しております。

なお、令和2年度に国において、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が地域生活支援事業として、令和3年度には、地域生活支援促進事業として、個別事業化されたところであり、今後ともサービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう市町村に働きかけてまいります。

大阪府としては、重度障がい者等の就労中における介助については、本来ナショナルミニマムで実施する性質のものであり、自治体に過度な負担が生じることのないよう全国一律の制度として法定給付化されることが望ましいと考えられるため、財源は国の責任において確実に措置するよう、引き続き国に働きかけてまいります。

重度訪問介護における外出については、国の報酬基準により「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」と定められているため、通勤、通学等については、対象として認められておりません。

入院に係る取扱いについては、平成28年6月に発出された国の通知により、入院中の重度訪問介護等の取扱いが明確化され、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、一泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合については、重度訪問介護等を利用することができるかとされています。

また、平成30年4月から、重度訪問介護における入院時の支援については、障がい支援区分6の利用者を対象に訪問先が拡大され、入院中の医療機関においても一定の支援が可能となりました。

しかしながら、対象が限られることから、重度訪問介護の入院時利用における対象者の拡大等について、国に要望しているところです。

30. 高次脳機能障害者への支援策を拡充してください。

①-1 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな「利用料一割負担」を廃止するよう強く国に要望してください。あわせて和歌山市で実施されている、就労施設を利用する在宅の障害者の経済的負担の軽減を図り、就労支援、社会参加の促進及び自立を図るため、利用者負担額の全部又は一部を助成する制度である『和歌山市障害者就労施設利用者負担助成制度』のような府独自の救済策を講じてください。

<昨年度回答>

利用者負担につきましては、大阪府においては、これまでも国に対し、低所得者層への負担軽減の措置など、制度改善を求めてきております。

累次の制度改正を経て、現在では生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯における利用者負担は無料となっています。

また、障害者総合支援法では、収入が著しく減少した場合に、市町村の判断により利用者負担が減免できるとされています。

障害者総合支援法に基づく障がい者支援制度が全ての障がい者にとって地域で安心して暮らすことができるものとなるよう、国に対し利用者負担の軽減措置等の充実を求めるとともに、利用者負担上限月額の適切な認定等について、市町村への助言を適宜行ってまいります。

31. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。

①自立訓練事業を活用した学びの場の支給決定期間の更新に当たっては、利用者・家族のさらに学びたいとのねがいが受けとめられるように、市町村・市町村審査に「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取り扱いについて」(令和3年3月26日、厚生労働省・事務連絡)の趣旨を徹底してください。また、利用期間2年の有期限を4年間の延長が可能となるよう国に強く働きかけてください。引き続き「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者と大阪府福祉部障がい福祉室との懇談の場を設けてください。

<昨年度回答>

自立訓練は、障害者総合支援法に定められた、障がい福祉サービスです。

厚生労働省令で定める標準利用期間は二年間(長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、三年間)と定められております。

国への提案を経て、国から、標準利用期間を超えた取扱いについて、「標準利用期間を超えて、さらにサービスが必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間(原則1回)の支給決定期間の更新が可能」との通知が発出されており、令和3年度中に全市町村に案内したところ です。

自立訓練の標準利用期間については、サービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定されているところでありますが、当該期間が適切な期間であるか検証し、必要な措置を講ずるよう、引き続き、国に 対し要望してまいります。

また、「学びの場」について、生徒や保護者等の皆様にご活用いただけるよう、引き続き、関係機関に対する情報提供を行うとともに、府のHPにおける情報公表を進めてまいります。

<発言・実態・関連資料>

○大阪府から「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取り扱いについて」(令和3年3月26日、厚生労働省・事務連絡)がありました。令和5年に3年目を申請しても「前例がない」「あくまで2年だ」という理由で断られたケースがあります。教育の均等・平等の為に大阪府下の市町村に対してなぜこういう事務連絡があったのか背景まで説明する機会を作り、理解されるよう働きかけて下さい。以下実際に合ったケースです。

茨木市(1名)

- ・自立訓練は2年のサービスなので基本的に延長はありません。
- ・対象者は特に休んだりしているわけではないので延長のケースではない。大阪府が言うていようがうちはうちの審査基準がある。

高槻市(2名)

自立訓練は2年のサービスなので基本的に延長はないし、前例もないので無理。話をしようと申請用紙を持って窓口を訪ねるも事務的に受け取るのみで話を聞く気はさらさら様子。

- ・Aさんは休みも多くなると延長には値しない。審査会にも通せない

島本町(1名)

対象者は健康で積極的で休みもないため、延長のケースではない。課内でも話をしたが審査会にはかけられない。

上記の件で本人や親、関係者が動き、働きかけ最終、3年目の申請を受けることができた学生もいますが、審査が通るまでの期間とても不安だったことでしょう。他の市町村にある学生は3年目にスムーズに移行できているのに自分だけができない。4月以降の自分の居場所はどこになるのか・・・自分の居場所は存在するのか。不安感を抱えて過ごしてきたと思います。そんな不平等なことがあっていいのでしょうか？

○学生たちからの生の声が届いています。当事者がどう感じているのか知ってください。

【学生の声】2年で卒業しないと決めたら(選べなかったら)どう思いますか？

- ・きてなかったかもしれません
- ・くるしいづらい。そつぎょうしたくないきもちあるかもしれない
- ・2年は短いから嫌
- ・2年間の中でそれ相応の価値を見出し職業に就く
- ・2年で卒業、3年で卒業はおとなっぽくない

- ・まいにちべんきょうしたい
- ・そつぎょうしたくない
- ・もっとながくおりたい
- ・もっとつみきにおりたい
- ・ここまでくるとさすがにものたりない
- ・4年あったらたのしいこともいっぱいできる、ともだちもいっぱいくれる、しんろもゆっくり決めれるだから2年じゃたりない

【学生の声】4年間（生活介護を利用）学ぶことができたみなさん、3年間でなく4年間学ぶことができて自分に力がついたと思う事は何でしょうか？

働きたいと思えるようになった（9）

仲間ができた（11）

自分に自信がついた（6）

辛いことも言葉にすることができるようになった（3）

〇〇のために仕事するということが分かった（3）

やりたい仕事を自分で考えることができた（3）

自分の気持ちを言葉で言えるようになりました。卒業をしたら自分の好きなところを行きたい

【学生の声】3年生になりたいと思った理由は？

- ・もっとゆっくり自分の進路を考えたいから
- ・もっと学びたいから
- ・もっと経験を積みたいから

【卒業生の声】生活介護サービスを使って卒業した卒業生に聞きました！

Q1：4年間やったからこそついたと思う力

A：自分で判断することで迷った時に周囲の仲間たちに相談をすることができるようになった！ただ、内容によっては納得するのに時間がかかることもあったが最終的には「あ、この方法で良かったな！」と振り返れることによって次に繋げる経験がたくさんできた！

Q2：2年間で卒業しないとイケないならどう思うか？

A：私たちが1年生だった時期はちょうどコロナの影響もあったので、あまり大きなイベントが企画しづらいタイミングだったので、3、4年はコロナの制限も少し緩和されてきた状態になったのでいろんな意味でタイミングが良かったなと感じた

Q3：働きたいと思えたのはいつの時期か

A：最初の頃は、働く意味について深く考えてなかったけど三年生の後半から進路の動きが出てきた段階で改めて働くという意味を考えさせられた。

Q4：なぜ2年ではなく4年必要だったか

A：2年だったら、つきたい力のことを考えずにそのまま卒業だったと思う。しかし、4年間いけたおかげでいろいろ経験することができた。何かに迷った時は前の自分だったらずっと引きずって苦しい思いをしてたけど、つみきに行き出してからはスタッフやつみき以外の友達に悩みを打ち明けることができるようになった。

できるようになるには時間はかかるけど、できるようになるために毎回諦めずに何度も取り組むことはつみきの4年間でたくさん学ぶことができた。

- 学生たちは学校時代親や先生がいてルールを敷かれてその中で成長してきました。しかし青年期になり親や先生からこうなさいと言われてきたことから自分を崩しはじめ、「何が好きだった？」「これは〇〇ちゃんには負けてる。でもこれが得意だ。」「これは誰にも負けへん。」「これは誰かに助けてもらいたい」等・・・。自分の出来なことにも目を向け他者とも比べながら自分作りをしていきます。
- スタッフはすぐに大人になれない彼らに急がなくていいよ。自分のペースでいいよと伝えて向きあっています。
- 2年目の終わり、卒業間近にやっと自分作りのスタート地点に立てた学生も少なくありません。これから自分を作っていくとする時に、進路先へ移行しなければならないのです。
- 「2年間」はゆっくり成長していく彼らには短すぎると思いませんか？学生たちも思っていますが近くで見えてきた私たち支援者も2年（もし延長できたとしても3年）では短いと思っています。好きなランチを選ぶように進路は選べません。自分が好きなことは何か。働くってどういうことか。仲間ってどういう存在かたくさんのかたを学んで人生の選択をしていくのです。

- 大阪府は「令和2年地方分権改革に関する提案募集」に対して「障がい福祉サービス（特に自立訓練における利用期間の弾力的運用）を共同提案した自治体の先頭に立ってくださっています。しかしこれは1年延長することがしやすくなったということであり大学と同じ4年ではありません。現状では学ぶ機会の平等・均等が保たれていません。
- 障害者権利条約 第24条 教育（和文） 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。と明記されています。今の状態では学ぶ機会は均等でしょうか？
- 「教育でできないなら福祉の場で」というところで学びの場ができたと思います。学ぶ機会の均等を実現するためにも学びの場も3年ではなく4年利用できるように国に訴えて、訴えていってください。自立訓練サービスだから延長して3年間なんだではなく
- 大阪府から国へ訴えていってください。
- 今回載せた学生の声・当事者の声は今現在学びの場に通っている学生の声です。彼らはいろんなことを感じ、考えています。福祉サービスは誰のためのものなのかを青年たちに問うた時に自分たち（当事者）が使うものだと言っていました。福祉サービスは当事者が使うものです。当事者である青年たちの声に耳を傾けて下さい。

②障害福祉サービスを活用した学びの場に通う学生(利用者)には通学定期や各種学割がありません。大阪府として「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」で認証した学びの場の学生に「在学証明書」並びに「通学証明書」を発行するとともに、JR西日本や関西鉄道協会などにはたらかせ通学定期や学割が利用できるようにしてください。大阪府として市町村に対して交通費等の一部支給する更生訓練費給付事業を実施する市町村が拡大するように働きかけるとともに、学びの場に通う学生の通学負担軽減のための補助金を創設してください。また、大阪府として通学（通所）保障のための施策について卒後の学びの場・専攻科を実現する会と懇談する機会を設けてください。

<昨年度回答>

障がいのある者の学校卒業後等の学びの場については、障害者総合支援法に基づき行われる、自立訓練や就労継続支援B型等の障がい福祉サービスを活用し実施しているものです。

障がい福祉サービスの利用者負担について軽減措置が図られている中で、交通費等の実費は自己負担となっていますが、この交通費実費部分について、大阪府独自に補助制度を設けることは困難です。

更生訓練費給付事業については、障害者総合支援法第77条により地域生活支援事業として、市町村が実施することとされています。

大阪府としては、市町村指導等の機会を通じて、実施市町村の拡大及びサービス内容の充実について働きかけてまいります。

<発言・実態・関連資料>

- やしま学園高等専修学校を卒業する時、公共交通機関に少しずつ慣れてきていたのでシュレオーテには電車とバスを使って自力通所させようと思っていました。ところがいざ定期を購入しようと思ったらシュレオーテが学校ではないので通学的が購入出来ない事がわかりました。私はシュレオーテが「学びの場」と聞いていたのでっきり学校だと思っていました。なぜ「学びの場」と言われているのに学校と認めてくれないのでしょうか？不思議でしかたがありません。普通に通勤定期を買えばいいのではと思われるかもしれませんが、通勤定期だと通学定期とちがって定期代がだいぶ高くなる為子供にはかわいそうでしたが自力通所をあきらめました。子供は本当に自力通所をしたがっていませんし、今もなお納得していないので、自力通所はいつになったら出来るのかといつも言っています。親も本当は自力通所をさせたいと思っていたので本当に残念です。
- 以前から「学びの場」を学校と認めて欲しいと意見があると聞いたのですが、なぜすぐに改善してくれないのでしょうか？日本は他の国が困っているからとすぐに支援することが多いです。そういう事も大切だと思いますが、もっと障がいを持つ人達が生活しやすい環境をすぐにでも整えて欲しいと思います。

せめてわが子がシュレオーテに通所している間に「学びの場」を学校と認めて頂く事を切に願います。

④学びの場に通う障害のある青年たちに行き届いた丁寧な支援ができるように職員配置基準と報酬単価を見直し事業の継続が図れるように、国に働きかけてください。

<昨年度回答>

「学びの場」は障がい福祉サービスの自立活動として位置づけられ、その報酬は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づき支払われているところです。

今後も、生徒や保護者等の皆様にご活用いただけるよう、引き続き、関係機関に対する情報提供を行うとともに、府のHPにおける情報公表を進めてまいります。

<発言・実態・関連資料>

○自立訓練や生活介護など福祉の事業を使った学びの場(以下、『学びの場』といいます。障害のある青年たちの「もっと学んでから社会に出たい」「もっとこんな力をつけたい」という願いにこたえ、自分らしく生きる力をはぐくむため、また「学校から社会へ」「子どもから大人へ」という青年期の移行期をゆっくり、じっくり支援するため、様々な実践を行っています。その中で「自分の気持ちや思っていることを表現する」「自分で決める」「自分を知る」ことなどを大切にしています。また、そのための「安心安全の居場所づくり」を大切にしています。

学びの場に通う学生(利用者)は、安心安全の居場所で自分の思いを表現し、受け止められる経験を重ねる中で、少しずつ自分を知り、自分で決めていけるようになります。

こうした学びの場での取り組みは多岐にわたります。学びの場の一例として、ぽぽろスクエアのカリキュラム案(月案)を紹介します。

成人の作業所とは違い、青年期に見合った学びの場プログラムを作り、実施しています。福祉の事業ではありますが、教育と同様にカリキュラムを組みながら支援を行っています(作業所のように「日課」ではありません)。青年期は「子どもから大人へ」「学校から社会へ」という一人の大人として社会に出ていく移行の期間でもあります。また、これまで守られてきた自分を「崩し」ながら、社会に出て自分の人生の『主人公』になる自分を「作る」時期(「自分くずし」「自分づくり」)でもあります。気持ちが揺れ動く、特に多感な時期に合わせたカリキュラム・経験ができることが青年期にはとても重要です。

ぽぽろスクエアのカリキュラムの中でも特徴的なものを紹介します。

●グッドライフ(進路)

学びの場は長期間利用するというものではなく、移行していく事業として位置づいています。年数は事業所により異なりますが、最大でも大学と同様に4年となっています。そのため、学びの場を卒業した後の進路支援も必要となります。また、卒業後の進路だけでなく、人生の進路、というテーマで学ぶことを大切にしています。青年たちが人生の主人公として、一人の大人として社会で生きていくための学びです。

このカリキュラムは、思い付きでは到底できるものではありません。入念に内容を検討し、系統立てたプログラムです。その上、成人の作業所とは違い、毎年利用者(学生)は入れ替わっていきます。その年の青年たちに合わせるため、内容の大枠や目的・ねらいは同じであっても、実施方法は毎年変わります。その工夫をすることによってはじめて、学生たちの学びが充実し、成長・発達に繋がっています。

2024年12月			ぼぼろスクエア									カリキュラム月案12月							
日			火			水			木			金			土		日		
1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1日	2日
															休み		休み		
12月1日			12月2日			12月3日			12月4日			12月5日			12月6日		12月7日		
クラスゼミ	クラスゼミ	クラスゼミ	農業	こころとからだの学習	クラスゼミ	テーマ研	クラスゼミ	テーマ研	こころとからだの学習	テーマ研	クラスゼミ	グッドライフ	グッドライフ	テーマ研	全専研集会	全専研集会			
楓さん特別授業			クラスゼミ	染め物染めて折る	こころとからだの学習	学びの場交流会アナウンス			クラスゼミ	演劇		自治会			休み	休み			
12月8日			12月9日			12月10日			12月11日			12月12日			12月13日		12月14日		
閉所日 ヒューマンウェブ要員として 出勤()			こころとからだの学習	テーマ研	クラスゼミ	クラスゼミ	クラスゼミ	テーマ研	SEM5(英歌)	こころとからだの学習	クラスゼミ	グッドライフ	グッドライフ	長居スポセン外出	PSA学習会 法庫 13:30 15:30		休み		
12月15日			12月16日			12月17日			12月18日			12月19日			12月20日		12月21日		
クラスゼミ	クラスゼミ	クラスゼミ	グッドライフ	農業	ふりかえり	クラスゼミ	クラスゼミ	さん外出企画 心算機 ウィット	こころとからだの学習	SEM5(英歌)	ふりかえり	自治会(年末イベント)			休み	休み			
テーマ研	テーマ研	SEM5(科学)	演劇	こころとからだの学習	こころとからだの学習	クラスゼミ	クラスゼミ		自治会			自治会(年末イベント)							
12月22日			12月23日			12月24日			12月25日			12月26日			12月27日		12月28日		
クラスゼミ	グッドライフ	クラスゼミ	グッドライフ(訓練校について)	こころとからだの学習	クラスゼミ	クラスゼミ	クラスゼミ	ケーキラーめんクッキング	クラスゼミ	クラスゼミ	クラスゼミ	大掃除	大掃除	大掃除	休み	休み			
テーマ研	テーマ研	クラスゼミ	絵本の時間	染め物大きなハンカチ	こころとからだの学習	クラスゼミ	クラスゼミ		歌って歌って踊って踊って。(ぼぼろスク)			12時下校							

卒業後の進路の支援の中では、1年生の終わりと2・3年生のはじめには、すべての学生、そして一家庭ごとの進路懇談を行って、本人とご家族の意向を丁寧に聞きます。本人に合うと思われる進路先を探し、まずは職員だけで何件も事業所の見学に行き、信頼して卒業後も託せる進路先を本人とご家族に提案しています。

そこから、本人とご家族に候補の進路先を複数、見学・実習してもらい、比較し、自分で考えて進路先を決定しています。その時に本人が「自分で決めた」と自信を持って言えるよう、自己決定を大切に支援を行っています。また、同時にご家族の方にも電話や時には懇談も複数回行って進路支援を行っています。

実際に移行していく先の進路の支援だけでなく、社会の中で自分らしく生きていく力が育まれることが大切なため、社会に出て困ったときはどこに相談したらいいのか、働くということはどういうことなのか、将来自分がどのような生活を送りたいのか(誰と一緒に暮らしたいのか)等も学びます。社会に出ていくための土台作りです。それぞれの学生が相談できる先とつながるために、それぞれの地域の基幹相談支援センターと一緒に外向くこともありますし、つながりのある成人作業所や訓練校に外向き、見学・体験を行うこともしています。学校では夏休み等に実習を行い、その期間に先生が巡回もされていると思いますが、学びの場では、通常の事業を行いながら実習巡回も並行して行っています。もともと職員体制が不足・見合っていない中、外へ出る職員もいるということです。

進路支援は、成人の作業所ではほとんどない支援だと思います。あったとしても少数でしょう。しかし、学びの場においては毎年必ずあります。自分の人生の主人公となっていくための学びの場でもあるので、上記で述べたように、学生自身が自分と向き合い、どういう人生を送っていきたいのか、という意思決定がしていけるためには、現状の職員配置基準では職員一人一人がかなりの力を注がないと進んでいけない支援の一つです。

こうした学びを経験してきた、ぼぼろスクエアを卒業した青年たちを見ていると、入学した頃には「どうせ自分にはできない」と自信がなく、「やったことがないから」と不安を持っている方がすごく多いです。しかし、多くの人が「いつかは働きたい」「自立して結婚して子どもがほしい」という願いを本当は持っていて、ぼぼろスクエアのような学び場で様々な経験を通して力と自信をつけて、社会に出てイキイキと社会生活を送っています。社会の中でつまづくことはあっても、折れずに、自分でまた再起する力も育っています。実際に支援をしている中で、学びの場で経験を積んだ青年たちは自分を作り上げる、つまり人格形成がされていると感じます。それは学びの場の丁寧な実践があってこそのことだと感じています。

今、自立訓練の職員配置基準は6人の利用者に対して1人の職員配置基準となっています。ですが現状の職員配置基準において、かなり無理をしながら支援を行っています。それは青年たちの願いに応えるためです。権利を保障するためです。揺れ動き悩みながら自分と向き合い成長していく青年たちに本当の意味で寄り添い、青年たちが人格を形成していくための支援をするには、圧倒的に人が足りません。

自立訓練や生活介護の今の報酬では、十分な職員を雇用するだけの人件費の確保もできず、学びの場の事業継続が難しくなっています。実際に、今の報酬で人件費が十分に確保できず、職員の確保が難しくなり、事業継続ができなくなってしまう学びの場があります。そして、今ある学びの場も人手が確保できず、本当に事業継続の危機に瀕しています。しかし、現状の福祉事業の枠のままでは、上記のような実態はますます深刻になり、青年たちの権利保障がされないこととなります。

どうか、大阪府として今後も学びの場を継続・発展していけるよう職員配置基準と報酬単価の見直しを国に強く働きかけてください。

彼らの「自分のペースでゆっくりじっくり力をつけて、いつかは自立したい」という彼らの願いを実現させていくためにも、行政の皆さんのサポートがもっと必要です。よろしくお願ひいたします。

37. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

①児童施設の超過齢者も含めた大阪府内の施設入所待機者の状況を明らかにするため、「令和5年度施設入所の待機者に関する実態調査」に相当する調査を毎年継続して実施してください。その際「待機者」の定義を明らかにするとともに、2023年調査結果の施設利用の「消極的理由」の中の「二次的理由」に含まれるであろう、高齢介護者家族の介護力の低下について掘り下げた分析をおこなってください。年々深刻さを加える家族介護から、家族が暮らす身近な地域での社会的介護による暮らしに移行できるよう、入所施設を含めた社会資源を計画的に整備してください。

<昨年度回答>

大阪府では、本年8月、府内市町村を対象に「施設入所の待機者に関する実態調査」を実施し、待機者や地域における相談体制の実態を把握するため、現在、とりまとめを行っているところです。

今後、調査結果を踏まえ、入所施設等からの地域生活への移行及び地域生活の継続を支援するため、市町村における相談支援体制の充実・強化や、地域での支援体制の整備にかかる具体的な支援方策について、検討することとしています。

障がい福祉計画については、障害者総合支援法第89条第1項において、国の基本指針に即することとされていることを踏まえるとともに、府における状況を十分に勘案した上で、施設入所者の削減数等を設定しております。

令和6年度から令和8年度を計画期間とする第7期障がい福祉計画におきましては、施設入所者の削減数について、国とは異なる目標設定として、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数から1.7%以上削減することを基本とし、現在、市町村と連携の上、策定作業を進めているところです。

この目標設定の考え方といたしましては、大阪府障がい者自立支援協議会からの提言をもとに、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、設定したものです。

引き続き、地域で安心して生活を継続していただけるよう、市町村をはじめ関係機関と連携し、地域の支援体制の整備に取り組んでまいります。

<発言・実態・関連資料>

○29歳の自閉症の息子がいます。重度知的障害、強度行動障害もあり、障害者区分6療育手帳A判定です。夫の仕事で転勤が多くこれまで7回の引っ越しに家族で動いてきましたが、現在は定年の年を過ぎ再雇用の枠で生活しております。

3歳で息子に重い障害があるとわかってから、幼少期、学齢期、青年期、と身体は大きくなっても知能が発達しない、自閉症特有の感覚過敏やこだわりを翻弄されながら自傷や他傷、器物破損や行方不明などの問題行動に、ぶつかったりかわしたりしながら29歳まで無事に生きてこられました。

現在は住まいしている吹田市の生活介護事業所に通所していて11年目になりました。通い始めの頃は、約3年送迎車から降車できず、ほぼ車内で朝9時から夕方4時まで過ごす毎日、「この人には通所することが無理なのかもしれない」と考える私とは別に、毎日職員さん達が彼の成長を信じて、ひたすら付き添い彼の気持ちりが立ち上がるまで待ってくれたおかげで信頼関係が築きあがり、今ではなかまど時間や空間を共有し、軽作業の仕事をして過ごせるようになりました。本人の頑張りや、職員さん達の専門性や働きかけが、今の彼に繋がっていると思います。

出来ることならこの生活を守ってあげたいと思うのですが、今後10年20年後、親亡き後は彼が地域で暮らすための施設、グループホーム、短期入所や長期入所できる場所が全く足りません。どれをとっても不足しています。親離れ子離れするためのショートステイの練習は1か月に一泊二日の予約を2回取るのがやっとです。本人は「1日泊まればお迎えに来てくれるやろ」が、根付いてしまっています。今年に入りどうにか岸和田市にある山直ホームさんにショート契約していただき、そちらに月に1度受け入れてもらっていますが、片道60キロを高速道路で送迎することが、この先何年できるのか、緊急時に利用するのは現実的ではなく、私が倒れたらたちまち彼は今の生活ができなくなる、入れる施設もグループホームもない、ショートステイに空きがない、彼はどうなってしまうのかと不安で仕方ありません。

10年前に府内施設への入所申込をしましたが、大阪府内の入所待機者数が1077名と昨年の府の調査結果を知り気が遠くなりました。きっと調査数にカウントされていない人も大勢いるのではないかと思います。あれから1年経ちましたが更なる具体的な聞き取りもなく、進展はあるのでしょうか。私どもの暮らしは全く変わらず、変わらないどころか老いは確実にやってきているので、私に持病の腰痛があっても、夜中に起きて大声で遊ぶ息子をなだめようと慌てて起き上がりベッドから落下しても救急車も呼べない、入居した公営住宅の階段一歩目を踏み外し捻挫して腫れた足で入浴介助、生活全般の介助を毎日必要としており、日々暮らすだけで精一杯です。本当にその日暮らして「今日無事だった、また明日も」で紡いできました。近い将来、親が関わらなくても彼が生きてゆける場所が必要なのです。彼のような重度の障害のある人が利用できる専門的なショートステイが増えること、更にそれが入所に繋がらないと意味がないと思います。見ないふり気付かないふりをせず、一刻も早くショートステイやグループホーム、入所施設の受け入れ先の拡充をしてください。どうかよろしく願いいたします。

○29歳の自閉症で重度の知的障害がある息子がいる栢木と申します。

180センチ89キロと体も大きく力も強い元気な息子の介護を、まだ今のところ何とか夫婦で頑張っていますが、体力の衰えを日々感じますし、これからのことを考えるとといったこの子はどうなるのかと不安でたまりません。発語も無く、簡単な言葉しか理解できず、自分からはちょうだいとごちそうさまの手振りしかできなくて、引っ張っていくことでしか伝えられないし、パニックになると頭を叩きながら大声をあげて走り回り、壁に頭を打ち付けたり、ガラスを割ったり物を壊したりもします。またこだわりも強く、服も上は黒の無地のTシャツかトレーナー、ズボンはファスナーやボタンを気にして噛みちぎってしまうのでウエストが総ゴムのチノパンしかはかず、ジャージ素材は着てくれません。ラベルやタグも噛みちぎるので、着せる前に全部取らなければなりません。ペットボトルや水差し、水筒は空にしないと気が済まず、人の物でも目に入れば全部捨ててしまうし、家じゅうの電気も昼夜関係なくつける、ドアや窓は季節に関係なく閉める、他にもたくさんのチェック項目があり、日々それは増えています。こんな子を安心してお願いできるのは、障害に対する専門的な知識を持った職員さんが対応して下さる入所施設しかありません。障害に対する知識も少ない世話人さんが対応し、ある程度の日常生活の自立が必要なグループホームで生活するのは無理だと思います。土日は家に帰ることが求められるようなグループホームは、そもそも暮らしの場といえるのでしょうか。だからといって入所施設ならどこでもいいというわけではなく、考え方や接し方がここなら信頼できると思える所にと願っています。

でもショートステイを利用して、ここにならと入所希望している市内の施設は40名の定員なのに待機者が130名を超えています。親が元気なうちに子どもは自分の暮らしの場に移行し、それを見守り、これで自分たちがいなくなっても大丈夫と安心したいと願っても、これではいったいつになったら入所できる日かというのが現実です。先日、その施設に入所していた方が亡くなられて一人空きがでました。どなたを入所させるか検討が行われ、大勢の待機の方々の大変さはどの方も比べようもなく大変だけれど、46歳の方で、73歳のお母さんと二人で暮らしていて他には身寄りが無く、お母さんはがんで亡くなられる直前まで子どもさんを介護され、亡くなられた後この施設にロングショートしておられた方が入所と決まったそうです。入所している方が亡くなって、介護をしてきた人も亡くなる、入所施設に入るにはお二人の方が亡くならないと順番がまわってこないというのは本当に悲しく、そしておかしいことだと思います。私に何か起きないと入れない、そう悲観してしまします。そういう切羽詰まった状況になってやっと入所できるというのではなく、成人してある程度の年齢になれば親から自律して、親も子どもも安心して年齢を重ねていけるようにはなりません。地域へ地域へとおっしや

いますが、入所施設も地域の一つの形だと思えますし、昼間は別の作業所に通ったりもするので、隔離されているとは思っていません。入所施設が必要な人もいます。その人その人に合った暮らしの場を選ぶことが大切だと思いますが、現状は選ぶどころかいける所ありません。なんとかしてください。どうぞよろしくお願い致します。

○我が家には、23歳になる言語取得の無い重度知的障害・強度行動障害を伴う長男と、専修学校に通学する軽度知的障害をもつ次男もいます。

二人の障害を持つ子どもを育てていく中、将来の不安も年々強まってきています。

兄弟それぞれ障がいの違いから生活スタイルも異なることを思い、二人それぞれに見合う将来を思い描いてはいますが、特に、長男は思春期頃から強度行動障害の側面が強く現れ、また、言語取得もなく、コミュニケーションも取りにくいところもあるので、生活面の自立も厳しくあります。

長男のことを考えると、地域で展開されているグループホームでのスタイルでの将来の生活はなかなか想像しにくく思っています。

また、次男自身も長男ほどとは言わず、将来何らかの支援は必要に感じる為、次男に長男の生活での負担まで負わせられないという思いは、親としては持っています。

次男自身からも「兄のことまで見きれない。自分自身も不安があるから」と言われたことがありました。

兄弟それぞれの将来を明るいものにする為にも、長男のように入所施設を必要に感じている者がいることもご理解頂き、障がいある者それぞれに見合った生活スタイルを選択出来るようにお願いしたいです。

また、強度行動障害がある息子は、現存する入所施設での受け入れも少ないと聞きます。

そのことも踏まえて、入所施設の建設を考えて頂きたいと思えます。

⑤「地域における障がい者等の支援体制の再構築に向けた提言」（令和5年3月、大阪府自立支援協議会）に基づき、府内入所施設について重度化・高齢化に対応した生活支援機能の強化が図られるよう、大阪府として独自の施策を講じてください。

<昨年度回答>

大阪府障がい者自立支援協議会の「地域における障がい者等への支援体制について」の提言において、地域全体で障がい者を支えるしくみの構築として、市町村や地域の関係機関の連携による相談支援体制の強化や、入所施設をはじめ支援機関が今後備えていくべき機能等、検討項目が示されました。

また、障がい者支援施設等の生活・支援環境の整備については、重度化、高齢化する障がい者が地域での生活をめざし継続いただくために、個々のプライバシーへの配慮や、障がい特性に応じた支援を行うための個室化、身体機能の低下に伴うバリアフリー化等への施設整備補助等の充実が必要であることも示されました。

大阪府では、入所施設をはじめグループホームなど、地域の様々な社会資源を活用し、障がい者や家族の状況に応じて、適切なサービスを提供していくため、市町村と連携し、相談支援体制の確保や暮らしの場となるグループホームの整備促進など、地域の支援体制の拡充に取り組んでいるところです。

特に、重度の知的障がい者や強度行動障がいの状態を示す障がい者を支援できるグループホーム等の事業所の拡大は、入所施設からの地域移行や地域での暮らしを継続していくために重要と考えております。

このため、府独自事業として、令和2年度から重度の知的障がい者の受入れ実績のある事業者によるコンサルティングや実地研修を通じて、支援方法やノウハウを習得する事業を実施するとともに、令和5年度よりグループホーム等を対象に、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施しています。

このような取組みに加え、提言を踏まえ、新たな取組みをどのように具現化していくかについて、現在、市町村や障がい福祉事業所等の関係機関、有識者等と交え、協議検討を進めているところです。

引き続き、重度化・高齢化する障がい者やその家族が地域で継続して安心して生活いただくために、市町村をはじめとする関係機関と連携を図り、必要な支援が届くよう取り組んでいきます。

⑦施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、支援の実態に合わせて必要な者には31日の支給決定を行うよう市町村に働きかけてください。

<昨年度回答>

新規要求事項

<発言・実態・関連資料>

○32歳の息子は、8年前から「梅の里ホーム」でお世話になっています。生まれながらに障害をもつ重度重複障害者です。

入所を考えた理由は、実家の親の介護が必要になったからです。介護生活には慣れてはいませんが、何年も続くと体力的にも精神的にも疲弊してしまいます。同時に、私たち親も高齢になり、未来永劫いっしょに息子と暮らせるわけではなく、親亡き後のことを考えたからです。市の障害支援課の入所施設利用についての説明では、支給時間や日数・サービスなど利用できる範囲・制限があることを知りました。

そこでまず疑問に思ったのは、入所施設であるにも関わらず日中支援が、月日数から、8日間差し引かれ、その8日間は介護を受けることが保障されていないことです。生活介護が8日間差し引かれるということは、家族の立場で考えると「土日は自宅に帰りなさい」ということなのか、と受け取らざるをえません。

息子は自立歩行ができないため車椅子を利用し、発語がなく全介護を必要とします。衣服の着脱・食事・水分補給・3時間ごとのトイレ・1日4回の投薬・入浴・歯磨き・移動等々、その他身の回りに関する安全見守り、清掃などです。そして夜の就寝は、睡眠障害があるため夜中の4時～5時によく寝つきます。1日のほとんどの時間を息子の介護に費やしています。当然私の睡眠時間も平均睡眠時間3時間程です。土日に関する1日あたりの息子の介護に要する時間は平均18時間、土日の2日間に換算すると36時間になります。梅の里ホームの入所者は、現在40人です。入所者の介護に要する時間は、息子の場合と大差ないとすれば、その40人全員に要する介護の時間の合計は、1日720時間、2日間では1440時間です。現状では、土日の日中は2人の職員で40人の介護をしないとイケない制度設計になっています。1440時間です。一人あたりマイナス8日で計算すると、40人分であれば、マイナス約1か月分に相当します。これでは、限られた職員の人数で現場を回していくのは無理があると思いませんか。このように職員に負担を強いたままでは、疲弊し、過重労働により体調を崩し、職場を離れざるをえなくなるケースもあります。現場の職員不足に拍車をかける結果となっています。慢性的な職員不足の原因は、過重労働の要因となっている、職員配置基準の設定が現状に見合っていないからです。

また、夜間職員配置については、見守り支援機器が導入され、入所者の支援が行われていますが、夜間の排泄や、異変が起こった場合に対応し解決するのはマンパワーです。

8日間差し引かれた時間については、トイレ介助に食事介助等々、2人で全て対応していかなければなりません。

日中支援のマイナス8日間を埋めるために、現場の職員はどれほど努力し苦労しているか想像されたことがおありでしょうか。現場の実践だけでも多忙なのに、様々な事務処理もこなしていかなければなりません。そして危機管理意識をもっていただき、息子を含めた入所者全員の安全確保のための保障を強く望みます。

○息子がやまだいホームの生活を始めてから17年になります。日中は生活介護の支援を受け月曜から金曜日は作業に出ています。重度の知的障害があり、てんかん発作もあります。初めは全く作業できず、挨拶もできなかった息子がこの17年職員さんたちの的確で温かい支援を受け、笑顔で生き生きと作業やレクリエーションなどに取り組み、朝の会などでは前に出て発表もするようになりました。

生活介護の支援を受ける以外の時間はやまだいホームで過ごしています。ホームでは食事、入浴、排せつなど健康に安全に生きていくために必要な支援をすべてしていただいています。息子は食事でも早食いであり嘔まずに食べるので見守りや声かけが必要です。てんかん発作のお薬も飲まなければなりません。食事を自分で用意することもできません。また入浴時は発作があるため見守りも必要で、洗体なども自分ではきれいに行えません。排泄の失敗もありまたこだわりなのかトイレ以外の場所ですってしまうこともあります。たまに自宅に帰って来ますが、こだわりも強くて家で見られるのは1時間ほどです。彼と一緒に過ごす、どれだけ支援が必要なのかどれだけ職員の方々が支援してくださっているかを改めて感じます。とにかく息子が安全に健康に生きていくためには365日24時間の支援が必要なのです。それなのに、受給者証の生活介護の施設入所支援の支給量の欄には「当該月の日数から8日を控除した日数」とありました。土日でも息子はホームで生活しているのに土日の日数が含まれていません。控除された8日間は施設の職員の方々が報酬無しでケアして

くださっていることとなります。施設の努力と熱意だけで息子の命は守られている状態です。息子が 365 日安心して健康に生活できるように、生活介護の施設入所の支給量を365日カバーできる分、支給してください。

○息子は重度の知的障害があり、入所施設で 18 年暮らしています。親の高齢化で、帰省は月に一度がやっとで、ほとんどの週末を施設で過ごさせてもらっています。息子のいる施設は、平日、班に分かれて作業などしているので、みんなと顔を合わせることができる、土日にいろいろな催しを企画し、開催してくれています。本当に楽しそうな写真を、ニュース等で見ることができ、親としては感謝の言葉しかありません。

しかし、毎月送られてくる請求書の生活介護の支給量は23日しかありません。なにひとつ介護援助がなければできない息子の、土日の暮らしは、施設や職員の努力だけでやって下さっているのかと思うと、どうしてこんなことになっているのかと、腹立たしく思います。施設は、24時間365日、切れ目なく障害者を支援してくれています。どうか支援の実態に合わせて、生活介護の支給量を31日出せるよう、国に働き掛けてください。

38. 相談支援事業の拡充を図ってください。

④「特定相談支援」では、相談支援機関がニーズアセスメントをする前に、障害支援区分が確定しており、各行政の支給決定ガイドラインにより本人の利用できる福祉の種別と量（時間）が決まります。そのため、多くの相談支援機関は、その支給決定の範囲で利用できる支援の紹介にとどまってしまう。本人のアセスメントに基づき、必要な支援がに認定されるようにしてください。

<昨年度回答>

市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障がい者等の障がい支援区分又は障がいの種類及び程度、当該障がい者等の介護を行う者の状況、当該障がい者又は障がい児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定するとされています。

大阪府としましては、計画相談支援の円滑な実施のためには、利用者への説明及び意向確認を適切に行うことが必要であり、計画相談支援について十分に説明して活用を促し、必要に応じてモニタリングを行うなど柔軟な対応について、事業者十分に周知するよう、市町村に働きかけています。

また、適切なサービス等利用計画を作成するために必要な相談支援専門員を確保するため、相談支援従事者研修の充実に努めているところです。

併せて、相談支援専門員、基幹相談支援センター及び市町村等が、サービス等利用計画の評価を行う際の視点やしくみ、市町村の取組事例をまとめた「大阪府サービス等利用計画サポートツール～相談支援の質の向上に向けて～」を周知するなど、相談支援の質の向上に努めてまいります。

44. 盲ろう者や聴覚障害者の福祉事業所利用について、大阪市は月 5000 円を限度（原則・定期券）として通所日の報告を条件に交通費を一部負担しています。大阪府でも同様の制度を創設してください。

<昨年度（同趣旨要望への）回答>

障がい福祉サービスの利用者負担について軽減措置が図られている中で、交通費等の実費は自己負担となっていますが、この交通費実費部分について、大阪府独自に補助制度を設けることは困難です。

これまで、大阪府においては他府県とともに、障がい福祉サービスの利用者負担に関し、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう国に対し要望してきたところですが、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。

また、現行の送迎加算の拡充について、盲ろう者や聴覚障がい者は、近隣事業所では意思疎通支援のできる者がいないことなどから、遠方の事業所を選択せざるを得ず、利用者の負担軽減の観点から送迎加算の拡充等について検討するよう要望をしております。国からの回答はありませんでしたが、今後も引き続き国へ要望してまいります。

<発言・実態・関連資料>

○遠方からの広域利用せざるを得ない聴覚障害者への「交通費補助制度」の創設について

ここ数年の大阪府の回答は「近隣事業所では盲ろう者や聴覚障害者への意思疎通支援が困難である」ことは認識しながらも、府独自の制度創設ではなく国への送迎加算の拡充しているが国からの回答はないとのこと

す。
また、昨年度の交渉において大阪市で出来て大阪府は何故できないのかとの要望に対し大阪府として原資がないので制度創設は困難との回答でした。本来、国・大阪府が公的に整備すべき施設整備を行わず、万博やIR等の取り組みを優先している姿勢に憤りを感じざるを得ません。国への送迎加算の拡充については、対象者が少ないことより改定の論議に上がることすら厳しいと思います。

上記を踏まえ、改めて府独自の制度創設への考えをお聞かせください。

また、国に要望する際に必要な資料提供を私たち関係者に具体的に指示してください。

45. 入院時コミュニケーション支援事業を改善・拡充してください。

②入院時にヘルパー派遣が認められない場合、やむを得ず自己負担による支援を受けざるを得ません。入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成制度を創設してください。

<昨年度回答>

意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第77条に基づき地域生活支援事業の必須事業として、市町村が実施することとされています。事業が円滑に実施できるよう、事業実績を踏まえた2分の1の国庫補助を確保するとともに、地方負担分についても、十分な交付税措置を行うよう、国に要望しております。

本府独自で入院時に洗濯や、買い物等の支援に係る費用助成制度の創設を講じることは困難です。

③退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。

<昨年度（同趣旨要望への）回答>

入院時における居宅介護サービスについては、国の通知により、入院患者の看護や療養上の世話は、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととされており、基本的に家庭で家事援助や身体介護を行うホームヘルプサービスの派遣対象として認められておりませんが、本府としては、障がいがある患者等のニーズに応じた介護サービスを提供できるよう、制度の改善を国に要望しています。

47. 大阪・関西万博に際しては聴覚障害者への情報提供に十分な配慮を行ってください。

①聴覚障害者が緊急情報・通常放送を問わずすべての情報にアクセスできるようにしてください。マスク装着の際には受付・窓口スタッフには透明マスクを着用してください。

②案内動画には国際手話を入れてください。

<昨年度回答>

大阪・関西万博では、ユニバーサルデザインによる「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」をめざしており、情報アクセシビリティやコミュニケーションに関するユニバーサルデザインについては、博覧会協会において、昨年8月に、「ユニバーサルサービス検討会」を立ち上げ、検討会での議論を踏まえ、本年8月に「ユニバーサルサービスガイドライン」が公表された。

本ガイドラインでは、万博会場における聴覚に障がいのある来場者に対する配慮内容として、手話対応や、デジタルサイネージによる多言語に対応した字幕などの文字情報の掲示、展示内容を説明した印刷物の配布などの取組例が示されている。

現在、このガイドラインに沿って、障がい当事者や外国の取組みに詳しい有識者等の意見を聞きながら、外国人来場者への国際手話の活用など、より具体的な配慮事項について、検討が進められている。

加えて、世界中から多くの方をお迎えするボランティアの皆さまにも、こくした取組みを踏まえて活動いただけるよう、必要なサポート方法等を習得する「ユニバーサル研修」の実施を予定している。

引き続き、すべての人々に快適に楽しんでいただけるよう、博覧会協会や関係部局とともに、しっかりと進めていく。

63. 大阪府内の各自治体が全戸配布している防災マップや計画など（ハザードマップ以外）については、視覚障害に配慮したかたちで周知できるようにしてください。例えば国土交通省のホームページの「重ねるハザードマップ」のように、居住地に対応した災害情報を容易に理解できるように音声CDや触地図などで提供してください。

＜昨年度（同趣旨要望への）回答＞

大阪府地域防災計画では、視覚障がい者を含む要配慮者・避難行動要支援者の方々にも配慮して、防災知識の普及啓発を行うよう示しており、これまでも府内市町村に対しては、機会を捉えてハザードマップの音声読み上げ対応等について働きかけを行っています。今年度、国において、ハザードマップのユニバーサルデザイン化に向けた検討がなされた結果、「水害ハザードマップ作成の手引き」が改定され、視覚障がい者への配慮の必要性が明確に示されたところです。今後、市町村に対して手引きの周知と配慮の必要性を示すとともに、視覚障がい者に配慮したハザードマップの作成事例を紹介するなど、一つでも多くの市町村で視覚障がい者を含めあらゆる人が活用できるハザードマップとなるよう働きかけていきます。

＜発言・実態・関連資料＞

○ハザードマップ作成では、視覚障害者向けに点字版と音声版を作成している自治体は堺市、豊中市、高槻市、枚方市、箕面市。点字版のみは、門真市、東大阪市、交野市。音声版のみは松原市、吹田市、八尾市、阪南市との報告をいただきました。（大視会）

《現状》

例年にない大雨による洪水、近い将来起こると言われている「南海トラフ地震」など避難を余儀なくする事態が起こっても移動の自由が制限され、状況把握や情報入手の困難な視覚障害者やその家族では、自助・共助だけでは避難が難しく自治体による公助がかかせないこととなります。そんな状況下で以下のような課題や疑問が起こっています。

1. 要援護者名簿作成について

各自治体で作成中だと思いますが、どのようにして活用するか疑問です。1つは名簿の管理です。誰が管理するのかがわからない。吹田市などでは自治会などに管理を任すような話がありますが、自治会の中には自治会の運営に手が取られてそこまで手が回らないという話もあります。各行政が責任を持って管理すべきではないですか。大阪府としてどのように指導していますか。

2つめは、登録項目が活字だけで届いていて、視覚障害者本人が確認できず、わかりにくく、障害当事者が自らで記入しにくい現状です。

2. 避難経路について

自宅から避難所までの経路上を災害の後に安全に移動ができるかです。途中、家が崩壊していたり道路が陥没していたりして障害者をもつ家族が移動できるのか不安です。誘導体勢がとれるのかがわからない。

3. 避難所について

①種々の障害を持つ人にとって安心できる避難所となっているのか情報が少ないです。特に視覚障害者が体育館などで避難する場合に中央に押しやられて、周りの状況がわからないし、トイレなどへの移動も単独ではできないなど。大勢の人たちが避難している中を移動していくのは至難の業です。

②盲導犬などの補助犬との避難については、大勢の中で盲導犬との避難は困難です。犬が嫌いな人もいるし、アレルギーがある人もいます。盲導犬などのユーザーには個別での部屋が必要になると考えます。そんなスペースがとれるのかが疑問です。

③トイレについて

避難所での課題の大きなものにトイレの使用があります。普段と違って不特定多数の人が使用するトイレでは、トイレの様子を把握ができにくく、用をたせません。2024年1月に起こった能登半島地震で避難していた視覚障害者がトイレの使用で避難所を出されたとの話を聞いています。このことは、どの視覚障害者でも遭遇する可能性が高く、そんなことなら家が多少壊れていても自宅で避難している方がましだと考えてもうなずけます。

④食料の確保について

避難所が視覚障害者にとって安心安全な場所でないし、トイレの問題などを考えると自宅で避難しておこうと考えるが、避難所にいないと食料の配布がなされないことが大いにあります。この点で行き場のない視覚障害

者にとって食べ物がないという状況は、命にかかわることになります。ましてや補助犬などの餌の配布など到底ありえないように感じます。

このように疑問や、不安など多々あるがこれらのをできるだけ解決するにはある程度想定をしながら避難態勢などの防災計画の構築が必要になると思います。システムとそれを遂行できる人の配置が重要であると思いますが、現在の府下の自治体では正規の職員が半数しかいない自治体がある現状では絵に描いた餅にならないかと不安です。

77. 視覚障害者が同行援護により投票した際には、その費用を公費で保障してください。

<昨年度回答>

御要望の、同行援護を利用した際の自己負担分を、選挙時限り公費で負担することは、現時点で国において制度化されておらず、導入は難しいものと認識しています。

<発言・実態・関連資料>

○大視会より

- ①経過／中央選管との交渉でも要望を出していますが、進んでいません。
- ②現状／同行援護の時間が不足している人も多いなか、参政権を経済面からも保障してほしい。東近江市がタクシーでの送迎を行っているとの情報を得たことがありました。

79. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。

②投票箱に投票の種類を点字でも表示して、視覚障害者本人が確認できるようにしてください。

<昨年度回答>

投票所の設備の整備を含む投票所の設置は、市町村選挙管理委員会の事務とされているため、御要望の内容については、必要性も含め実務上の課題について市町村と連携しながら、検討を進めてまいりたいと考えています。

<発言・実態・関連資料>

○大視会より

- ①経過／城東区の会員が選管に申し入れて実現したことから、全市、全府に広げたいと思い要望します。
- ②現状／係員の指示に従って投票したにもかかわらず、投票箱が違ったために無効になったという報道をときどき耳にします。たとえ1票でもこのようなミスは許されません。誤りをなくするためには、係員が確認し、本人も確かめられるようにすることが不可欠です。その意味で投票箱への点字表示は絶対に必要です。

1月30日 12時45分～14時45分

4. 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

- ①府内各地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、緊急に設置してください。
- ②特別支援学校設置基準における校舎面積基準、学級編成基準の不適合の解消、教室不足の解消をできる限り早期に行うことを定めた新校整備計画をただちに策定してください。
- ③知的障害支援学校の適正規模 150～200 人（1992 年度学教審答申）を踏まえ、各学校の施設に見合った在籍者数となるよう、知的障害支援学校の増設をすすめてください。とりわけ、在籍者数が 300 人を超える学校については、早急に解消してください。
- ④文部科学省の教室不足調査（2023 年度）において、「授業の実施に支障が生じており、今後整備する必要がある教室」にあげた 370 室を早急に解消するため、支援学校建設を基本にすえて必要な対応を行ってください。

<昨年度回答> ①～④一括

知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年10月に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。

同基本方針に基づき、令和6年度開校予定の出来島支援学校の整備などの取組みのほか、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めているところです。

⑤府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。

<昨年度回答>

府立支援学校の通学区域割については施設規模や通学バス乗車時間などを考慮しながら、市町村を越えて広域に設定しています。

知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年10月に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。

同基本方針に基づき、令和6年度開校予定の出来島支援学校の整備などの取組みのほか、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めているところです。

⑥児童生徒の将来推計については、市別・学校別・学部別のデータなど詳細な情報を公開してください。

<昨年度回答>

知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年10月に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。

⑦学校施設の耐震化や校舎の老朽化対策のための大規模改修、児童生徒数の増加に合わせた教室の確保など、府立支援学校の教育条件整備を行ってください。

<昨年度回答>

府立学校施設の耐震化については、平成28年3月末現在ですべての学校の耐震化を達成いたしました。

府立学校の老朽化対策については、令和2年3月に策定した「府立学校施設長寿命化整備方針」に基づき、令和3年3月に事業実施計画を策定したところです。令和3年度以降、実施計画に基づき、屋上防水や屋根・外壁、給水設備等の改修に順次着手しているとともに、緊急性の高い改修については、速やかに対応しています。

知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年10月に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。

同基本方針に基づき、令和6年度開校予定の出来島支援学校の整備などの取組みのほか、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めているところです。

<発言・実態・関連資料>

1999年から2024年の推移をみると、各地域によって約2倍から3倍増加しており、府内全体で見ると1999年3000人に対して、2024年は7255人にのぼり、約2.4倍に増加しています。児童生徒の増加に対して、学校数（知肢併置校及び選抜制の高等支援学校は除く）は1999年度14校に対して、2024年度は22校で1.6倍にとどまっています。

このような支援学校整備の状況では、各校の在籍児童生徒数が増加するのは当然だと思います。各学校においては、図書室や図工室、音楽室などの「特別教室を普通教室に転用」、パーテーションなどで教室を間仕切る「間仕切り教室」、教材室や更衣室など本来教室ではない部屋を「普通教室」に転用、定員を超えて児童生徒を教室に詰め込む対応などがすすめられています。この間、教室の転用や間仕切り教室での対応も限界となり、定員6人と定められている小学部・中学部の教室に児童生徒が8～12人、定員8人の高等部の教室に12～13人が詰め込まれている学校も複数報告されています。

大阪における特別支援学校の学習環境は子どもの権利条約や障害者権利条約と照らして、著しく学ぶ権利を侵害しており、人権侵害と言わざるを得ません。

1999(基本方針I基準年)・2008(基本方針I発表年)・2016(推計)・2020・2024(今年度)年度の高等支援を除く知的支援学校生徒数

府教委資料をもとに大阪の障害児教育をよくする会作成

地域	学校名	1999H11				2008H20				2016H28				2020R2				2024R6			
		計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部	計	小学部	中学部	高等部
豊能三島	豊中支援学校	159	25	35	99	209	32	88	89	314	77	114	123	397	139	125	133	443	157	146	140
	箕面支援学校 *	26	—	—	26	28	—	—	28	32	—	—	32	30	—	—	30	48	—	—	48
	高槻支援学校	165	44	39	82	301	70	87	144	300	81	89	130	342	112	111	119	371	126	137	108
	吹田支援学校	189	54	36	99	284	77	96	111	222	68	75	79	270	93	79	98	276	105	71	100
	茨木支援学校 *	33	—	—	33	64	—	—	64	103	—	—	103	114	—	—	114	104	—	—	104
	摂津支援学校									278	89	80	109	322	115	111	96	334	111	111	112
	計	572	123	110	339	886	179	271	436	1249	315	358	576	1475	459	426	590	1576	499	465	612
北河内	寝屋川支援学校	306	109	89	108	385	150	150	85	314	84	80	150	366	146	74	146	397	183	103	111
	守口支援学校	130	32	31	67	190	54	54	82	171	37	78	56	175	59	60	56	191	77	58	56
	交野支援学校生活課程	83			83	91	—	—	91	0	—	—	0	0	—	—	0	—	—	—	—
	交野支援学校四條畷校									128	—	53	75	160	—	52	108	217	—	60	157
	枚方支援学校									352	90	121	141	360	133	117	110	388	146	153	89
	計	519	141	120	258	666	204	204	258	965	211	332	422	1061	338	303	420	1193	406	374	413
中南河内	東大阪支援学校 *	70	—	—	70	97	—	—	97	91	—	—	91	61	—	—	61	67	—	—	67
	八尾支援学校	277	46	79	152	365	83	134	148	371	95	182	94	415	134	169	112	388	159	163	66
	西浦支援学校									354	81	105	168	405	118	92	195	408	108	104	196
	富田林支援学校	267	70	67	130	325	77	86	162	297	61	92	144	365	92	118	155	371	105	107	159
	計	614	116	146	352	787	160	220	407	1113	237	379	497	1246	344	379	523	1234	372	374	488
泉北泉南	和泉支援学校	261	25	78	158	253	56	84	113	342	71	123	148	307	91	93	123	333	101	126	106
	堺支援学校 *	35	—	—	35	38	—	—	38	95	—	—	95	73	—	—	73	78	—	—	78
	泉北高等支援学校	30	—	—	30	149	—	—	149	114	—	—	114	153	—	—	153	132	—	—	132
	佐野支援学校	281	80	72	129	419	117	116	186	349	111	122	116	382	146	113	123	323	117	105	101
	泉南支援学校									228	37	49	142	229	69	68	92	306	115	94	97
	計	607	105	150	352	859	173	200	486	1128	219	294	615	1144	306	274	564	1172	333	325	514
府下	合計	2312	485	526	1301	3198	716	895	1587	4455	982	1363	2110	4926	1447	1382	2097	5175	1610	1538	2027
大阪市内	思斉特別支援学校	154	34	41	79	296	44	103	149	306	49	90	167	330	84	103	143	324	91	96	137
	難波特別支援学校	156	0	16	140	175	—	30	145	258	33	85	140	230	43	75	112	278	69	107	102
	生野特別支援学校	202	25	46	131	338	55	110	173	294	64	95	135	346	94	105	147	380	110	101	169
	住之江特別支援学校	176	47	47	82	280	43	105	132	227	34	64	129	237	52	74	111	224	62	76	86
	東住吉特別支援学校									308	66	89	153	335	100	97	138	374	124	118	132
	東淀川特別支援学校									210	35	75	100	257	58	86	113	281	62	89	130
	出来島支援学校																	189	70	87	32
	計	688	106	150	432	1089	142	348	599	1603	281	498	824	1735	431	540	764	2050	588	674	788
府下総計	3000	591	676	1733	4287	858	1243	2186	6058	1263	1861	2934	6661	1878	1922	2861	7225	2198	2212	2815	
全域	高等支援	計	0	たまがわ	0	計	147	たまがわ	147	計	600	たまがわ	209	計	687	たまがわ	207	計	676	たまがわ	195
		とりかい	0	すながわ	0	とりかい	0	すながわ	0	とりかい	112	すながわ	113	とりかい	109	すながわ	113	とりかい	111	すながわ	106
		むらの	0	なにわ	0	むらの	0	なにわ	0	むらの	76	なにわ	90	むらの	111	なにわ	147	むらの	108	なにわ	156

文部科学省「公立特別支援学校における教室不足調査の結果」のうち
大阪府立支援学校における状況（2021・2023年度）

府教委資料をもとに大阪の障害児教育をよくする会作成

		学校名	不足教室数		増減	
			2021	2023		
1	知的障害	高槻支援学校	21 室	25 室	4	
2		八尾支援学校	43 室	18 室	-25	
3		富田林支援学校	12 室	8 室	-4	
4		佐野支援学校	23 室	6 室	-17	
5		豊中支援学校	38 室	35 室	-3	
6		寝屋川支援学校	26 室	5 室	-21	
7		泉北高等支援学校	9 室	5 室	-4	
8		和泉支援学校	41 室	11 室	-30	
9		守口支援学校	23 室	19 室	-4	
10		吹田支援学校	24 室	10 室	-14	
11		摂津支援学校	14 室	3 室	-11	
12		交野支援学校四條畷校	16 室	12 室	-4	
13		泉南支援学校	3 室	0 室	-3	
14		枚方支援学校	14 室	9 室	-5	
15		西浦支援学校	4 室	0 室	-4	
16		思斉支援学校	43 室	36 室	-7	
17		難波支援学校	11 室	15 室	4	
18		生野支援学校	30 室	36 室	6	
19		住之江支援学校	31 室	28 室	-3	
20		東淀川支援学校	27 室	27 室	0	
21	高等支援	むらの高等支援学校	2 室	0 室	-2	枚方支援と併設
22		すながわ高等支援	室	1 室	1	泉南支援と併設
23	知肢併置	東住吉支援学校	30 室	42 室	12	
24		堺支援学校	8 室	0 室	-8	
25		中津支援学校	室	1 室	1	
26		茨木支援学校	1 室	0 室	-1	
27		東大阪支援学校	1 室	1 室	0	
28		箕面支援学校	15 室	8 室	-7	
29	肢病併置	光陽支援学校	8 室	2 室	-6	
30	聴覚障害	中央聴覚支援学校	10 室	1 室	-9	
		合計	528 室	364 室	-164	

※上記以外の学校は、不足教室なし

28校

25校

学校名	【学校別】教室不足数調査					内訳			2021⇒2023増減																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	2021⇒ 2023 児童生徒 58人 増加	児童生徒 数	保有普通 教室	転用など の室数	支障なし の室数	不足 教室	学 級 編 成 不 適 合	そ の 他 整 備 必 要	児童生徒数 の 増減	保有普通 教室 の 増減	転用など の教室	学級編成 基準不 適合 の 増減	そ の 他 整 備 必 要	不足教室 数 の 増減																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
豊中支援学校	2021	417	62	38	0	38	23	15	35	3	9	6	-9	-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	452	65	47	12	35	29	6							箕面支援学校	2021	169	46	15	0	15	0	15	18	5	5	1	-8	-7	2023	187	51	20	12	8	1	7	高槻支援学校	2021	344	73	21	0	21	9	12	24	2	9	3	1	4	2023	368	75	30	5	25	12	13	吹田支援学校	2021	272	63	24	0	24	5	19	-4	0	1	-1	-13	-14	2023	268	63	25	15	10	4	6	茨木支援学校	2021	229	72	1	0	1	0	1	-17	0	-1	0	-1	-1	2023	212	72	0	0	0	0	0	摂津支援学校	2021	335	75	14	0	14	5	9	2	4	-3	-3	-8	-11	2023	337	79	11	8	3	2	1	豊能三島	2021	1766	391	113	0	113	42	71	58	14	20	6	-38	-32	2023	1824	405	133	52	81	48	33	思兼支援学校	2021	357	56	43	0	43	19	24	-1	2	0	2	-9	-7	2023	356	58	43	7	36	21	15	難波支援学校	2021	238	64	11	0	11	1	10	26	0	6	6	-2	4	2023	264	64	17	2	15	7	8	生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6	2023	399	71	39	3	36	18	18	東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023
箕面支援学校	2021	169	46	15	0	15	0	15	18	5	5	1	-8	-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	187	51	20	12	8	1	7							高槻支援学校	2021	344	73	21	0	21	9	12	24	2	9	3	1	4	2023	368	75	30	5	25	12	13	吹田支援学校	2021	272	63	24	0	24	5	19	-4	0	1	-1	-13	-14	2023	268	63	25	15	10	4	6	茨木支援学校	2021	229	72	1	0	1	0	1	-17	0	-1	0	-1	-1	2023	212	72	0	0	0	0	0	摂津支援学校	2021	335	75	14	0	14	5	9	2	4	-3	-3	-8	-11	2023	337	79	11	8	3	2	1	豊能三島	2021	1766	391	113	0	113	42	71	58	14	20	6	-38	-32	2023	1824	405	133	52	81	48	33	思兼支援学校	2021	357	56	43	0	43	19	24	-1	2	0	2	-9	-7	2023	356	58	43	7	36	21	15	難波支援学校	2021	238	64	11	0	11	1	10	26	0	6	6	-2	4	2023	264	64	17	2	15	7	8	生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6	2023	399	71	39	3	36	18	18	東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																
高槻支援学校	2021	344	73	21	0	21	9	12	24	2	9	3	1	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	368	75	30	5	25	12	13							吹田支援学校	2021	272	63	24	0	24	5	19	-4	0	1	-1	-13	-14	2023	268	63	25	15	10	4	6	茨木支援学校	2021	229	72	1	0	1	0	1	-17	0	-1	0	-1	-1	2023	212	72	0	0	0	0	0	摂津支援学校	2021	335	75	14	0	14	5	9	2	4	-3	-3	-8	-11	2023	337	79	11	8	3	2	1	豊能三島	2021	1766	391	113	0	113	42	71	58	14	20	6	-38	-32	2023	1824	405	133	52	81	48	33	思兼支援学校	2021	357	56	43	0	43	19	24	-1	2	0	2	-9	-7	2023	356	58	43	7	36	21	15	難波支援学校	2021	238	64	11	0	11	1	10	26	0	6	6	-2	4	2023	264	64	17	2	15	7	8	生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6	2023	399	71	39	3	36	18	18	東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																							
吹田支援学校	2021	272	63	24	0	24	5	19	-4	0	1	-1	-13	-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	268	63	25	15	10	4	6							茨木支援学校	2021	229	72	1	0	1	0	1	-17	0	-1	0	-1	-1	2023	212	72	0	0	0	0	0	摂津支援学校	2021	335	75	14	0	14	5	9	2	4	-3	-3	-8	-11	2023	337	79	11	8	3	2	1	豊能三島	2021	1766	391	113	0	113	42	71	58	14	20	6	-38	-32	2023	1824	405	133	52	81	48	33	思兼支援学校	2021	357	56	43	0	43	19	24	-1	2	0	2	-9	-7	2023	356	58	43	7	36	21	15	難波支援学校	2021	238	64	11	0	11	1	10	26	0	6	6	-2	4	2023	264	64	17	2	15	7	8	生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6	2023	399	71	39	3	36	18	18	東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																														
茨木支援学校	2021	229	72	1	0	1	0	1	-17	0	-1	0	-1	-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	212	72	0	0	0	0	0							摂津支援学校	2021	335	75	14	0	14	5	9	2	4	-3	-3	-8	-11	2023	337	79	11	8	3	2	1	豊能三島	2021	1766	391	113	0	113	42	71	58	14	20	6	-38	-32	2023	1824	405	133	52	81	48	33	思兼支援学校	2021	357	56	43	0	43	19	24	-1	2	0	2	-9	-7	2023	356	58	43	7	36	21	15	難波支援学校	2021	238	64	11	0	11	1	10	26	0	6	6	-2	4	2023	264	64	17	2	15	7	8	生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6	2023	399	71	39	3	36	18	18	東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																					
摂津支援学校	2021	335	75	14	0	14	5	9	2	4	-3	-3	-8	-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	337	79	11	8	3	2	1							豊能三島	2021	1766	391	113	0	113	42	71	58	14	20	6	-38	-32	2023	1824	405	133	52	81	48	33	思兼支援学校	2021	357	56	43	0	43	19	24	-1	2	0	2	-9	-7	2023	356	58	43	7	36	21	15	難波支援学校	2021	238	64	11	0	11	1	10	26	0	6	6	-2	4	2023	264	64	17	2	15	7	8	生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6	2023	399	71	39	3	36	18	18	東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																												
豊能三島	2021	1766	391	113	0	113	42	71	58	14	20	6	-38	-32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	1824	405	133	52	81	48	33							思兼支援学校	2021	357	56	43	0	43	19	24	-1	2	0	2	-9	-7	2023	356	58	43	7	36	21	15	難波支援学校	2021	238	64	11	0	11	1	10	26	0	6	6	-2	4	2023	264	64	17	2	15	7	8	生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6	2023	399	71	39	3	36	18	18	東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																			
思兼支援学校	2021	357	56	43	0	43	19	24	-1	2	0	2	-9	-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	356	58	43	7	36	21	15							難波支援学校	2021	238	64	11	0	11	1	10	26	0	6	6	-2	4	2023	264	64	17	2	15	7	8	生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6	2023	399	71	39	3	36	18	18	東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																										
難波支援学校	2021	238	64	11	0	11	1	10	26	0	6	6	-2	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	264	64	17	2	15	7	8							生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6	2023	399	71	39	3	36	18	18	東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																	
生野支援学校	2021	376	70	30	0	30	13	17	23	1	9	5	1	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	399	71	39	3	36	18	18							東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0	2023	314	53	38	11	27	20	7	東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																								
東淀川支援学校	2021	270	58	27	0	27	15	12	44	-5	11	5	-5	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	314	53	38	11	27	20	7							東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12	2023	431	85	43	1	42	25	17	住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																															
東住吉支援学校	2021	397	83	30	0	30	17	13	34	2	13	8	4	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	431	85	43	1	42	25	17							住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3	2023	264	49	36	8	28	11	17	大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																						
住之江支援学校	2021	259	50	31	0	31	11	20	5	-1	5	0	-3	-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	264	49	36	8	28	11	17							大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12	2023	2028	380	216	32	184	102	82	寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																													
大阪市内	2021	1897	381	172	0	172	76	96	131	-1	44	26	-14	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	2028	380	216	32	184	102	82							寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21	2023	383	84	26	21	5	5	0	守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
寝屋川支援学校	2021	376	84	26	0	26	4	22	7	0	0	1	-22	-21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	383	84	26	21	5	5	0							守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4	2023	181	49	21	2	19	0	19	交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
守口支援学校	2021	175	48	23	0	23	0	23	6	1	-2	0	-4	-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	181	49	21	2	19	0	19							交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4	2023	201	45	23	11	12	6	6	枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
交野支援学校 四條畷校	2021	169	42	16	0	16	4	12	32	3	7	2	-6	-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	201	45	23	11	12	6	6							枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5	2023	383	79	18	9	9	4	5	北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
枚方支援学校	2021	355	79	15	1	14	2	12	28	0	3	2	-7	-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	383	79	18	9	9	4	5							北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34	2023	1148	257	88	43	45	15	30	東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
北河内	2021	1075	253	80	1	79	10	69	73	4	8	5	-39	-34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	1148	257	88	43	45	15	30							東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0	2023	139	54	3	2	1	0	1	八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東大阪支援学校	2021	124	54	1	0	1	1	0	15	0	2	-1	1	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	139	54	3	2	1	0	1							八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25	2023	387	78	41	23	18	15	3	西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
八尾支援学校	2021	402	79	43	0	43	16	27	-15	-1	-2	-1	-24	-25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	387	78	41	23	18	15	3							西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4	2023	399	93	4	4	0	0	0	富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
西浦支援学校	2021	399	92	4	0	4	0	4	0	1	0	0	-4	-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	399	93	4	4	0	0	0							富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4	2023	366	82	10	2	8	4	4	中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
富田林支援学校	2021	363	81	17	5	12	6	6	3	1	-7	-2	-2	-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	366	82	10	2	8	4	4							中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33	2023	1291	307	58	31	27	19	8	和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中南河内	2021	1288	306	65	5	60	23	37	3	1	-7	-4	-29	-33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	1291	307	58	31	27	19	8							和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30	2023	317	72	46	35	11	5	6	堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
和泉支援学校	2021	306	72	41	0	41	3	38	11	0	5	2	-32	-30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	317	72	46	35	11	5	6							堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8	2023	205	78	12	12	0	0	0	泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
堺支援学校	2021	212	82	8	0	8	0	8	-7	-4	4	0	-8	-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	205	78	12	12	0	0	0							泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4	2023	135	35	9	4	5	3	2	佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
泉北高等支援学校	2021	148	36	9	0	9	4	5	-13	-1	0	-1	-3	-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	135	35	9	4	5	3	2							佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17	2023	329	81	20	14	6	2	4	泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
佐野支援学校	2021	356	81	23	0	23	5	18	-27	0	-3	-3	-14	-17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	329	81	20	14	6	2	4							泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3	2023	282	78	8	8	0	0	0	泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
泉南支援学校	2021	247	73	4	1	3	0	3	35	5	4	0	-3	-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	282	78	8	8	0	0	0							泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62	2023	1268	344	95	73	22	10	12	府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
泉北泉南	2021	1269	344	85	1	84	12	72	-1	0	10	-2	-60	-62																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	1268	344	95	73	22	10	12							府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
府立計	2021	7295	1675	515	7	508	163	345	264	18	75	31	-180	-149																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2023	7559	1693	590	231	359	194	165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

⑨交野支援学校四條畷校の本校化にあたっては、現場や保護者の意見を十分に取り入れ、小学部棟や必要な特別教室等、施設設備の整備をしてください。

ア) 本校化の工事に際しては、在校生の安全を確保し、授業や学校生活に支障が出ないようにしてください。

イ) 小学用のトイレ、更衣室、自立活動室、図工室、音楽室、調理室、視聴覚室、教材室、中庭、遊具、プレールームなど小学部に必要な施設設備を備えた小学部棟を設置してください。

ウ) スプリンクラー、エレベーターの設置はもちろんのこと、体育館、プール（小学部用と中・高等部用エリア分け）、校舎、教室の改修、バスターミナルの新設など独立した知的支援学校として必要な施設設備を行ってください。

エ) 枚方市・交野市地域に、もう1校知的支援学校を整備し、枚方市の一部と交野市の高等部生徒が交野支援学校四條畷校ではなく、地元の知的支援学校に通えるようにしてください。

オ) 東大阪市に知的支援学校を整備し、東大阪市の一部の高等部生徒が交野支援学校四條畷校ではなく、地元の知的支援学校に通えるようにしてください。

<昨年度（同趣旨要望への）回答>

府立交野支援学校四條畷校については、平成28年度から29年度にかけて、より一層の安全性を確保するため、3・4階を完全に閉鎖し、使用階数を低層階の1・2階に集約するための工事やトイレの改修工事を実施しております。

引き続き、令和2年10月に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づく検討を進めてまいります。

<発言・実態・関連資料>

○北河内地域関連の資料の説明／北河内の障害児教育を発展させる会

A 北河内・中河内地域の知的支援学校の地図 過大過密による通学区域変更の実態

守口支援学校の児童生徒数増のため、2011年度から門真市の高等部生徒が寝屋川支援学校に移行、中河内地域の児童生徒数増のため2015年度から大東市の高等部生徒と東大阪市の一部の高等部生徒が交野支援学校四條畷校に移行、また大東市の中学部生徒は寝屋川支援学校から交野支援学校四條畷校に移行、枚方支援学校の児童生徒数増のため2020年度から枚方市の一部の高等部生徒と交野市の高等部生徒が交野支援学校四條畷校に移行しました。

B 必要な特別教室数を確保した場合の普通教室と特別教室の室数について

児童生徒の増加に対応するため、やむを得ず特別教室を普通教室に転用してきました。その結果、北河内地域の知的支援学校の特別教室は、89室に減少しました。十分な指導を行うためには、特別教室の本来の機能を回復することが不可欠です。

2020年の基本方針で専門家は、「特別教室は、本来、支援学校の新設当初の段階では必要だから設置したものであり、現時点で既にその目的を達して特別教室等が不要でない限り、それらを普通教室に転換することは、ある意味、教育環境の低下にほかならない。生徒の障がいの状況や教育内容が多様化する中で、普通教室以外の特定の目的を持った教室等が必要となってきたのではないかと。そうであるなら、普通教室への転換は、本来の教育のあるべき方向と逆行するのではないかと。緊急避難的措置については、決して恒常化させるべきものではなく、本来の支援学校整備が進めば、特に、教室転用については、原状回復していくことを検討すべきだ」と述べています。

C 北河内地域知的支援学校市別在籍人数と今後の予想【東大阪の一部を含む】

2015年度から2024年度までの知的支援学校市別在籍者人数の一覧表です。2025年度から2029年度までは、過去3年間の実績人数をもとに算出した予想人数です。表の下に北河内7市と東大阪市の一部の高等部の合計人数を記載しています。

小学部の人数が急増し2015年度から2024年度で2倍以上に増加しました。小学部の児童が中学部に入学し中学部も増加しています。中学部からの進路は選択肢が多様ですが、高等部に入学する生徒も増加し、高等部も横ばいから増加傾向になることが予想されます。

大阪府の知的障がい支援学校新校整備事業の目的は「知的障がい支援学校の教育環境を確保し、国の『特別支援学校設置基準』に定められた校舎面積基準、学級編成基準への不適合を令和14年度までに解

消できるよう、在籍者数の増加傾向が見込まれる地域を優先し、新たな支援学校の整備等を行う」、つまり2032年度までに設置基準不適合を解消することを目的としています。

北河内地域の2023年度の校舎面積基準不適合は、2校(守口支援学校、枚方支援学校)であり、学級編成基準を満たすために必要な室数15室と記載されています。2024年度には32室になり、四條畷校本校化の前年度の2028年度には53室と大幅に増加することが予想されます。

四條畷校本校化(小学部設置)にむけ、2024基本計画、2025基本設計、2026実施設計、2027・2028工事、2029開校というスケジュールのようですが、基本計画の内容はまだ発表されていません。

2027・2028年度工事が予定されていますが、四條畷校には現在217人の生徒が通っています。工事中の生徒の安全確保や授業や行事等の場所をどう確保するのか、毎日の学校生活や指導に支障が出ないのかなど懸念されることが多くありますが、具体的な対応策がまだ示されていません。また、小学部の児童に適した校舎や教室を配置するためには、小学部棟を設置する必要があると考えられます。

D 2029年度四條畷校本校化した場合の北河内地域の知的支援学校在籍予想人数

(現状の4校場合と増設した場合の在籍人数)

四條畷校の本校化で小学部が設置されますが、四條畷校には、すでに中学部と高等部の生徒217人が通学しています。小学部設置だけでは、北河内全体の児童生徒増に見合う対策として不十分です。

また、四條畷校の本校化にともない寝屋川支援学校に通っている四條畷市と大東市の小学部の児童は、本校化された四條畷校に移行すると考えられます。そして、寝屋川支援学校に通っている門真市の高等部生徒も、本校化された四條畷校に移行すると考えられます。そのため北河内地域の知的支援学校の通学区域は、北河内の北部(枚方市・交野市・寝屋川市)と南部(四條畷市・大東市・門真市・守口市)の2つエリアで考えることが妥当と思われる。

そこで、北部と南部のエリアを2024年度の実数と2029年度予想人数をもとに考察します。

まず、設置基準面積不適合解消のため、枚方支援学校360人以下、守口支援学校は守口市の小学部・中学部・高等部とすることが必要であると仮定します。人数は下記のとおりです。

- ・2024年度北部725人(実数)……枚方支援学校360人 寝屋川支援学校365人
- ・2024年度南部468人(実数)……守口支援学校123人 四條畷支援学校(仮称)345人

○2024年度の実数でも寝屋川支援学校は365人となり過大・過密は解消しません。四條畷支援学校(仮称)は300人を超える過大・過密校になります。枚方市在住者は、枚方支援学校と寝屋川支援学校に分離してしまいます。北河内地域の教室不足は解消しません。

- ・2029年度北部795人(予想人数) ——枚方支援学校360人 寝屋川支援学校435人
- ・2029年度南部545人(予想人数) ——守口支援学校133人 四條畷支援学校(仮称)412人

○2029年度の予想人数では、寝屋川支援学校は435人、四條畷支援学校(仮称)は412人の超過大・過密校になります。枚方市在住者は、枚方支援学校と寝屋川支援学校に分離してしまいます。北河内地域の教室不足は解消しません。

設置基準不適合を解消し小学部・中学部・高等部の一貫性を確保する唯一の解決方法は、支援学校増設

- ★北部 ○枚方市・交野市(472人) ⇒ 枚方支援学校と第2枚方支援学校(仮称)
○寝屋川市(323人) ⇒ 寝屋川支援学校
- ★南部 ○四條畷市・大東市・東大阪市の一部(281人) ⇒ 四條畷支援学校(仮称)
○守口市(133人) ⇒ 守口支援学校、○門真市(131人) ⇒ 門真支援学校(仮称)

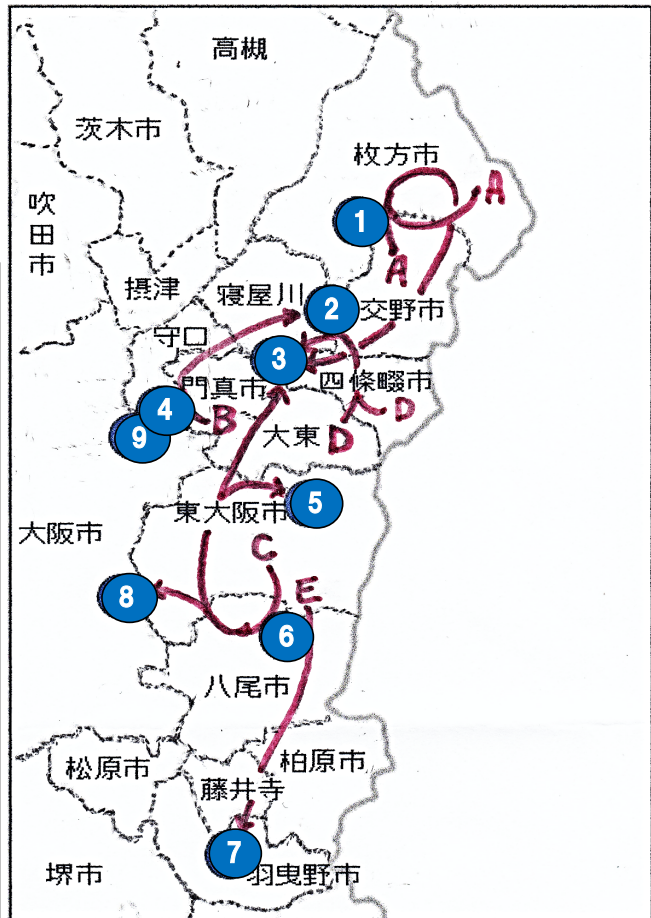
E～G 設置基準の学級編成基準をもとにした不足HR(ホームルーム)教室数の検証

2024年度実数と2029年度予想人数について、設置基準の学級編成基準をもとに不足HR(ホームルーム)教室数を算出すると、北河内地域で支援学校を増設しない限り、設置基準不適合を解消することはできないことが明確になりました。

北河内・中河内地域の知的支援学校の地図 ——過大過密による通学区域変更の実態——

- 1 (知)府立枚方支援学校
- 1 (知)府立むらの高等支援学校
- 2 (知)府立寝屋川支援学校
- 3 (知)府立交野支援学校四條畷校
- 4 (知)府立守口支援学校
- 5 (知肢併置)府立東大阪支援学校
- 6 (知)府立八尾支援学校
- 7 (知)府立西浦支援学校
- 8 (知)府立生野支援学校
- 9 (肢)府立光陽支援学校

- A (枚方市の一部・交野市の中学部→高等部)**
28 枚方支援学校
⇒ 27 交野支援学校四條畷校
- B (門真市の中学部→高等部)**
25 守口支援学校
⇒ 24 寝屋川支援学校
- C (東大阪市の中学部→高等部)**
29 八尾支援学校
⇒ 30(肢)東大阪支援学校 *
⇒ 27 交野支援学校四條畷校
⇒ 9 生野支援学校
- D (四條畷市・大東市の小学部→中学部・高等部)**
24 府立寝屋川支援学校
⇒ 27 交野支援学校四條畷校
- E 向陽学園の小学部・中学部・高等部**
⇒ 35 府立西浦支援学校



北河内地域の支援学校通学区域の変遷

枚: 枚方支援学校 寝: 寝屋川支援学校 四: 交野支援学校四條畷校 守: 守口支援学校
交: 交野支援学校生活課程 東: 東大阪支援学校生活課程 市守: 守口市立養護学校 調: 調整区域

通学区域		通学対象の支援学校 (小学部/中学部/高等部) *大阪全域: むらの高等支援								
年度	~1974	1975	1983	1991	1998	2010	2011	2015	2020~現在	
	~S49	S50	S58	H3	H10	H22	H23	H27	R2~現在	
新設校 通学区域 変更		寝屋川 養護学校 開校	交野・東大 阪生活課程 へ	守口養護 分教室 開設	守口 支援学校 開校	交野支援 四條畷校 開校	門真市 通学変更	枚方支援 むらの高等 支援学校 開校	四條畷校へ (枚方一部と 交野の高)	
枚方市	高槻養護 八尾養護 等に通う	寝/寝/寝	寝/寝/寝・交	寝/寝/寝・交	寝/寝/寝・交	寝/四/四	寝/四/四	枚/枚/枚	枚/枚/枚・四	
交野市		寝/寝/寝	寝/寝/寝・交	寝/寝/寝・交	寝/寝/寝・交	寝/四/四	寝/四/四	枚/枚/枚	枚/枚/四	
寝屋川市		寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	
四條畷市		寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/寝/寝	寝/四/四	寝/四/四	寝/四/四	寝/四/四
大東市		寝/寝/寝	寝/寝/東	寝/寝/東	寝/寝/東	寝/寝/東	寝/寝/東	寝/寝/東	寝/四/四	寝/四/四
門真市		寝/寝/寝	寝/寝/調	寝/寝/市守	守/守/守	守/守/守	守/守/守	守/守/寝	守/守/寝	守/守/寝
守口市		寝/寝/寝	寝/寝/調	寝/寝/市守	守/守/守	守/守/守	守/守/守	守/守/守	守/守/守	守/守/守

児童生徒の増加に対応するため、やむを得ず特別教室を普通教室に転用してきた

特別教室転用がつづく2023年度の教室数

学校	枚方 支援学校	寝屋川 支援学校	交野 支援学校 四條畷校	守口 支援学校	計
保有普通教室	56	56	24	32	168
保有特別教室	23	28	21	17	89
計	79	84	45	49	257

特別教室がつぶされ、
89室に減る

十分な指導を行うためには、特別教室の本来の機能を回復することが不可欠である

2020R2年の基本方針で専門家の意見

特別教室は、本来、支援学校の新設当初の段階では必要だから設置したものであり、現時点で既にその目的を達して特別教室等が不要でない限り、それらを普通教室に転換することは、ある意味、教育環境の低下にほかならない。生徒の障がいの状況や教育内容が多様化する中で、普通教室以外の特定の目的を持った教室等が必要となってきたのではないかと。そうであるなら、普通教室への転換は、本来の教育のあるべき方向と逆行するのではないかと。

緊急避難的措置については、決して恒常化させるべきものではなく、本来の支援学校整備が進めば、特に、教室転用については、原状回復していくことを検討すべきだ。

知文部科学省令「特別支援学校設置基準の交付等について(通知)」の概要

(14)校舎に備えるべき施設(第15条) (15)その他の施設(第16条)

* 教室(普通教室、特別教室等)、自立活動室、図書室、保健室、職員室、体育館

(18)その他(附則)

3 設置基準に関する留意事項 (12)校舎に備えるべき施設(第15条)

* 「特別教室等」には、例えば、音楽室や家庭教室等の特定の教科の指導等に用いられる教室が含まれ、「自立活動室」には、例えば、「触覚・聴覚指導室」「聴力検査室」「生活指導室」等の障害に応じた自立活動に用いられる部屋が含まれる

* 特別支援学校における教育活動を行う上で必要な最低限の施設を規定

* 条文上明記している教室と自立活動室及び保育室と遊戯室以外の諸室については、それぞれの諸室の機能を果たす上でも、独立して設ける必要がある

* 「専門教育を施すための施設」は、第15条第1項第1号で規定する特別教室以外の実習施設等を指すものであり、教育課程の実施上必要に応じて整備するものである

必要な特別教室を回復した場合の教室数

学校	①枚方 支援学校	②寝屋川 支援学校	③四條畷 支援学校 (仮称)	④守口 支援学校	計
確保できる普通教室	45	48	42	26	161
必要な特別教室	34	35	27	23	119
計	79	83	69	49	280

四條畷校本校化は
小学部棟なし
と仮定した場合
特別教室は
119室必要

①枚方支援学校開校時のフロアゾールの普通教室数は45室

開校に向けた計画で示されたフロアゾールの教室数が本来の室数であると考えられる

②寝屋川支援学校の必要な特別教室を復活すると、確保できる普通教室数は48室程度

小学部の遊戯室(HR2教室分)・理科家庭科室・図画室・粘土工作室、管理棟のセラピー室・行動観察室2室を回復と仮定

③本校化した四條畷支援学校(仮称)は、小学部棟がない場合の普通教室数が45室程度

出来島支援学校の普通教室数は42室、特別教室27室、管理諸室23室に準ずると仮定

④守口支援学校の必要な特別教室を復活すると、確保できる普通教室数は26室程度

玄関に設置した普通教室を玄関に回復、生活技能訓練室、パソコン室、家政科室を回復と仮定

資料C

北河内地域知的支援学校市別在籍人数と今後の予想【東大阪の一部を含む】

居住する市	実数										予想人数				
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
枚方市	71	79	91	97	96	112	119	130	129	130	132	130	129	123	125
小学部	71	79	91	97	96	112	119	130	129	130	132	130	129	123	125
中学部	103	112	105	107	99	103	103	117	130	136	138	139	140	147	144
高等部	106	125	134	135	124	108	107	109	121	117	124	134	146	148	149
計	280	316	330	339	319	323	329	356	380	383	394	403	415	418	418
交野市	13	11	15	16	28	21	19	20	13	16	18	21	24	26	28
小学部	13	11	15	16	28	21	19	20	13	16	18	21	24	26	28
中学部	12	10	17	14	17	14	21	16	22	17	19	11	11	11	12
高等部	18	17	12	15	13	15	12	14	18	23	21	24	21	23	14
計	43	38	44	45	58	50	52	50	53	56	58	56	56	60	54
寝屋川市	32	49	64	79	89	103	110	110	112	111	111	111	110	114	113
小学部	32	49	64	79	89	103	110	110	112	111	111	111	110	114	113
中学部	80	80	81	88	85	74	66	81	91	103	104	101	100	97	97
高等部	84	75	90	93	90	95	102	91	79	72	90	103	113	115	113
計	196	204	235	260	264	272	278	282	282	286	305	315	323	326	323
四條畷市	4	4	4	7	6	7	10	11	18	19	19	21	24	27	25
小学部	4	4	4	7	6	7	10	11	18	19	19	21	24	27	25
中学部	16	16	11	11	18	18	17	14	14	19	23	26	24	20	23
高等部	28	25	28	26	29	21	18	22	20	17	12	14	20	23	26
計	48	45	43	44	53	46	45	47	52	55	54	61	68	70	74
大東市	28	31	37	38	36	36	42	46	49	53	55	59	55	57	55
小学部	28	31	37	38	36	36	42	46	49	53	55	59	55	57	55
中学部	36	37	34	24	30	34	39	36	37	41	43	43	50	50	55
高等部	19	28	51	51	49	42	39	48	49	57	58	63	63	65	65
計	83	96	122	113	115	112	120	130	135	151	156	165	168	172	175
門真市	24	20	24	26	30	31	32	32	30	38	37	39	43	44	46
小学部	24	20	24	26	30	31	32	32	30	38	37	39	43	44	46
中学部	30	37	37	38	29	24	31	31	34	30	34	34	38	36	36
高等部	74	74	64	52	57	51	46	36	35	39	42	49	43	49	49
計	128	131	125	116	116	106	109	99	99	107	113	122	124	129	131
守口市	23	17	18	24	26	28	27	35	36	39	45	49	52	50	54
小学部	23	17	18	24	26	28	27	35	36	39	45	49	52	50	54
中学部	41	41	30	29	31	36	34	26	26	28	27	28	25	33	34
高等部	52	56	63	62	63	56	51	56	56	56	48	44	46	44	45
計	116	114	111	115	120	120	112	117	118	123	120	121	123	127	133
東大阪市一部	13	21	27	26	23	32	31	36	33	32	31	30	32	32	32
高等部	13	21	27	26	23	32	31	36	33	32	31	30	32	32	32
北河内+東	195	211	253	287	311	338	359	384	387	406	417	430	437	441	446
小学部	195	211	253	287	311	338	359	384	387	406	417	430	437	441	446
中学部	318	333	315	311	309	303	311	321	354	374	388	382	388	394	401
高等部	394	421	469	460	448	420	406	412	411	413	426	461	484	499	493
計	907	965	1037	1058	1068	1061	1076	1117	1152	1193	1231	1273	1309	1334	1340

調査時期が5月1日ではない場合は、転出入人数の影響で、5月1日付け統計の人数と異なることがあります。

資料D 2029年度四條畷校本校化した場合の北河内地域の知的支援学校在籍予想人数（現状の4校場合と増設した場合の在籍人数）

現状の4校の場合			
市	居住人数	知的支援学校	在籍人数
枚方市	418	枚方支援学校	360
交野市	54		
寝屋川市	323	寝屋川支援学校	435
(枚方支援学校を350人までと仮定した場合)			
北河内北部	795		795
四條畷市	74	四條畷支援学校	412
(本校化で小学部設置)			
大東市	175	門真支援学校	131
東大阪市	32		
門真市	131		
守口市	133	守口支援学校	133
(守口支援学校を守口市と門真市の小学部と仮定した場合)			
北河内南部	545		545
合計	1340		1340



2校増設の場合（第2枚方支援学校、門真支援学校増設）			
市	居住人数	知的支援学校	在籍人数
枚方市	418	第2枚方支援学校	236
交野市	54	枚方支援学校	236
寝屋川市	323	寝屋川支援学校	323
北河内北部	795		795
四條畷市	74	四條畷支援学校	281
(本校化で小学部設置)			
大東市	175	門真支援学校	131
東大阪市	32		
門真市	131	門真支援学校	131
守口市	133	守口支援学校	133
北河内南部	545		545
合計	1340		1340

資料 E

設置基準の学級編成基準をもとにした不足HR(ホームルーム)教室数の検証①

ア 2023年度の保有教室の状況(特別教室の多くを普通教室に転用)

2023年度		枚方支援学校	寝屋川支援学校	交野支援学校 四條畷校	守口支援学校	計
保有普通教室(A)		56	56	24	32	168
内訳	小学部	26	32		13	71
	中学部	20	12	7	10	49
	高等部	10	12	17	9	48
保有特別教室		23	28	21	17	89
計		79	84	45	49	257

本来のHR教室と特別教室を転用したHR教室の合計168室確保、それでもHR教室が不足しています

イ 2024年度はHR教室だけで32室不足、2028年度は53室不足

(2028年度の人数は過去3年実数から算出した予想人数、*は、過去6年実数から算出した予想人数)

各市の色分けは、同色の学校の通学区域に対応しています

小学部6人、中学部6人、高等部8人の設置基準学級編成基準に合致するHR教室を「必要HR教室」とする
下記の「不足HR教室」は児童生徒数に見合う「必要HR教室」から上記アの保有普通教室(A)を減じた数です

No.1	現在の通学区域								計	東大阪 市移行 の場合
	枚方市	交野市	寝屋川市	四條畷市	大東市	門真市	守口市	東大阪市		
小										
中										
高										
学校	枚方 支援学校		寝屋川 支援学校	交野支 援学校 四條畷校			守口 支援学校			交野支 援学校 四條畷校
2024	388		397	217			191	32	1193	185
HR不足教室	9		11	9			3		32	
2028	423		459	245			207	32	1334	213
HR不足教室	15		20	12			6		53	
* 2028	416		444	236			204	34	1300	202
HR不足教室	16		18	11			6		51	

小学部6人、中学部6人、高等部8人の設置基準学級編成基準に合致するHR教室を「必要HR教室」とする
表の「不足HR教室」は児童生徒数に見合う「必要HR教室」から上記アの保有普通教室(A)を減じた数です

ウ 本校化した四條畷校の保有普通教室(B)を42室と仮定する

2024年度開校した出来島支援学校は、4階建ての元府立高校を活用した知的支援学校で小学部棟はありません。

本校化予定の四條畷校の教室の配置はまだ未定ですので、保有普通教室数を出来島支援学校と同数と仮定します

四條畷校本校化時予想	枚方支援学校	寝屋川支援学校	四條畷支援学校 (仮称)	守口支援学校	計
保有普通教室(B)	56	56	(24⇒) 42	32	186

* 枚方支援学校、寝屋川支援学校、守口支援学校とも必要な特別教室を普通教室に転用しています

*** 十分な指導を行うためには、本来の特別教室の機能を回復する必要があります**

工

四條畷校本校化の場合、No.2～No.4の想定通学区域割を検証

(2029年度の人数は過去3年実数から算出した予想人数、*は、過去6年実数から算出した予想人数)

No.2～No.4の場合の必要HR教室の室数と四條畷校本校化時予想の**保有普通教室(B)**を比較する

2024年度も、すでに四條畷校が本校化されたとして、四條畷支援学校(仮称)の保有普通教室を42室と仮定する

No.2	●四條畷市・大東市の小 ⇒ 四條畷支援(仮称)								計	東大阪市移行の場合
	枚方市	交野市	寝屋川市	四條畷市	大東市	門真市	守口市	東大阪市		
小				●						
中										
高										
学校	枚方支援学校		寝屋川支援学校	四條畷校支援学校(仮称)			守口支援学校			四條畷支援学校(仮称)
2024	388		325	289			191	32	1193	257
HR不足教室	9		0	6			3		18	
2029	425		372	328			215	32	1340	296
HR不足教室	15		5	12			7		39	
*2029	419		362	313			213	33	1307	280
HR不足教室	17		5	8			7		37	

- ①2024年度に本校化したとしても北河内地域で18室不足し、枚方支援学校、守口支援学校とも設置基準不適合です
- ②2024年度の在籍人数でも、四條畷支援学校(仮称)は必要HR教室を $42+6=48$ 室確保する必要があります
- ③2029年度の予想では、北河内地域で39室不足します
- ④2029年度、四條畷支援学校(仮称)は必要HR教室を $42+12=54$ 室確保する必要があります
- ⑤2029年度、枚方支援学校、寝屋川支援学校、守口支援学校とも設置基準不適合です

No.3	●四條畷市・大東市の小⇒四條畷支援(仮称)▲門真市の中⇒寝屋川支援								計	東大阪市移行の場合
	枚方市	交野市	寝屋川市	四條畷市	大東市	門真市	守口市	東大阪市		
小										
中						▲				
高										
学校	枚方支援学校		寝屋川支援学校	四條畷校支援学校(仮称)			守口支援学校			四條畷支援学校(仮称)
2024	388		355	289			161	32	1193	257
HR不足教室	9		4	6			-2		17	
2029	425		408	328			179	32	1340	296
HR不足教室	15		11	12			1		39	
*2029	419		398	313			177	33	1307	280
HR不足教室	17		11	8			1		37	

- ①2024年度に本校化したとしても北河内地域で17室不足し、枚方支援学校、寝屋川支援学校とも設置基準不適合です
- ②2024年度の在籍人数でも、四條畷支援学校(仮称)は必要HR教室を $42+6=48$ 室確保する必要があります
- ③2029年度の予想では、北河内地域で39室不足します
- ④2029年度、四條畷支援学校(仮称)は必要HR教室を $42+12=54$ 室確保する必要があります
- ⑤2029年度、枚方支援学校、寝屋川支援学校、守口支援学校とも設置基準不適合です

資料 G

設置基準の学級編成基準をもとにした不足HR(ホームルーム)教室数の検証③

No.4	●四條畷市・大東市の小⇒四條畷支援(仮称)▲門真市の小中高⇒四條畷支援(仮称)■交野市の全⇒寝屋川支援								計	東大阪市移行の場合
	枚方市	交野市	寝屋川市	四條畷市	大東市	門真市	守口市	東大阪市		
小		■				▲				
中										
高										
学校	枚方支援学校		寝屋川支援学校	四條畷校支援学校(仮称)			守口支援学校			四條畷支援学校(仮称)
2024	383		342	345			123	32	1193	313
HR不足教室	8		2	14			-9		15	
2029	418		377	412			133	32	1340	380
HR不足教室	14		7	25			-6		40	
*2029	415		369	388			135	33	1307	355
HR不足教室	12		5	22			-6		33	

- ①2024年度に本校化したとしても北河内地域で15室不足し、枚方支援学校、寝屋川支援学校とも設置基準不適合です
 ②2024年度の在籍人数でも、四條畷支援学校(仮称)は必要HR教室を $42+14=56$ 室確保する必要があります
 ③2029年度の予想では、北河内地域で40室不足します
 ④2029年度、四條畷支援学校(仮称)は必要HR教室を $42+25=67$ 室確保する必要があります
 ⑤2029年度、枚方支援学校、寝屋川支援学校とも設置基準不適合です

No.2~4のどの場合も、設置基準不適合を解消することができません
 2024年度実数を適用しても教室不足、2029年度予想人数適用では、さらに大幅な教室不足です

オ 支援学校の新設以外に設置基準不適合を解消する方法はありません

No.5	2校増設								計	東大阪市移行の場合
	枚方市・交野市	寝屋川市	四條畷市	大東市	門真市	守口市	東大阪市			
小										
中	A	B								
高										
学校	枚方支援学校	第2枚方支援学校(仮称)	寝屋川支援学校	四條畷校支援学校(仮称)		門真支援学校(仮称)	守口支援学校			四條畷支援学校(仮称)
2024	220	219	286	238		107	123	32	1193	206
必要HR教室	38	37	51	41		21	23		211	
2029	236	236	323	281		131	133	32	1340	249
必要HR教室	42	42	55	48		27	26		240	
*2029	233	233	318	266		122	135	33	1307	233
必要HR教室	42	42	56	44		23	26		233	

枚方市・交野市・寝屋川市の北河内北部を3校(既存校2校と新設校1校)でカバーする
 四條畷市・大東市・門真市・守口市を3校(既存校2校と新設校1校)でカバーする

新設した場合の各校の必要HR室数について(2029年度予想人数ベース)

四條畷支援学校(仮称)の必要HR教室が**48室**です。小学部棟がない場合に確保できるかどうか？

枚方支援学校の必要HR教室が**42室**です。枚方支援学校開校当時のHR教室45に近い室数である

寝屋川支援学校の必要HR教室が**55室**です。特別教室の多くを普通教室に転用した2023年度の室数56室とほぼ同じ室数であり、必要な特別教室を回復することができません。

守口支援学校の必要HR教室が**26室**です。必要な特別教室を6室回復することができます。

⑩豊能地域および大阪市北東部の新校を整備するにあたっては、現場や保護者、地域住民の意見を十分に取り入れ、小学部棟の設置や必要な特別教室等、施設設備の整備をしてください。

＜昨年度回答＞

新規要求項目

＜資料＞ 大阪市北東部(大阪府立茨田高校)の新校整備について

- スクールバス、放課後児童デイサービスの送迎車の通行にあたって、安全面等で課題とする点について
 - ①安田2丁目から入る道路はバスが入るには狭いのではないかと。
 - ②上記の道路は、歩道はあるが区切られていないので、歩行者(特に公共交通バス等を利用して自力通学の子供)が通るには危険で不安である。
 - ③校門付近は、民家が多いので、スクールバスの行き来が出来るのか。苦情が殺到することも考えられる。
 - ④校門前がかなりの急な傾斜状態のため、スクールバスの出入りの時の揺れがきついで、子供の負担にならないか。そして、自力通学の子供等登下校時の負担や転倒などの危険も気になる。
 - ⑤校門を、スクールバスや放課後児童デイサービスの車両が何台も出入りを繰り返すこと自体が正直想像できない。他の出入り口も含めての出入りのシミュレーション(模擬実験)やルート(導線・経路)をしっかりとっておく必要性を感じる。
- 現在の茨田高校の校舎について、課題と要望
 - ①エレベーターが東側に一台設置だけである。知的障害と言うことでは肢体障害等と比べて利用頻度は少ないと思うが、4階建てを想定すると、もう一台校舎中央部に設置が必要ではないか。しかも、多人数で移動できて緊急時のストレッチャーも運べる大型のものが必要ではないか。
 - ②そして、多目的トイレが4階の西側に1個設置しているが、各階複数は必要ではないか。失禁時対応のシャワー等も完備されたものが必要ではないか。学齢期に合わせた形状のトイレを、長い校舎なので、1階ごとに数か所の設置が必要ではないか。
 - ③スロープで言えば、形だけでとてもスロープとは言えない危険な所もあった。校舎から体育館への移動用の廊下で、校舎から出るときのスロープは傾斜がきつい。総じて、当事者や家族も含めての総点検をする必要性を感じた。
 - ④4階の校舎で、特に知的障害の子供の落下事故をどう防ぐかという安全面についてきちんと整備してほしい。
- 地域との連携等
 - ①カラス対策をどうするかを地域住民と一緒に考えたい。併せて、地域住民との交流スペースも欲しいと感じた。
 - ②福祉避難所の役割が担える施設を備えて、地域防災の拠点施設となり得るようになってほしい。

⑩教室不足が深刻な八尾支援学校について、その具体的な解消方策を早急に講じてください。

＜昨年度回答＞
新規要求項目

⑬「特別支援学校設置基準」を既存校にも適用し、基準を満たしていない学校については、直ちに基準を満たすための改善措置を講じることができるよう、予算を措置してください。

＜昨年度回答＞
現在、令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。

⑯各支援学校に、十分な量の児童・生徒用の更衣室を整備してください。

＜昨年度回答＞
令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。

⑰子どもの実態に合わせたトイレの改善・整備を行い、老朽箇所の改修を計画的に行ってください。

＜昨年度回答＞
トイレの改修につきましては、学校ごとに児童・生徒の状況が異なることから、その必要性などについて個別に学校長や関係課と協議のうえ、福祉整備事業なども活用しながら整備を進めてまいりました。また、併せて、学校から提出される施設整備計画に基づき、適切に対応してまいります。なお、令和4年度は、感染症予防の観点から、国交付金を受け、和式トイレの洋式化改修工事を実施したところです。

⑳大阪わかば高校敷地内への生野支援学校の新築移転計画について、限られた敷地に6階建て校舎、スクールバス20台、「超大規模校」となる450人を想定しています。大規模災害がおこったときなどの避難等を想定したとき、安全・安心な学校という観点で重大な懸念があります。「超大規模校」ではなく、適正規模の学校を各地域に整備してください。

＜昨年度回答＞
令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。

＜資料＞

大阪府立生野支援学校が、大阪府立大阪わかば高校敷地内に本校を新築移転し、併設予定です。児童生徒数は、約450人を想定し、適正規模をはるかに上回る人数です。また、校舎は6階建てから5階建てに変更となり、プールを5階に設置、スクールバス20台という計画が示されています。運動場はわかば高校と共用となっています。計画段階から、適正規模(150～200人)を上回る人数が想定され、「超大規模校」における学校運営の困難さが懸念されます。また、5階建ての校舎、プール設置は5階となると、階層数が減ったとはいえ、災害時の避難も含め、日常の安全面においても大きな不安があります。現時点においても放課後等デイサービスの車は70台に及び、今後さらなる増車が想定され、地域もさらに広がる影響が予想されます。

わかば高校との運動場の共用については、わかば高校は多部制であり、ほとんどの時間運動場を使用していることから、共用は困難であり、区切って使用するという方向性を教員から聞いています。また、児童生徒の安全面について、併設であることから、もしも高校の校舎の方へ児童生徒が行ってしまい、行方不明となった場合、安全確保できないという不安の声がでています。「超大規模校」ではなく、適正規模の支援学校を各地域に整備してください。

②今後の知的障害支援学校の増設においては、必ず小学部棟を新設してください。
③府立支援学校の在籍者数増の対策として、学校教育審議会答申で示された「高校と支援学校の併設」の具体化ではなく、支援学校の抜本的な増設をおこなってください。

<昨年度回答> ②③一括

知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年10月に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。

同基本方針に基づき、令和6年度開校予定の出来島支援学校の整備などの取組みのほか、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めているところです。

5. 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。

①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行を行ってください。

<昨年度回答>

通学バスの民間委託化について、昭和53年度以降の増車分は、全車民間委託で対応しており、直営バスと同等の成果をあげていることや、他府県における実施状況からも十分対応できると判断し、平成8年度から、直営バス乗務員の退職にあわせて順次委託化を進めることとしており、平成12年度から競争入札を実施しております。

また、日頃から各学校において、乗務員やバス会社との情報共有をより密にするとともに、必要な連絡事項は、各学校の管理職や支援教育課からバス会社を通じて乗務員に伝達し、連携を図りながら、安全・安心な通学バス運行に努めております。

②適正規模の府立支援学校を各地域に建設するとともに、スクールバスの増車等の対策を緊急に講じ、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が60分を超えるコースのバスにはトイレを設置してください。

<昨年度回答>

知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年10月に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。

同基本方針に基づき、令和6年度開校予定の出来島支援学校の整備などの取組みのほか、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めているところです。

通学バスの台数については、在籍者数増に伴う乗車人数増加等に対応するため、令和5年度は、4台増車をしました。

今後とも、通学バスの増車や効率的なコース編成等により、長時間乗車による幼児児童生徒の負担軽減に向け取り組んでまいります。なお、トイレ付の車両の導入は予定しておりません。

<発言・実態・関連資料>

スクールバスは、府立支援学校全体で毎年10台前後の増車がされていますが、児童生徒が急増し、「過大・過密」の学校が増えているため、乗車率が高く、詰め込み状態で通学を余儀なくされている子どもたちが多数います。子どもどうしのトラブルがあっても座席をかえることもままならない状態にあるスクールバスも少なくありません。また、通学区域割が広いため、長時間通学がなかなか解消されません。2023年度のスクールバス乗車時間が60分を超える児童生徒が184人、その中には90分以上スクールバスに乗車している子もいます。スクールバスの「密」と60分を超える長時間乗車を直ちに解消できるよう、スクールバスを大幅に増車してください。そして、(乗車時間ではなく)通学時間が40分になるよう抜本的な増車を求めます。

また、乗務員も頻繁に変更となる事例も報告され、安全に乗車できるのかという不安の声も聞かれています。府立支援学校の通学バスは、教育の安上をすすめる民間委託化がすすめられています。そのもとで、委託会社は低賃金でドライバーを雇用しています。そのような状況から安全が確保されず、接触や脱輪などの事故の報告が頻繁に寄せられています。

④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。

<昨年度回答>

通学バスの経路設定にあたっては、乗車時間を考慮したうえで、幹線運行を原則とし、幼児児童生徒の在籍状況や保護者のご意見を参考にしながら、毎年運行計画を見直しています。

なお、通学バスの大きさについては更新時や増車時等に学校の要望を踏まえ、対応しております。今後とも通学バスの円滑かつ安全な運行に努めてまいります。

⑤小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは2名配置してください。

<昨年度回答>

毎年、通学バスを運行している全府立支援学校に対して、通学バスに関するヒアリングを実施し、運行経路や乗車する幼児児童生徒の状態、次年度の乗車人数の見込み等、各学校の状況を踏まえながら、通学バスの増車や車両の大きさ、座席数等の仕様変更も含めた検討をしています。

通学バス乗務員については、大型バス、中型バスは運転手を含む3人で運行し、小型バスは運転手を含む2人で運行しています。小型バスの乗務員を増員することは、車内スペースや乗車定員の関係から困難です。

今後とも、各学校・支援教育課・バス会社が連携をし、安全安心な通学バス運行に努めてまいります。

6. より豊かで安全な学校給食を、子どもたちに保障してください。

①府立支援学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。

<昨年度回答>

府立支援学校における給食調理業務につきましては、在籍する児童生徒の障がいの重度化・重複化に伴い、その内容も多様化している状況にあります。これらに、より適切に対応するため、障がいの状況に応じた段階食（刻み食・ペースト食など）や、多様なメニューの提供が行えるよう、調理時に集中的な人員配置を行うなど柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要であり、学校給食の充実を図るためにも、民間の活力を導入していきたいと考えています。

なお、府立支援学校の給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや安全面・安心面はもとより、委託業者に対して、衛生管理の徹底及び障がい者理解のための研修を十分にを行い、安全かつ効果的な運営が図られるよう努めております。

また、現在、民間委託が行われている支援学校においても、学校からの要請に応じて適宜受託業者と話し合いの場をもつなど、学校給食の充実に努めているところです。

②民間委託化された各府立支援学校の学校給食を自校直営方式に戻してください。当面、契約更新時に混乱が生じることのないよう、調理従事者資格要件や経験年数の大幅な引下げをおこなった仕様書を元に戻してください。また、安全で充実した給食が実施できるよう人的対応などの具体的な手立てを講じてください。

<昨年度回答>

府立支援学校における給食調理業務につきましては、障がいの状況に応じた段階食や多様なメニューの提供が行えるよう調理時に集中的な人員配置を行うことなど柔軟な体制による運営により学校給食の充実を図るため民間委託を実施しております。

令和6年3月からの調理業務委託を開始する入札において、これまでの受託業務の履行状況など技術面を評価する総合評価一般競争入札を採用することとしました。

現時点で資格要件などを令和元年8月業務開始の要件にもどすことは考えていませんが、技術面を評価する総合評価一般競争入札の導入により、より安定的な学校給食の供給を行えるものと考えております。

調理業務委託にあたっては、契約業務の開始から給食開始までの間に準備・確認すべき消耗品の準備や、衛生管理上必要となる施設・設備の確認、必要書類の確認、各作業ごとの衛生管理のポイント等をチェックリストにしたものを配布し、給食開始までのスケジュールに合わせてチェックするよう指導しております。

今後も、すでに民間委託を行っている支援学校の学校長を通じ、ご意見をお聞きしながら、必要な対応を行なってまいります。

③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。

<昨年度回答>

府立支援学校の厨房の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しております。

学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

1月30日 14時50分～16時50分

4. 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

⑭この間、小学部児童、中学部生徒が急増するも、年々教職員の配置が手薄になっています。各学校の実態に見合った大阪府独自の教職員加配を行い、充実した指導を行えるようにしてください。

<昨年度回答>

教職員の配置につきましては、標準法に基づき、学級数に応じて措置することを基本にするるとともに、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた指導の充実などを図るためなど、それぞれの学校の状況を踏まえて、教員の加配措置を行っております。

今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で、適正な教員配置に努めてまいります。

7. 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。

①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。医療的ケアが必要な児童生徒が希望する場合、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。

②府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、引き続き臨時技師（看護師）の賃金等の待遇改善を継続するとともに、その内容を早急に拡充してください。

<昨年度回答>

府立支援学校においては、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍するすべての学校に、看護師を配置しています。

なお、令和元年度からは、通学支援に係る校内体制対応看護師を、国の補助事業を活用して配置しています。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行（令和3年8月23日）により、学校教育法施行規則に、学校において医療的ケアを実施する看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、正規の学校職員として、看護師配置を可能とする制度改正は行われておらず、引き続き、制度改正について、国へ要望してまいります。

泊を伴う行事への看護師の付き添いについては、各学校からの要望を十分精査し、必要な学校に必要な人数の看護師を配置しており、医師の付き添いに関しては、各学校の声をしっかりと聞いたうえで、個別に対応を検討していきます。

<発言・実態・関連資料>

2021年、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。「医療的ケア児の健全な成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する」「安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与する」目的で作られ、「医療的ケア児」を法律上で定義し、国や地方自治体が「医療的ケア児」の支援を行う責務を負うことを日本で初めて明文化した法律です。また、2021年、中央教育審議会初等中等教育分科会の『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』（答申）には「医療的ケアの重要な役割を担う、学校に置かれる看護師を法令上位置付けることの検討を行うべきである」と示されています。2021年度から「医療的ケア通学支援事業」が開始され、「校内対応看護師」として非常勤看護師が定数外で配置されました。一方で、医療的ケアが必要な子どもの増加や医療的ケアの高度化への対応、泊を伴う行事の引率業務などの実態から、常勤看護師の必要性が年々高まっています。それに対して府教委は、教職員の定数を崩して常勤看護師を配置しています。また、府立支援学校において、医療的ケアが必要な子どもたちは、肢体不自由校以外にも在籍が増えています。2024年度の看護師配置校は31校で、昨年度より2校増えました。府立支援学校全体で35人の教員定数を崩して配置しています。その内訳は、「常勤看護師」が31人（11校）、「非常勤看護師」が8人（4校）です。

府立支援学校における看護師の職務は、教職員定数法上明記されるべき重要なものです。しかし、実際は、明記されていないために教員定数を崩して配置せざるを得ません。各校の教員配置数が年々厳しくなっているもとの、さらに教員定数を崩すことは、日々の教育活動の困難さにますます拍車をかけます。

医療的ケアが必要な子どもたちが安心して学校生活を送るために、そして医療的ケアの様々なニーズに応えるために、必要な看護師を配置することは当然であり、その対応のために教員定数を崩すことは、すべての子どもたちの教育権保障の観点からも矛盾します。府教委が府独自の施策として、看護師を定数外で配置することは急務です。併せて、文科省に対して教職員定数法に看護師を定数として明記するよう要請することを求めます。

2024年度府立支援学校の看護師配置について

府教委資料をもとに大阪の障害児教育をよくする会作成

定数を活用して配置

2024年度特別非常勤講師(看護師)		
学校名	配置人数	活用教員定数
堺聴覚支援	3	1
中津支援	2	1
西淀川支援	2	1
平野支援	1	1
計	8	4

事業で配置

2024年度通学支援校内対応看護師 ＜特別非常勤講師(看護師)＞	
学校名	配置人数(1人あたり29h/週換算)
大阪北視覚支援	0.86
大阪南視覚支援	1.62
生野聴覚支援	1.52
堺聴覚支援	0.18
中央聴覚支援	1.14
高槻支援	1
八尾支援	1
佐野支援	0.9
豊中支援	0.27
寝屋川支援	1
守口支援	1
吹田支援	1
摂津支援	1.42
枚方支援	1
難波支援	1
生野支援	1.21
東淀川支援	1
むらの高等支援	0.34
交野支援四條畷校	1
堺支援	7
茨木支援	4
東大阪支援	4.04
岸和田支援	5.38
藤井寺支援	6.5
交野支援	6.86
箕面支援	10
光陽支援	6
西淀川支援	4
平野支援	1
東住吉支援	2
計	75.24

2024年度臨時技師(看護師) 配置状況	
学校名	配置人数(定数活用人数)
堺支援	2
茨木支援	5
東大阪支援	2
岸和田支援	2
藤井寺支援	2
交野支援	3
箕面支援	4
光陽支援	4
西淀川支援	3
平野支援	1
東住吉支援	3
計	31

看護師配置校

合計31校

④医療的ケア通学支援事業においては、児童生徒の通学保障・通学途上での安全面、保護者の負担の軽減、看護師の確保など、制度が確かなものとなるよう予算措置を講じ、大阪府が責任をもって実施してください。とりわけ、大阪府として必要な看護師を確保してください。

<昨年度回答>

医療的ケア通学支援事業は、これまで保護者アンケートなどを通じて、制度利用にあたってのニーズ等を把握し、本事業に実績のある関係事業者一覧のホームページへの掲載による事業者確保に向けたサポートなどをはじめ、様々な工夫や改善に順次、取り組んできたところです。

引き続き、関係者の意見等を参考としながら、さらに利用しやすい制度となるよう、取り組んでまいります。

8. 旧大阪市立特別支援学校 12 校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」(2015. 6. 3 要求大集会実行委員会対府交渉) という回答に基づいた条件整備をおこなってください。そしてすべての府立支援学校に広げてください。また、「教育条件を低下させない」として強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。

①中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校の「早期教育」及び寄宿舎教育を継続・発展させてください。

<昨年度回答>

幼稚園への入園資格は、学校教育法第 26 条に「幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」と規定されています。聴覚支援学校、視覚支援学校において大阪府独自の制度化を行うことは困難ですので、ご理解願います。

幼稚部入学前の聴覚や視覚に障がいのある乳幼児の支援として、教育相談というかたちで、各校において早期教育相談を実施しており、これについては、聴覚障がい教育、視覚障がい教育のセンター的役割として、各校が地域と連携しながら、乳幼児の支援にも対応しているところです。

中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校に設置している寄宿舎については、入舎状況や児童生徒のニーズ、施設の状況等を踏まえて検討しているところです。

②中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。

<昨年度回答>

府立学校の老朽化対策については、令和2年3月に策定した「府立学校施設長寿命化整備方針」に基づき、令和3年3月に事業実施計画を策定したところです。

中央聴覚支援学校につきましても、この方針に基づき、改修に順次着手します。

また、寄宿舎の改修・増築については、今後も、入舎状況や児童生徒のニーズ、施設の状況を踏まえて検討していく予定です。

9. 府立支援学校の通学区域割の変更によって、福祉サービス（ショートステイの送迎等）の利用が制約されている実態を改善するよう、必要な措置を講じてください。

<昨年度回答>

府立支援学校の通学区域割については施設規模や通学バス乗車時間などを考慮しながら、市町村を越えて広域に設定しています。

今後とも、各学校の施設規模や児童生徒数等を考慮しながら、よりよい通学環境となるよう、検討していきます。

15. 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」（平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課）の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。

①大阪府並びに大阪府教育委員会として上記「報告書」の趣旨並びに「学びの場」公表の意義を踏まえ、「学びの場」ホームページの存在を特に学校教育関係者や障害福祉関係者に周知徹底してください。また、「福祉型専攻科”事業合同説明会」（大阪府・大阪府教育委員会後援）の情報（チラシ）がすべての府立特別支援学校の生徒・保護者、教職員に進路の選択肢の一つとして情報提供されるように各特別支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。

<昨年度回答>

福祉部と連携し、例年4月の府立支援学校校長会において情報提供を行っています。この情報は、各校において進路指導主事を中心に、進路を担当する校務分掌等で情報共有されており、校内における進路指導・支援に際して、生徒・保護者のニーズを聞きながら、他の進路情報も含めて提供しています。

<発言・実態・関連資料>

○いつもお世話になっております。卒後の学びの場・専攻科を実現する会の恩知と申します。

大阪府教育委員会、大阪府障がい福祉課より後援をいただき、今年も福祉型専攻科事業合同説明会(以下合同説明会)を開催することが出来ました。後援という形で私たちの活動の後押しをしていただいたことで、年々配ってもらえる学校が増えてきています。ありがとうございます。

ただ、今年も快く配布を了承してくださる学校もあれば「資料コーナーに置くだけであればいいですよ」と配布してもらえない学校もまだありました。また「高等部のみ、対象者のみに配布します。」と配布はしてもらえたのですが、限定して配布。他には「学校の方針としてそのようなチラシは配布できません」と受け取りを断られる学校もあり、学校によって対応に差があるのがとても疑問に思っています。

今回の合同説明会に向けてチラシ配布をお願いした際の学校からの返答を以下に記載します。

- ・高等部在学生の 100 名と先生への配布。
- ・就職がメインの高等支援学校のため対象者のみに配布します。
- ・一度検討したがこれまで通り配布はできず、誰でもとれるように置いておく
- ・管理職と話をして進路情報は高等部のみ配布する
- ・申込欄があると理解せずに申し込みしてしまう事案があり、申込欄があるものは配布できない
- ・「保護者に配布するようなかたちでの手紙を本校はつくっていない」という理由から話はきいてもらえませんが結局配布には至っていない。

16. 小・中学校で学ぶ子どもの、障害児教育を求める声の高まりと、障害の重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

①2022 年 4 月 27 日に文科省が発出した「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」の影響により、障害児教育を受ける権利が保障されない事態が懸念されます。「通知」について、府教委としての見解を明らかにしてください。

<昨年度回答>

本通知は、国が都道府県や市町村に対して、子どもの障がいの状況に応じた「学びの場」の判断や学習内容等について、適切な対応を求めたものであると認識しています。

府教育庁としましては、個々の障がいの状況や心身の発達に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要であると考えています。

②「通知」で示された授業時数は目安であり、子どもの障害の状況や保護者の願い、これまでの経緯などに応じて支援学級への在籍も可能であることを、市町村教育委員会に周知してください。

<昨年度回答>

個々の障がいの状況や心身の発達により、支援学級在籍児童生徒の特別の教育課程は様々であり、支援学級で学ぶ時間は一律に定められるものではありませんが、本通知で、文部科学省が支援学級で学ぶ時間の目安を示したことは受け止める必要があると認識しています。

府教育庁としましては、支援学級に在籍する児童生徒に必要な「特別の教育課程」が適切に編成・実施されているか、個々の障がいの状況に応じた「自立活動の指導」となっているかが重要であると認識しており、一人ひとりの教育的ニーズに、最も的確に応える指導を提供できるよう、市町村教育委員会に対する指導・助言に努めてまいります。

③学びの場の決定にあたっては、子どもの障害の状況や保護者の願いを十分に考慮し、それぞれの必要に応じた判断をするよう、市町村にはたらいきかけてください。強引な学びの場の変更や強硬な手続き的合意により、保護者や子どもが不安や不利益を被ることがないようにしてください。万が一、そうした事態が起こった際には、市町村向けに通知を発出した府教委の責任で事態の收拾にあってください。

<昨年度回答>

支援学級に在籍する児童生徒は、障がいの状況や心身の発達に応じた特別の教育課程が一人ひとりに編成されていることから、個に応じた指導・支援の内容や目標・評価等について、これまでも「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等を活用し、本人・保護者と共有されています。

そのなかで、個々の児童生徒の教育的ニーズの整理と障がいの状況等を踏まえた適切な「特別の教育課程」の編成となっているか、必要な指導内容等に応じた「学びの場」となっているかを改めて確認していただく場合もあり、その際には、本人・保護者と十分に話し合うことが大切です。

府教育庁としましては、「特別の教育課程」の内容の見直しや「学びの場」の変更の検討が必要である場合は、本人・保護者と十分に話し合い、合意形成を丁寧に行うことを、市町村教育委員会に指導助言しています。

④今回の通知を受け、支援学級から通常の学級に在籍を変更した子どもについて、支援学級での指導が必要とされる場合には、すみやかに支援学級に在籍できるようにしてください。

<昨年度回答>

府教育庁としましては、個々の障がいの状況や心身の発達等に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要と考えています。

市町村教育委員会に対しては、子ども一人ひとりの障がいの状況等を丁寧に把握するとともに、本人及び保護者の意向も確認しながら、子どもにとっての適切な学びの場を提供するよう伝えています。

⑤支援学級・通常学級などの学びの場が変更された際に、教職員配置の大幅な減少が起こらないようにしてください。

<昨年度回答>

新規要求事項

<発言・実態・関連資料>

<資料>大阪の障害児学級の状況 2024.12.26大教組障害児教育部調べ

※小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む ※表は政令市を除く。グラフは府内全域。

1. 障害児学級数(学級)

	2020	2021	2022	2023	2024
小学校	3,295 (+171)	3,396 (+101)	3,587 (+191)	3,433 (-154)	3,357 (-76)
中学校	1,239 (+71)	1,317 (+78)	1,396 (+79)	1,316 (-80)	1,256 (-60)
合計	4,534 (+242)	4,713 (+179)	4,983 (+270)	4,749 (-234)	4,613 (-136)

2. 障害児学級在籍者数(人)

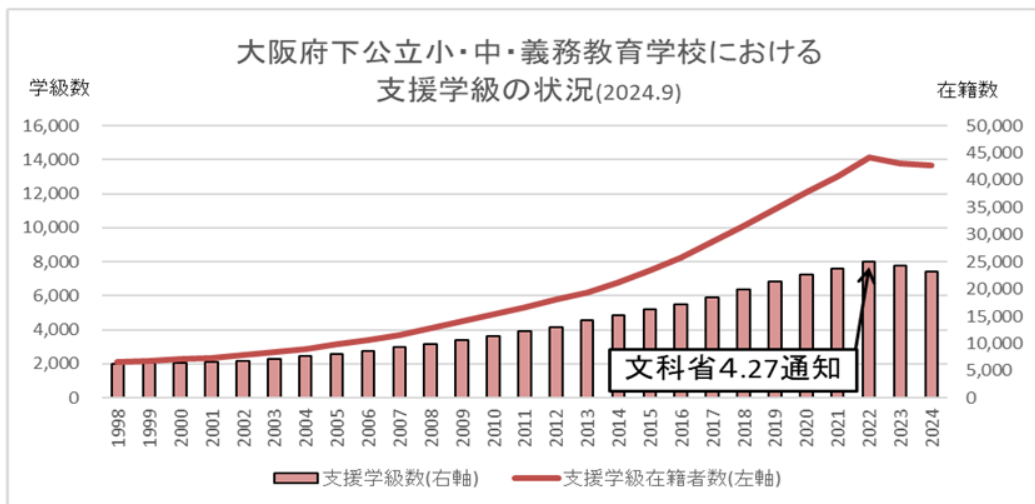
	2020	2021	2022	2023	2024
小学校	18,290 (+1302)	19,281 (+991)	20,712 (+1431)	19,576 (-1136)	19,515 (-61)
中学校	6,203 (+568)	6,948 (+745)	7,622 (+674)	7,081 (-541)	6,906 (-175)
合計	24,493 (+1870)	26,229 (+1736)	28,334 (+2105)	26,657 (-1677)	26,421 (-236)

参考)障害児学級 1学級あたりの子どもの数(人)

	2020	2021	2022	2023	2024
小学校	5.55	5.68	5.77	5.70	5.81
中学校	5.01	5.28	5.46	5.38	5.50
全体	5.40	5.56	5.69	5.61	5.73

参考) 障害児学級数・障害種別毎(学級)

	2020	2021	2022	2023	2024
弱視	46 (+5)	51 (+5)	53 (+2)	49 (-4)	41 (-8)
難聴	92 (+2)	98 (+6)	97 (-1)	85 (-12)	74 (-11)
知的	1,665 (+82)	1,722 (+57)	1,812 (+90)	1,740 (-72)	1,761 (+21)
肢体不自由	343 (-7)	327 (-16)	315 (-12)	303 (-12)	277 (-26)
病弱・身体虚弱	370 (+15)	362 (-8)	379 (+17)	334 (-45)	246 (-88)
自閉症・情緒	2,029 (+148)	2,152 (+123)	2,327 (+175)	2,238 (-89)	2,214 (-24)
言語	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)



弱視・難聴・肢体・病弱 学級での削減が顕著！～支援学級・通級指導教室の増設置で発達を保障する教育条件整備を！～

昨年度をさらに上回る特別支援学級削減です。政令市も含めた特別支援学級は7,450学級で、前年度から296学級が削減されています。

昨年度から続く学級削減ですが、特に、比較的少数の子どもが在籍することが多い障害種別で削減傾向が顕著です。「1人学級の肢体不自由学級を減らされ、病弱・身体虚弱学級へと変更となり、1学級減った」「病弱学級の子どもが種別変更させられ、病弱学級がなくなった」など事態がおきています。

3. 通級指導教室数（校，教室）

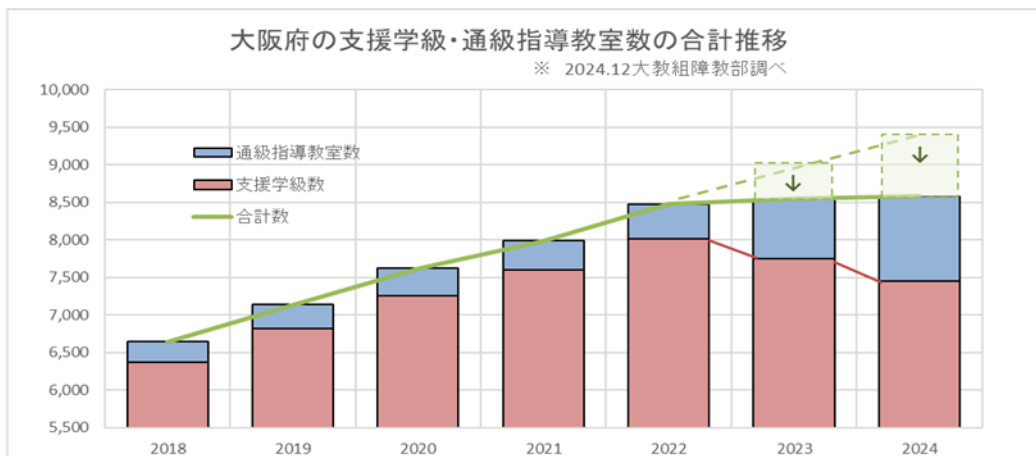
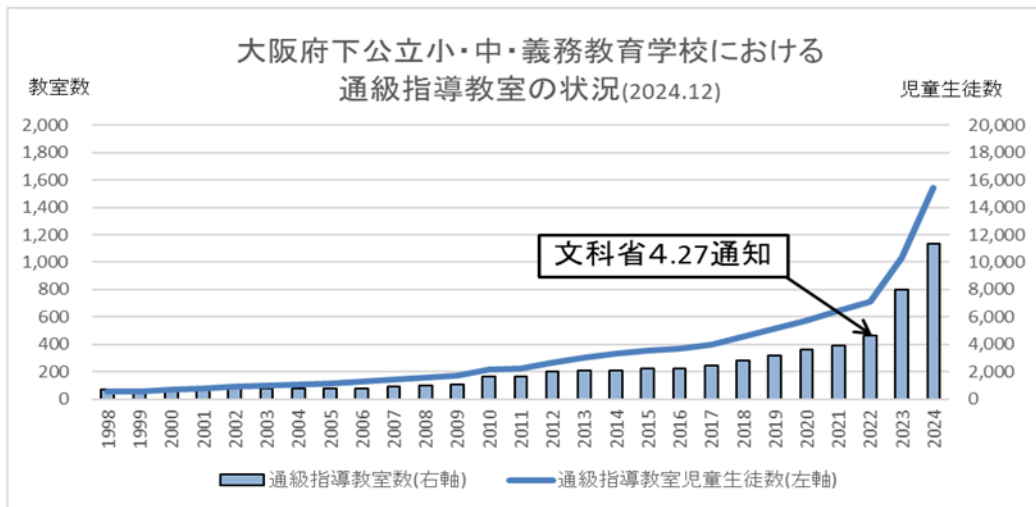
	2020	2021	2022	2023	2024
設置校小	233 (+32)	247 (+14)	301 (+54)	439 (+138)	500 (+61)
設置校中	79 (+17)	87 (+8)	102 (+15)	192 (+90)	225 (+33)
設置校計	312 (+49)	334 (+22)	403 (+69)	631 (+228)	725 (+94)
教室数小	233 (+32)	248 (+15)	302 (+54)	478 (+176)	642 (+164)
教室数中	79 (+9)	87 (+8)	102 (+15)	208 (+106)	262 (+54)
教室数計	312 (+41)	335 (+23)	404 (+69)	686 (+282)	904 (+218)

4. 通級指導対象者数（人）

	2020	2021	2022	2023	2024
小	3,874 (+450)	4,363 (+489)	4,815 (+452)	6,705 (+1,890)	9,334 (+2,629)
中	864 (+110)	1,069 (+205)	1,362 (+293)	2,260 (+898)	3,679 (+1,419)
対象者数	4,738 (+560)	5,432 (+694)	6,177 (+745)	8,965 (+2,788)	13,013 (+4,048)

参考)通級指導教室 1人教室あたりの子どもの数（人）

	2020	2021	2022	2023	2024
小学校	16.63	17.59	15.94	14.03	14.54
中学校	10.94	12.29	13.35	10.87	14.04
全体	15.19	16.21	15.29	13.07	14.39



5. 支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超えている通常の学級・学校の状況

	2020 (学年数)	2021 (学年数)	2022 (学年数)	2023 (学年数)	2024 (学年数)
小学校数	191 (262)	180 (253)		213 (293)	243 (338)
中学校数	74 (90)	89 (111)		69 (85)	82 (91)
合計 学校数	265 (352)	269 (364)		282 (378)	325 (429)
全学校数に対する割合	30.4%	33.4%		32.7%	37.9%

6. 大阪府下の少人数学級設置状況(2024) ※大教組調べ

市町村	対象学年	開始年度	備考
池田市	小6	2020年度	35人以下学級
箕面市	小6	2024年度	35人以下学級
高槻市	小6	2012年度	35人以下学級
	中1	2022年度	
	中2・中3	2023年度	
寝屋川市	小6	2023年度	35人以下学級
枚方市	小1～小4		35人以下学級 (ダブルカウントあり)
	小5・小6	2018年度	40人以下学級 (ダブルカウントあり)
交野市	小6	2017年度	35人以下学級
	小1	2024年度	30人以下学級
東大阪市	小6	2024年度	35人以下学級
八尾市	小5・小6	2022年度	ダブルカウントあり
富田林市	中3	2007年度	35人以下学級
	小6	2011年度	
堺市	小6	2017年度	38人以下学級
	中1	2023年度	
	中2	2024年度	
和泉市	中1	2024年度	35人以下学級
忠岡町		2022年度	定員越えの学年に教員 1名加配 (1学年のみ)
泉佐野市	小5・小6	2017年度	35人以下学級
	中1	2024年度	
田尻町	小6	2021年度	35人以下学級

2024年度 特別支援学級 学級数ならびに児童・生徒数

参考) 2023年度特別支援学級数ならびに児童・生徒数

	学級数					児童・生徒数				
	合計	前年比	内訳			合計	前年比	内訳		
			小学校	中学校	義務			小	中	義
府下合計	7,453	-289	5,323	2,042	88	42,718	-437	31,227	11,491	0
大阪市	2,170	-157	1,547	623	合	12,411	-297	8,894	3,517	合
堺市	670	1	478	192	-	3,886	89	2,818	1,068	-
政令市除く計	4,613	-133	3,298	1,227	88	26,421	-229	19,515	6,906	0
豊中市	386	-13	272	100	14	0				
池田市	98	-1	64	23	11	0				
箕面市	157	-18	116	41	-	0				
能勢町	9	2	-	-	9	0				
豊能町	15	0	11	4	-	0				
吹田市	357	-5	278	79	-	0				
高槻市	302	-4	209	93	-	0				
茨木市	214	-9	159	55	-	0				
摂津市	72	-8	52	20	-	0				
島本町	43	0	31	12	-	0				
守口市	124	4	79	32	13	0				
枚方市	395	11	298	97	-	0				
寝屋川市	187	-4	140	47	-	0				
大東市	112	-2	83	29	-	0				
門真市	92	3	68	24	-	0				
四條畷市	50	1	38	12	-	0				
交野市	59	3	42	17	-	0				
東大阪市	379	-26	244	114	21	0				
八尾市	179	-19	135	39	5	0				
柏原市	51	0	36	15	-	0				
富田林市	111	-9	83	28	-	0				
河内長野市	86	-3	60	26	-	0				
松原市	109	4	78	31	-	0				
羽曳野市	87	-8	57	22	8	0				
藤井寺市	51	0	38	13	-	0				
大阪狭山市	36	-1	26	10	-	0				
太子町	9	0	7	2	-	0				
河南町	11	-1	8	3	-	0				
千早赤阪村	6	-1	4	2	-	0				
泉大津市	62	-6	49	13	-	0				
和泉市	148	-12	97	46	5	0				
高石市	40	-7	30	10	-	0				
忠岡町	13	0	10	3	-	0				
岸和田市	200	3	135	65	-	0				
貝塚市	75	-4	48	25	2	0				
泉佐野市	115	-3	85	30	-	0				
泉南市	67	-3	51	16	-	0				
阪南市	51	2	37	14	-	0				
熊取町	35	1	26	9	-	0				
田尻町	8	0	5	3	-	0				
岬町	12	0	9	3	-	0				

	学級数				児童・生徒数			
	合計	内訳	内訳		合計	内訳	内訳	
			小	中			義	小
府下合計	7,742	5,502	2,139	101	43,155	31,133	11,512	510
大阪市	2,327	1,645	666	16	12,708	9,109	3,505	94
堺市	668	480	189	-	3,797	2,742	1,055	-
政令市除く計	4,746	3,377	1,284	85	26,650	19,282	6,952	416
豊中市	399	283	101	15	2,149	1,564	512	73
池田市	99	67	21	11	525	358	112	55
箕面市	175	124	51	-	999	729	270	-
能勢町	7	-	-	7	29	-	-	29
豊能町	15	11	4	-	56	46	10	-
吹田市	362	274	88	-	2,114	1,628	486	-
高槻市	306	214	92	-	1,759	1,209	550	-
茨木市	223	169	54	-	1,215	945	270	-
摂津市	80	56	24	-	484	353	131	-
島本町	43	31	12	-	275	207	68	-
守口市	120	73	34	13	682	423	190	69
枚方市	384	289	95	-	2,251	1,742	509	-
寝屋川市	191	139	52	-	1,151	842	309	-
大東市	114	82	32	-	682	497	185	-
門真市	89	63	26	-	466	343	123	-
四條畷市	49	39	10	-	298	239	59	-
交野市	56	42	14	-	329	251	78	-
東大阪市	406	266	119	20	1,921	1,283	537	101
八尾市	198	146	47	5	966	716	237	13
柏原市	51	34	17	-	265	174	91	-
富田林市	120	86	34	-	662	478	184	-
河内長野市	89	64	25	-	473	341	132	-
松原市	105	76	29	-	587	423	164	-
羽曳野市	95	63	23	9	557	381	129	47
藤井寺市	51	40	11	-	261	207	54	-
大阪狭山市	37	27	10	-	186	140	46	-
太子町	9	7	2	-	43	35	8	-
河南町	12	8	4	-	80	56	24	-
千早赤阪村	7	5	2	-	18	13	5	-
泉大津市	68	51	17	-	423	318	105	-
和泉市	160	105	50	5	1,007	654	324	29
高石市	47	34	13	-	244	176	68	-
忠岡町	13	9	4	-	64	51	13	-
岸和田市	197	133	64	-	1,174	801	373	-
貝塚市	79	53	26	-	488	319	169	-
泉佐野市	118	88	30	-	745	563	182	-
泉南市	70	52	18	-	453	341	112	-
阪南市	49	35	14	-	296	217	79	-
熊取町	34	25	9	-	197	155	42	-
田尻町	8	5	3	-	35	28	7	-
岬町	12	9	3	-	41	36	5	-

※「大阪の支援教育」をもとに、大阪市「学校現況調査」、堺市「教育要覧」、※「大阪府学校基本調査」をもとに作成。なお、別表で示す「大阪の支援教育」や「大教組障教部調査」の情報を加えて作成。

2024年度 **通級指導教室**数 (大教組障教部調べ)

参考) 2023年度通級指導教室数

	合計	前年度比(+)	内訳			
			小学校	義務(前)	中学校	義務(後)
府下合計	1,131	326	783	14	327	7
大阪市	155	100	103	1	50	1
堺市	72	8	51	-	21	-
政令市除く計	904	218	629	13	256	6
豊中市	57	0	38	2	16	1
池田市	21	4	13	1	6	1
箕面市	28	6	19	-	9	-
能勢町	2	0	-	1	-	1
豊能町	7	2	5	-	2	-
吹田市	26	4	20	-	6	-
高槻市	46	15	35	-	11	-
茨木市	45	10	29	-	16	-
摂津市	18	1	12	-	6	-
島本町	10	5	8	-	2	-
守口市	22	4	14	2	5	1
枚方市	46	3	25	-	21	-
寝屋川市	35	10	23	-	12	-
大東市	22	1	13	-	9	-
門真市	26	7	16	-	10	-
四條畷市	17	4	11	-	6	-
交野市	10	1	8	-	2	-
東大阪市	59	34	44	1	12	2
八尾市	49	14	35	1	13	-
柏原市	12	0	8	-	4	-
富田林市	34	5	22	-	12	-
河内長野市	23	4	16	-	7	-
松原市	21	7	15	-	6	-
羽曳野市	20	6	14	1	5	-
藤井寺市	24	7	17	-	7	-
大阪狭山市	21	8	16	-	5	-
太子町	3	0	2	-	1	-
河南町	3	0	2	-	1	-
千早赤阪村	3	0	2	-	1	-
泉大津市	20	10	16	-	4	-
和泉市	60	27	45	3	12	-
高石市	10	0	7	-	3	-
忠岡町	3	0	2	-	1	-
岸和田市	27	6	22	-	5	-
貝塚市	15	2	10	1	4	-
泉佐野市	13	1	10	-	3	-
泉南市	16	3	12	-	4	-
阪南市	18	6	14	-	4	-
熊取町	6	1	5	-	1	-
田尻町	2	0	1	-	1	-
岬町	4	0	3	-	1	-

	合計	内訳			
		小	義前	中	義後
府下合計	805	555	10	236	4
大阪市	55	39	-	16	-
堺市	64	48	-	16	-
政令市除く計	686	468	10	204	4
豊中市	57	38	2	16	1
池田市	17	10	1	6	-
箕面市	22	14	-	8	-
能勢町	2	-	1	-	1
豊能町	5	4	-	1	-
吹田市	22	17	-	5	-
高槻市	31	23	-	8	-
茨木市	35	24	-	11	-
摂津市	17	12	-	5	-
島本町	5	4	-	1	-
守口市	18	11	2	4	1
枚方市	43	22	-	21	-
寝屋川市	25	17	-	8	-
大東市	21	13	-	8	-
門真市	19	13	-	5	1
四條畷市	13	8	-	5	-
交野市	9	7	-	2	-
東大阪市	25	19	-	6	-
八尾市	35	24	1	10	-
柏原市	12	8	-	4	-
富田林市	29	19	-	10	-
河内長野市	19	14	-	5	-
松原市	14	10	-	4	-
羽曳野市	14	10	1	3	-
藤井寺市	17	13	-	4	-
大阪狭山市	13	9	-	4	-
太子町	3	2	-	1	-
河南町	3	2	-	1	-
千早赤阪村	3	2	-	1	-
泉大津市	10	8	-	2	-
和泉市	33	22	2	9	-
高石市	10	7	-	3	-
忠岡町	3	2	-	1	-
岸和田市	21	17	-	4	-
貝塚市	13	9	-	4	-
泉佐野市	12	9	-	3	-
泉南市	13	9	-	4	-
阪南市	12	8	-	4	-
熊取町	5	4	-	1	-
田尻町	2	1	-	1	-
岬町	4	3	-	1	-

※「大阪の支援教育」をもとに作成

18. 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第 81 条・学校教育法施行規則第 137 条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

①学級編制基準が同じ複式学級同様、2 学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。

＜昨年度回答＞

府教育庁においては、小・中学校の支援教育の充実を図るため、支援学級の適切な設置に努めてきたところですが、今年度は、障がい種別による学級設置をより一層すすめ、政令市を除き、小学校（義務教育学校前期課程を含む）で 3433 学級、中学校（義務教育学校後期課程を含む）で 1316 学級、合計 4749 学級の設置を行いました。

②支援学級の編制基準の改善を文部科学省に要望するとともに、府独自でも改善し、1 学級の定数を大幅に引き下げてください。

＜昨年度回答＞

府立高校においては、障がいのある生徒の進路指導について、個々の生徒に応じて、入学当初から卒業後までを見通した、きめ細かな進路指導を行っています。

本府ホームページが活用され、府立高校に在籍する障がいのある生徒の進路選択の一助となるよう、関係部局・機関と連携を進めてまいります。

支援学校においては、生徒の卒業後の進路情報について大阪府内の各ブロックで開催しています進路指導関係連絡会等で、各校が関係機関と連携するなど、情報収集しています。これら収集した情報は、保護者との懇談の機会や進路説明会等において、生徒・保護者の卒業後のニーズを聞き取りながら、適切に情報提供しています。

③在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

＜昨年度回答＞

支援学級の設置につきましては、学校教育法第 81 条の趣旨及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に則り、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて学級編制を行う観点から、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置の促進に努めてまいります。

④在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、あるいは学校に教員を加配してください。

＜昨年度回答＞

教員の配置については、府における教育課題の状況等を踏まえ、国の措置する定数を重点的かつ効果的に配置する中で、適切に対応しているところです。

今後とも、国への働きかけや今後の国の動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、効果的な配置につとめてまいります。

市町村の独自措置として行われている介助員制度等に見合った教員増は制度上困難ですが、障がいの重度化・多様化を踏まえ、引き続き障がい種別による学級設置を促進し、国に対しても人的措置等の条件整備について要望してまいります。

⑤同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。

<昨年度回答>

支援学級の設置につきましては、学校教育法第81条の趣旨及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に則り、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて学級編制を行う観点から、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置の促進に努めてまいります。

19. 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

①支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでも、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。また、支援学級担任、通級指導教室担当教員の専門性向上を図ってください

<昨年度回答>

教員の採用については、校種等を単位として、選考を実施しているところです。

小中学校における教職員の人事異動につきましては、必要な人材を学校の実情に応じて配置できるよう、人事基本方針及び人事取扱要領を定め、市町村教育委員会との連携のもと、計画的に行っているところです。

また、各学校における担任等の校内人事につきましては、学校長が当該校の実情等を考慮したうえで決定しているところです。

なお、府では、講師として学校での勤務を希望する者を、予め登録していただいております。病気休暇等により欠員が生じた場合には、その登録者の中から任用することで、速やかに欠員補充ができるよう努めているところです。

また、支援学級担任の適切な配置につきましては、子どもの指導・支援が系統的・継続的に進むよう市町村教育委員会に働きかけているところです。

20. すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

①小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

<昨年度回答>

支援学級はもとより、LD、ADHD等のある児童生徒を含め通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導については、学級担任まかせにすることなく、学校全体で行うための校内体制づくり、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、指導方法等の工夫改善、さらに学校外からの支援のあり方や教育条件の整備等を進めていく必要があると考えています。

平成19年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされています。多くの市町村においてそれらを活用し、特別支援教育支援員を配置しています。

今後とも、府教育庁としては、市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援教育支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる事業財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望してまいります。

②通級指導教室を全ての小中学校に設置してください。通級指導教室を利用する子どもの数に応じた複数設置を進めるとともに、利用する子どもが少数の場合でも通級指導教室設置を行うようにしてください。

<昨年度回答>

LD、ADHD 等の支援の必要な児童・生徒の状況をふまえ、大阪府では、通級指導担当教員の増員に努めてきました。

令和5年度は、政令市を除く小・中・義務教育学校合わせて 686 名の通級指導担当教員を配置し、また、府立聴覚支援学校の3校に通級指導教室を開設しています。

通級による指導については、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき行われています。不登校等の状況にある児童・生徒の通級による指導については、社会生活や学校生活における適応の困難さや、不登校等の状況をふまえ、関係機関等とも連携し、教育相談をすすめながら行う必要があると考えます。

通級による指導を必要とする児童生徒の実態をふまえ、今後とも、国の動向を見極めながら、通級による指導の充実に向けて努力していきます。

③特別支援教育コーディネーターを専任で配置し、保護者の教育相談や療育等との連携をさらに充実できるようにしてください。

<昨年度回答>

文部科学省は、支援教育を推進するにあたり、全ての小・中学校に校内委員会を設置し、支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置づけるよう求めています。

平成 19 年度から、府が所管する全ての市町村の小・中学校において、校内委員会が設置されるとともに、支援教育コーディネーターが指名され、校務分掌に位置づけられています。

支援教育の推進にあたっては、全教職員共通理解のもと、障がいのある児童生徒のニーズを学校全体で受け止め、一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育の充実など、学校全体の協力体制のもとに推進し、取り組まれるものと考えています。

④チャレンジテスト、学力調査等、競争をおおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めてください。

<昨年度回答>

学力や学習状況に関する調査については、その結果から、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握・分析し、その成果と課題に即した取組みを進めることで、確かな学力の育成に努めるよう指導しています。

また、実施要領では、特別支援学校及び特別支援学級に在籍している児童・生徒のうち、「下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒」や「知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒」は、テストの対象としないことを原則としていますが、障がいの状況に応じた配慮について、個別のニーズを聞きながら可能な限り対応をお願いするとともに、テストを受けるかどうかについても、児童・生徒・保護者の考えを尊重するように、市町村教育委員会に周知しています。

⑥全ての教職員が発達障害についての理解を深め、一人ひとりの子どもの特別なニーズを理解し、子どもたちが自分に必要な環境で教育を受ける事ができるようにしてください。

<昨年度回答>

発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、平成 25 年度より2年間、「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究を進めてまいりました。

その実践研究をとりまとめ、府ウェブページに掲載しております。また、毎年度障がい理解教育研修会を実施し、研究成果の普及に努めています。(以上・小中学校課)

府教育庁では、通常の学級に在籍する発達障がい等の可能性のある児童生徒に対する障がいの特性に応じた特別の指導、支援の充実を図るため、通級による指導の充実にも努めています。今年度は、政令市を除き、昨年度に比べ、担当教員を 282 名増員し、小・中・義務教育学校合わせて 686 名配置しています。(以上・支援教育課)

21. 子どもの安全が十分に保障されないまま準備が進められている、「2025 大阪・関西万博への学校単位での招待事業」を中止してください。

＜昨年度回答＞
新規要求事項

22. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。

③教員との懇談や学校と事業所間での連絡の取り方（メール配信等）、情報共有等の対応に学校によってばらつきがあります。各校と連携がスムーズに図れるようにしてください。

＜昨年度回答＞

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等と府立学校、市町村立学校との連携を図るため、文部科学省および厚生労働省による通「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」及び「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を府立学校、市町村教育委員会に周知しております。各校においては、幼児児童生徒の適切な支援のため、必要な情報共有等について保護者同意のもと、事業所等と引き続き連携を図ってまいります。

＜発言・実態・関連資料＞

【学校との連絡体制について】

放課後等デイサービスの事業所が学校に子どもたちをお迎えに行くときには、学校の方でも子どもたちの安全に配慮して事故の起きないように事業所説明会を開催するなどいろいろな方法を模索していただいているところですが、

しかし、送迎時間に学校と事業所間での連絡が取れておらず、事故につながりかねない事例もあります。各学校からの事業所への送迎時間等の変更をメール等で配信するなど連絡を密にできるようにお願いいたします。

■送迎ミスの起きた事例

- ・学校がバスかデイに行くかを把握できておらず、間違えてバスに乗せていたり、違うデイの車に子どもを誘導するなどがある。
- ・送迎時間がわからない。急に変更になる(地域の学校)
- ・引継ぎの先生が来ない。生徒一人で来て、出発していいのか分からない。
- ・強度行動障害のあるお子さんが一人で送迎車に来て、その後も先生が来られず引継ぎがなかった。事故には至らなかったが、言葉のないお子さんだったこともあり、当日の様子が全く分からなかった。
- ・送迎が少し遅れ、学校に到着したら、子どもが帰ってしまっていた。先生が止めてくれておらず、発作のある子どもだったため、危険があった。
- ・支援学校の送迎バスの運転手の間違いで、降車する予定の児童がバス停で降りれないことがあった。そのような時の連絡の方法があれば対応がしやすいかと思う。
- ・デイの利用日なのに先生の知らない間に子どもが一人で帰った事例も地域の学校では複数起きている。
- ・先生がデイ利用を把握しておらず帰宅させたことがある。
- ・迎えに行ったが生徒が見つからないことがあった。
- ・聞いていた送迎時間と違うことがあった。

■学校との連携に関して

- ・送迎車に一人で来ることはできるが、言葉が不明瞭なこともあり学校での様子を聞いておかなければいけないとデイの側では思っている。お子さんの引継ぎがないので当日の様子がわかりにくい。
- ・送迎時に先生や介助員さんの付き添いがあり子どもの様子を話せるところもあるが学校によって差がある。
- ・一人の児童が複数の事業所を利用していることから、学校と事業所の面談を学期末の懇談時に行くと学校からの提案もありましたが時間的なこともあり、学校の先生方も多忙な中、お互いが納得いく面談を開催できるのか思案中です。府としたらどのように考えておられるか。また、学校に周知されていることがあれば教えていただきたい。

・学校の予定が届くのが遅いので、送迎体制を組むことをはじめ予定が立てにくいです

④不登校の状態にある障害児に対して、発達支援に加えて、学校及び家庭との緊密な連携を図りながら支援を行った場合の評価として「個別サポート加算Ⅲ」が創設されました。大阪府として不登校児の支援の連携をどのように進めようと考えておられるか聞かせてください。

<昨年度回答>

新規要求事項

<発言・実態・関連資料>

【不登校の児童への対応について】

新たに不登校の状態にある障害児に対して、学校及び家庭との連携を図りながら発達支援を行った場合の評価として「個別サポート加算Ⅲ」が創設されました。

今までも学校や家庭と連携を取って支援することの大切さを考えながら、事業所では不登校の状態にある子どもたちを受け入れていましたが、実態は連携を取ることができないままの現状もあります。

今回、連携することの重要性を国からも示されました。学校の現場ではどのように連携していくことを考えておられるか、連携するために府としては、福祉部と教育庁でどのように話し合われているか聞かせてください。

■不登校の児童の受け入れについて

- ・中学生の時には学校とのケース会議を行っていたが、高校生になった今は行われていない。
- ・不登校の子どもたちの居場所として数回受け入れ、だんだん登校できるようになった。学校との連携はできていなかった。
- ・情報共有ができ、協力的な支援担当の先生もおられる。
- ・事業所から聞けば答えていただけるが、学校からの連絡はない。
- ・学校と保護者、相談支援専門員と一緒に連携を行っている。本人や保護者の思いも聞き、情報共有ができています。
- ・学校に行けるときは行き、行けなくなった時は受け入れる等柔軟な対応をしている。
- ・不登校の子どもたちの支援を行っているが学校との連携を取れていません。
- ・夏休みに先生に来ていただき児童について共有できるようにしている。保護者からも聞き取りを行い、学校の懇談にも参加し先生と情報を共有できるようにしている。

46. 「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」が示す、「聴覚障害児童等の在籍校の教師等を対象とした手話講座の開催状況を明らかにするとともに、大阪府手話チャンネルの更新計画について明らかにしてください。

<昨年度回答>

聴覚に障がいのある幼児児童生徒が学校において手話を習得する機会を確保するため、府立支援学校や市町村の小中学校の聴覚障がい児教育に携わる教員に対し、大阪府手話言語条例に基づく取組みとして、福祉部と連携した教員向けの手話や聴覚障がい児支援に係る研修を実施しています。

同条例の趣旨を踏まえ、今後も福祉部と連携しながら必要な検討を行っていきます。

<発言・実態・関連資料>

○2023年度の要望に対する回答として「大阪府としましては、通常の学級に在籍する聴覚障がいのある児童生徒の状況調査をはじめ、ヒアリングや、学校訪問等により各市町村の状況の把握に努めています。」とありますが、把握している状況について差し支えない範囲でよいので具体的にご教示いただきたい。聴覚に障害のある児童等が在学する学校による手話習得機会確保促進の観点から単に学級数や児童生徒数の把握にとどまるものではなく、意思疎通のための手段について手話言語を選択した児童等が在学するか、またその数についてまで把握しているのかについてお伺いしたい。

○府下の聴覚支援学校以外の覚障害児童等の在籍する地域の学校の教師等を対象とした手話講座の開催状況についてお教えいただきたい。

○大阪府手話チャンネル

(<https://www.youtube.com/channel/UCkG2kMqIc2f87uQwjrkYiOg>)について

「大阪府では、言語としての手話の認識が広がり、手話を習得することのできる機会を増やすため、簡単なあいさつや自己紹介、その他、日常会話で使える手話表現を学べるよう「You Tube」にチャンネルを開設し、手話動画を公開しています。

今後、動画の数を増やしていく予定ですので、皆さまチェックしてください！！」とのことで2017年8月30日に「おはよう」の手話単語動画が公開されてから 順次、手話単語動画が掲載されているが2018年2月6日に「ありがとう」の手話単語動画が掲載されて以降更新がなされていない状況で簡単なあいさつの手話単語の紹介のみにとどまり、自己紹介、その他、日常会話で使える手話などはまったく紹介されていない。大阪府として、今後、大阪府手話チャンネルの取り扱いについてどのように考えておられるのかご教示いただきたい。また、更新について何か計画があるのであればそれも明らかにしてください。



2023年度 府交渉でのやりとり

Q. 地域の学校で学ぶ聴覚障害児が増加していますが、適切な教育環境の整備が図られているかについて各市町村の状況を把握してください。手話言語条例制定を踏まえた大阪府の聴覚障害児教育の基本的な考え方について教えてください。

A. 大阪府としましては、通常の学級に在籍する聴覚障がいのある児童生徒の状況調査をはじめ、ヒアリングや、学校訪問等により各市町村の状況の把握に努めています。また市町村支援教育担当指導主事会や、人権教育主管課長会、障がい理解教育研修等を通じ、聴覚支援学校における通級による指導やセンター的機能の活用状況、通常の学級における配慮の具体的な事例等についても情報提供していきます。引き続き、子ども一人ひとりの障がいの状況等に応じたきめ細やかな教育が一層充実されるよう、市町村教育委員会と連携してまいります。

○大阪府が公表している下記資料では不十分であり、手話を必要とする児童生徒がどこでどのように学んでいるのかを大阪府として把握するよう求めます。

令和6年度 支援学級数・児童生徒数(障がい種別) ※政令市含む

(令和6年5月1日現在)

区分	弱視	難聴	知的障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	自閉症・情緒障がい	言語障がい	合計	
小 学 校	学級数	41	67	2,011	338	297	2,630	0	5,384
	児童数	58	145	12,359	672	658	17,259	0	31,151
中 学 校	学級数	10	26	798	120	108	1,006	0	2,068
	生徒数	11	44	4,720	209	220	6,274	0	11,478
合 計	学級数	51	93	2,809	458	405	3,636	0	7,452
	在籍数	69	189	17,079	881	878	23,533	0	42,629

令和6年度 市町村別支援学級設置状況

市町村名	小 学 校 ・ (義 務 教 育 学 校 前 期 課 程)												言語 障がい	設置 校数	学級 数計
	弱視		難聴		知的障がい		肢体不自由		病弱・身体虚弱		自閉症・ 情緒障がい				
	校	級	校	級	校	級	校	級	校	級	校	級			
大 阪 市	6	6	8	10	281	564	110	111	76	76	282	780		283	1547
堺 市	-	-	2	2	92	188	18	18	38	39	92	233		92	480
豊 能 地 区	6	6	14	14	65(3)	142(7)	34(2)	34(2)	35(3)	37(3)	65(3)	230(10)		65(3)	463(22)
豊 中 市	5	5	4	4	38(1)	80(2)	21(1)	21(1)	26(1)	27(1)	38(1)	135(5)		38(1)	272(9)
池 田 市	1	1	3	3	9(1)	23(3)	3(1)	3(1)	4(1)	5(1)	9(1)	29(3)		9(1)	64(8)
箕 面 市	-	-	6	6	14	34	10	10	4	4	14	62		14	116
能 勢 町	-	-	-	-	(1)	(2)	-	-	(1)	(1)	(1)	(2)		(1)	(5)
豊 能 町	-	-	1	1	4	5	-	-	1	1	4	4		4	11
三 島 地 区	9	9	18	19	122	267	38	38	45	45	120	351		122	729
吹 田 市	1	1	7	8	36	110	16	16	26	26	36	117		36	278
高 槻 市	4	4	5	5	41	55	10	10	8	8	40	127		41	209
茨 木 市	4	4	6	6	31	72	11	11	6	6	30	60		31	159
摂 津 市	-	-	-	-	10	19	-	-	3	3	10	30		10	52
島 本 町	-	-	-	-	4	11	1	1	2	2	4	17		4	31
北 河 内 地 区	4(1)	4(1)	7	7	119(1)	305(3)	47(1)	47(1)	25	26	119(1)	359(3)		119(1)	748(8)
守 口 市	1(1)	1(1)	4	4	12(1)	25(3)	5(1)	5(1)	2	2	12(1)	42(3)		12(1)	79(8)
枚 方 市	1	1	2	2	44	119	23	23	6	7	44	146		44	298
寝 屋 川 市	1	1	-	-	23	70	4	4	4	4	23	61		23	140
大 東 市	-	-	-	-	12	34	6	6	5	5	12	38		12	83
門 真 市	1	1	1	1	13	26	6	6	3	3	13	31		13	68
四 條 畷 市	-	-	-	-	6	15	2	2	3	3	6	18		6	38
交 野 市	-	-	-	-	9	16	1	1	2	2	9	23		9	42
中 河 内 地 区	11(1)	11(1)	5	5	84(3)	148(6)	35(2)	35(2)	37(1)	37(1)	85(3)	179(7)		85(3)	415(17)
東 大 阪 市	9(1)	9(1)	2	2	49(2)	84(5)	26(1)	26(1)	19(1)	19(1)	49(2)	104(6)		49(2)	244(14)
八 尾 市	2	2	3	3	27(1)	52(1)	9(1)	9(1)	13	13	27(1)	56(1)		27(1)	135(3)
柏 原 市	-	-	-	-	8	12	-	-	5	5	9	19		9	36
南 河 内 地 区	1	1	5	5	75(1)	136(2)	23(1)	23(1)	22	22	76(1)	174(3)		76(1)	361(6)
富 田 林 市	-	-	2	2	16	24	6	6	8	8	16	43		16	83
河 内 長 野 市	-	-	2	2	12	23	1	1	4	4	12	30		12	60
松 原 市	1	1	1	1	15	35	4	4	4	4	15	33		15	78
羽 曳 野 市	-	-	-	-	12(1)	24(2)	2(1)	2(1)	3	3	13(1)	28(3)		13(1)	57(6)
藤 井 寺 市	-	-	-	-	7	12	4	4	2	2	7	20		7	38
大 阪 狭 山 市	-	-	-	-	7	10	5	5	1	1	7	10		7	26
太 子 町	-	-	-	-	2	2	1	1	-	-	2	4		2	7
河 南 町	-	-	-	-	2	4	-	-	-	-	2	4		2	8
千 早 赤 阪 村	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2	2		2	4
泉 北 地 区	1	1	1	1	36(1)	71(2)	12	12	5	5	37(1)	96(2)		37(1)	186(4)
泉 大 津 市	-	-	-	-	8	19	2	2	2	2	8	26		8	49
和 泉 市	-	-	-	-	19(1)	35(2)	8	8	2	2	20(1)	52(2)		20(1)	97(4)
高 石 市	1	1	1	1	7	11	2	2	-	-	7	15		7	30
忠 岡 町	-	-	-	-	2	6	-	-	1	1	2	3		2	10
泉 南 地 区	1	1	4	4	73(1)	169(1)	13	14	6	6	73(1)	202(1)		74(1)	396(2)
岸 和 田 市	1	1	3	3	24	46	1	2	4	4	24	79		24	135
貝 塚 市	-	-	1	1	10(1)	22(1)	1	1	1	1	10(1)	23(1)		10(1)	48(2)
泉 佐 野 市	-	-	-	-	12	37	5	5	-	-	13	42		13	85
泉 南 市	-	-	-	-	10	28	2	2	-	-	9	21		10	51
阪 南 市	-	-	-	-	8	17	2	2	-	-	8	18		8	37
熊 取 町	-	-	-	-	5	14	1	1	-	-	5	11		5	26
田 尻 町	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	4		1	5
岬 町	-	-	-	-	3	4	1	1	-	-	3	4		3	9
合 計	39(2)	39(2)	64	67	947(10)	1990(21)	330(6)	332(6)	289(4)	293(4)	949(10)	2604(26)		953(10)	5325(59)

※ () 内は、義務教育学校における設置数を示す(外数)。なお、大阪市のみ義務教育学校における設置数は、小・中学校に含む。

2月13日 10時00分～12時30分

24. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。

②居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、利用を認めてください。また通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

<昨年度回答>

居宅介護サービスにおける通院等介助については、病院等への通院や官公署、指定相談支援事業所等が対象とされており、営業活動など経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は対象外となります。

入院時については、国の通知により、入院患者の看護や療養上の世話は、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととされており、基本的に家庭で家事援助や身体介護を行うホームヘルプサービスの派遣対象として認められておりませんが、本府としては、障がいがある患者等のニーズに応じた介護サービスを提供できるよう、制度の改善を国に要望しています。

育児については、育児をする親が十分に子供の世話ができない場合の「育児支援」として、家事援助における支援対象となる場合がありますので、個別に市町村にお問い合わせください。

<発言・実態・関連資料>

○入院時のヘルパー利用ですが、重度訪問介護利用者はコミュニケーション中心に看護外の支援利用が認められるようになりましたが、居宅介護利用者には認められていません。私達夫婦は、脳性麻痺の重度障害者で居宅介護利用者です。定期的なリハビリ入院がありますので、その際も日常的に利用しているヘルパー派遣が出来るようにしてください。地域生活支援事業の入院時コミュニケーション派遣事業は市町村で違い、移動支援事業よりも低い単価のため、事業所としても引き受けにくいのが実情です。大まかな計算では、重訪では4時間利用で7,360円の報酬に対して、入院時コミは(市町村で違いがありますが)6,400円の報酬です。この上、重訪は連携加算も付きます。根本的には福祉を商品化、価格化するからこういう格差が起きるわけですが、線引きせずに必要に応じて居宅介護利用者等も入院時のヘルパー利用を認めてください。

③障害者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえない介護は、(医師の求めにより)福祉制度のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。

<昨年度回答>

入院時における居宅介護サービスについては、国の通知により、入院患者の看護や療養上の世話は、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととされており、基本的に家庭で家事援助や身体介護を行うホームヘルプサービスの派遣対象として認められておりませんが、本府としては、障がいがある患者等のニーズに応じた介護サービスを提供できるよう、制度の改善を国に要望しています。

<発言・実態・関連資料>

○私達、脳性麻痺の重度障害者夫婦は夫婦で入院する時も、どちらかが入院する時も、入院時の着替えの洗濯。日用品等の買い物等の支援が必要です。入院時ヘルパー利用が認められないなら誰に支援をしてもらえばいいのですか？親は他界し、兄弟や子供は遠距離で身内に頼ることはできません。入院時のような非日常でも日常と変わらない生活支援が必要です。医療と福祉の二重給付はダメだと言われますが、では医師や看護師等の医療スタッフに洗濯や買い物等の生活支援が頼めるのでしょうか？頼めるわけがないです。入院時の生活支援は医療や看護とは別の支援です。健康な状態ではない入院時だからこそ必要な支援です。これを認めると同時に、重訪で認められている入院中の外出・外泊のヘルパー支援を、必要に応じて居宅介護利用者にも認めてください。

25. 職員処遇改善や報酬の改善について国に粘り強く要望をあげてください。

②報酬改定については福祉の向上に資する内容であったかを検証し、改善が必要な際には3年を待たずに即時改定する等迅速に対応するよう国に求めてください。

<昨年度回答>

新規要求事項

29. 重度訪問介護の充実を図ってください。

②病院での重度訪問介護利用について、「ニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援」となっていますが、当事者が入院中も安心して生活でき、付き添う家族負担が軽減できるように、例えば水分補給、ナースコール、寝返り、テレビやスマホ等の操作の補助など、見守りも認めてください。

<昨年度回答>

平成30年4月の報酬改定により、重度訪問介護において、障がい支援区分6の利用者については、入院時も一定の支援が可能となりましたが、支援内容は、利用者のニーズを医療従事者へ伝達する「意思疎通」等とされており、床ずれを防ぐための体位交換や食事等の介護といった直接支援は医療従事者が行うため、重度訪問介護のヘルパーは行わないこととされています。

しかし、体位交換や食事等の介護は、利用者ごとに方法が異なり、これまで日常的に行っていて利用者の状態等を熟知しているヘルパーが実施することが望ましいと考えられるため、自宅でヘルパーから受けられる支援と同内容の直接支援を入院時も受けることができるよう、また対象を拡大するよう国に要望しております。

③重度訪問介護の利用者が遠方の病院に入院（障害に関わる病院または配慮のある専門病院に入院する場合など）した際、行きと帰りのヘルパーの拘束時間については報酬（例えば移動介護加算等）がサービス提供事業所に支払われるように国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の施策を検討してください。

<昨年度回答>

平成30年4月の報酬改定により、重度訪問介護において、障がい支援区分6の利用者については、入院時も一定の支援が可能となりましたが、利用者が入院する病院までのヘルパーの行き帰りの時間については、利用者へのサービス提供をしていないため、報酬算定できません。

ご要望の府独自の制度創設は困難ですが、重度訪問介護の入院時利用における対象者の拡大等、制度改正を引き続き、国に要望してまいります。

33. 2024年4月の報酬改定によって、「就労継続支援B型事業」では平均工賃15000円未満の基本報酬が全て減額されました。泉州聴覚障害者センターなんなんや北摂聴覚障害者センターほくほくは、障害の重い重複のなかまや高齢のなかまを受け入れているため、平均工賃15000円以上を確保することは難しい状況です。障害の重い重複のなかまや高齢のなかまの支援のためには、通常よりも多い職員が必要ですが、施設への報酬が大幅に引き下げられることは、逆に必要な職員が配置できず、支援の質を引き下げることに繋がります。「就労継続支援B型事業」の報酬単価については、昨年と同じ水準の報酬を保障するよう国に強く要望してください。

<昨年度（同趣旨要望への）回答>

令和3年度報酬改定により、平均工賃月額を基準としない就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)(Ⅳ)が新設されましたが、障がい特性により少日数・短時間の利用とならざるを得ない利用者の支援を行う場合においても実態に即したものとなっているか、継続して検証を行うよう、国へ要望しています。

加えて、平均工賃月額を基準とする就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)においても、障がい特性に起因するやむを得ない場合については、当該事情を考慮した必要な措置を検討するよう国に要望しています。

国においては、次期報酬改定に向け、平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直しとともに、障がい特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる事業所について、平均利用者数を踏まえた新しい算定式の導入等について検討が行われていることから、その結果を踏まえて、必要な場合は、国に要望してまいります。

36. グループホーム制度を拡充してください。

①2024 度の年報酬改定ではグループホームの基本報酬は区分 5 以下が大きく下げられました。このままでは重度高齢化に対応した支援の見通しが立てられません。日割り報酬ではなく、月額報酬にするとともに、全区分の基本報酬を大幅に引き上げるよう国に求めてください。グループホームは週末の帰省や病気等で利用者がいない時でも職員の配置は必ず必要です。グループホームは、殆どが小規模で運営への影響も大きいので、早急に改善を図ってください。

<昨年度回答>

新規要望事項

③高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わずホームでの日中支援が必要です。その上、複数職員での対応が必要なホームも増えています。「日中支援加算」については、平日に通所事業所を休んで支援した日だけしか加算が付きません。祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算が適用されるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

<昨年度回答>

ご要望の府独自の補助は困難ですが、日中支援加算(Ⅰ)の祝日・休日等の算定や日中支援加算(Ⅱ)の初日から加算の対象とすることについては、これまでも国に要望しており、今後も引き続き要望してまいります。

なお、国においては、次期報酬改定に向け、日中支援加算について、支援を提供した初日から対象とすることの検討が行われています。

<発言・実態・関連資料>

○知的で自閉症の子どもが3人おります。年齢は51歳、49歳、41歳になります。長男と三男は自宅から近いところのグループホームに入居していますが、次男は他市の違う法人の入所施設で20年ほど生活していましたが、グループホーム移行に向けての訓練期間を終えて、昨年4月よりグループホームに入居しています。家に帰宅するのは、月に1回父親が送迎していますが、昨年後期高齢者になりましたので、免許証を返納することも考えないといけない年齢になっていますから、いつまで送迎ができるのか不安になってきています。それ以上に気になっていることは、ホームの今の制度の事です。

土日の日中支援に報酬がないことです。家に帰宅しない土日は、報酬がない中、ホームの職員さんが支援していただいています。帰宅しない日に、ガイヘルを利用しての外出を出来るように、支給量をもらいましたが、なかなか利用にはいたっていません。市をまたいでいることと、ヘルパー不足もありますが、次男は施設に入居する前から、ヘルパーを利用しての外出が苦手な子でしたので、ガイドヘルパーを利用したのは一度だけで、それも事業所が計画した取り組みでした。ホームに地域移行してから、入所施設で生活していた時よりも、一緒に生活しているなかまや、職員さんのことを意識するようになり、泊りの職員さんの名前や、なかまの名前を言うようになりました。土曜から帰宅して日曜日の午後にはホームに送って行くのですが、日曜日の昼ご飯を食べ終わると帰る支度を始めます。父親が車で送るとき、にこにこしながら車に乗っています。本人にとってはもう、ホームが自分の居場所だと思っています。その気持ちを大事にしたいと思います。高齢になった親がホームに子どもを迎えに行かなくても安心できるようになるには、どうしてもホームの土日の支援に報酬をつけてほしいと願っています。ホームのなかまや職員さんと何か取り組みをしたり、何もしないで、職員さんに見守ってもらいながらホームですごす時間にも日中支援にもぜひ報酬がでるようしてください。親も高齢になってきて子ども達が帰宅しても子ども達の世話は出来なくなります。

一日でも早く、グループホームが生活の場として、一年365日安心して暮らせる場となるような制度になってほしいと思います。その為には職員さんの専門性も必要です。学べる時間が確保できるような職員体制がとれる

ようになってほしいです。一人体制では職員さんの負担が多すぎますので、複数体制にしてほしいです。国に要望していただくことと、府として独自の支援をぜひお願いします。

(大阪障害児者を守る会羽曳野支部 森恒子)

④グループホームの夜間に、複数職員が配置できるよう国に働きかけてください。また夜間1対1の支援が必要な人への夜間支援加算をもうけるよう国に働きかけてください。

<昨年度回答>

夜間支援体制加算につきましては、令和3年4月の報酬改定において、夜間支援業務の実態を踏まえ、メリハリのある加算に見直しが行われました。

具体的には、手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間が取得できるように、住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合の評価が創設されたところです。

大阪府においては、先の報酬改定で見直された加算の評価が適切に行われ、重度障がい者へのケアが充実したものとなるよう、引き続き、国に働きかけてまいります。

⑤「日中サービス支援型グループホーム」について、重度の利用者を支援するには夜間支援の報酬が少ないことなどその改善を国に働きかけてください。また、「日中サービス支援型グループホーム」だけでなく、「介護サービス包括型」においても、高齢化・重症化に対応できるよう報酬制度の充実・見直しを国に働きかけてください。

<昨年度回答>

大阪府においては、グループホームが、障がい者の高齢化・重度化に対応できるよう、日中支援加算の拡充や重度障がい者支援加算の要件緩和等について要望してきたところですが、日中サービス支援型グループホームの区分1、2の人への利用拡大に関する国への働きかけにつきましては、制度創設の趣旨を踏まえると困難と考えます。

令和3年4月の報酬改定においては、重度障がい者支援加算の対象者が拡充されるとともに、医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算が創設されたところです。

グループホームが、障がい者の高齢化・重度化に対応できるよう、引き続き、国に要望してまいります。

⑥グループホームで暮らす障害者の通院・入院への支援が行えるようにしてください。グループホーム入居者の通院介助については「月2回が限度」ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要な人も増えていることを踏まえ通院回数と時間を増やしてください。また、通院介助は、慢性疾患の定期通院のみになっているので、緊急の通院には利用出来ない制度となっています。ホームの職員が通院支援する場合にも使える加算を作り、緊急時の対応ができるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

<昨年度回答>

グループホームにおける通院等介助の利用については、国の通知により、慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、一定の要件のもと、ホームヘルパーの利用が認められています。

ご要望の府独自の補助は困難ですが、利用者の実情に応じて、月2回を限度とする「通院等介助」の利用制限を緩和するよう、国に要望しており、今後も引き続き要望してまいります。

<発言・実態・関連資料>

○息子は36歳、強度行動障害と最重度知的障害があります。アレルギーもあり、通年毎月診察を受けている耳鼻咽喉科が移転しました。今まで開院していた場所に電車の新駅ができるためでした。健常者にとっては、さ

さいな事ですが、何か月も戸惑いが続きました。電車が見える病院でないと、なかなか通院できない息子です。

感染症も少し落ち着いたせいも、今年は外出も増え、比例して通院回数も多くなりました。待つことが出来ないで、診察が終わると、会計や薬局は私が行くので、先にヘルパーさんとグループホームへ帰ります。後から私がグループホームへ届けます。

ヘルパー不足で通院介助が取れない時や、月2回以上の時は私が付き添うしかありませんので、本人を電車が見える場所で待たせ、薬局へ行ったりしています。どこかへ行ってしまわないか不安でいっぱいです。

また、息子の障害特性をわかっていただける先生でないと、診察が大変なので、遠方になっています。

祖母も入院が多くなってきました。父親も後期高齢者になり、母親の私も視野欠損と脊髄の神経炎症の痛みで悩んでいます。

どうか、緊急時や月2回以上の通院の対応と、府独自の補助もお願いします。

(障害児者を守る会東大阪支部 藪川ひとみ)

⑦グループホーム内での個別でのヘルパー利用については、利用者への専門的な支援とともに、複数の支援を入れることで、支援の客観性が保たれる利点があります。また、利用者の個別の課題にも対応できる支援です。現在の特例の経過措置ではなく、必要な人にはサービス提供を継続できるように制度を恒久化してください。

<昨年度回答>

令和6年3月31日までとされている個人単位で居宅介護を利用する場合の経過措置を恒久的なものとする事とし、障がい支援区分による制限を撤廃するよう国に要望しているところであり、引き続き要望してまいります。

⑧「民泊問題」や「消防法改正」以降、大阪府内でもマンション等を利用したグループホームの利用を拒否する動きが表面化しています。本来「グループホームは住まいの場」であり、マンション等でも安心してグループホームを利用した暮らしを続けていけるよう、大阪府としても、何らかの対策を講じてください。

<昨年度回答>

障がい者が住み慣れた生活の場で引き続き安全に暮らしていけるよう、厚生労働省から消防法令を所管している総務省に対し、施設等とは異なる障がい者グループホームの実情を伝えた上で小規模なグループホームに見合った形での消防法令の見直しを働きかけするよう厚生労働省に要望しているところです。

⑨大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策を講じてください。

<昨年度回答>

グループホームの拡充に向けては、人材の確保及び育成は重要な課題の一つであり、人員配置基準や報酬額の改善を国に要望するとともに、世話人等への研修を実施しています。

また、国庫補助事業を活用し、令和元年度よりグループホーム等の事業所に対して、ロボットやICT機器の導入費用を助成しており、職員の負担軽減や労働環境の改善を図る事業所を支援しているところです。

令和3年度の報酬改定では、重度化・高齢化に対応するため、重度障がい者支援加算の拡充等が行われましたが、グループホームは、障がい者の暮らしの場として重要な役割を担うことから、事業所が障がい特性に応じた専門的な支援を安定的に行えるよう、令和6年度の報酬改定の動きも注視しながら、引き続き、基本報酬等の見直しについて国に要望してまいります。

⑩グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助を行ってください。また、開設にあたって、地域の了解を事業者にゆだねるだけでなく、もよりの市町村も積極的に地域への理解を広げるよう指導してください。昨年度、大阪府は重度化対応の為の施設整備・修繕に補助(最大 180 万円)を行いました。今年度以降も引き続き補助制度を整備拡張してください。その際には、スプリンクラーや介護浴槽等も対象に認めてください。

<昨年度回答>

グループホームの施設整備費(新築)につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居(定員 4 人～10 人)あたり 28,500 千円を上限とする補助があります。なお、一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。

府独自の補助は困難ですが、公営住宅やUR賃貸住宅、公社賃貸住宅の活用など、関係機関と連携を図りながら、引き続き、グループホームの設置促進に取り組んでまいります。

障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうことは重要であることから、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介したチラシを作成し、公表しているところです。

⑪国が提案している、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援については、「通過型グループホーム」の新設ありきではなく、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の機能強化や現行制度の拡充を検討するよう国に働きかけてください。

<昨年度回答>

新規要望事項

⑫2021 年報酬改定において、夜間支援加算の「巡回型」が新たにできましたが、深夜に複数の共同生活住居を小刻みに巡回するという非常に厳しい労働条件の制度となっています。夜間に複数の職員をしっかりと配置できる制度にするよう国に働きかけてください。また、夜間 1 対 1 の支援が必要な人への夜間支援加算を新たにもうけるよう国に働きかけてください。

<昨年度回答>

夜間支援体制加算につきましては、令和3年4月の報酬改定において、夜間支援業務の実態を踏まえ、メリハリのある加算に見直しが行われました。

具体的には、手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間が取得できるように、住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合の評価が創設されたところです。

大阪府においては、先の報酬改定で見直された加算の評価が適切に行われ、重度障がい者へのケアが充実したものとなるよう、引き続き、国に働きかけてまいります。

40. 「大阪府読書バリアフリー計画」および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、府内各市町村において、点字図書価格差保障制度を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付するよう各市町村に働きかけてください。とりわけ、今年創刊 102 年を迎えた日本で唯一の週刊点字新聞「点字毎日」(点字版)に加え、大阪市が実施している「電子版」(点字データ版)や(点字版)、読者が加齢により手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、「点字毎日」(音声版)を給付するよう働きかけてください。

<昨年度回答>

「点字図書価格差保障制度」については、平成4年から平成18年まで実施されていた点字図書が墨字の本の価格で購入できるという国制度であり、既に廃止されております。

現在の点字図書の購入に対する公費助成は市町村地域生活支援事業におけ

る日常生活用具給付等事業の情報・意志疎通支援用具に位置付けられ、実施主体である市町村により、地域の実情や支援の必要性等を踏まえて支給決定されることとなっております。

<発言・実態・関連資料>

○視覚障害3級以下の場合、拡大読書器は給付されますが、視覚障害者用ポータブルレコーダーとは用途も異なります。拡大読書器は日常的な書類の確認やレシート、通帳など、個人のプライベートに関わる文書を読む場合に役立ちますが、書物などを読むのは時間もかかりますし、その点、視覚障害者用ポータブルレコーダーは小説や雑誌などが読めるにも関わらず、3級や4級の弱視にはその恩恵を受けることすらできないことから、府下各市町村の対応は読書する権利を著しく侵害しており、読書バリアフリー法の趣旨を逸脱しているのではないのでしょうか。

私共で調べたところ、障害等級3級以下にも給付されている市町村としては、横浜市(3级以上)・川崎市(6级以上)・名古屋市(6级以上)・金沢市(3级以上)、仙台市(6级以上)などがあります。ぜひ、府下市町村に対して働きかけてください。

『点字毎日』(音声版)を点字図書価格差保障制度の対象としている市町村は、寝屋川市・宇部市・相川町・川崎市・仙台市・吹田市などで、内大阪府下で2市が実施している。

45. 入院時コミュニケーション支援事業を改善・拡充してください。

①対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるよう制度の周知・徹底を図ってください。

<昨年度回答>

入院時の意思疎通支援については、平成28年6月28日付け障企発0628第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業(地域生活支援事業)の取扱いについて」において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されていることから、意思疎通支援事業の対象とされています。

重度障がい者等の入院時の意思疎通支援についても、同通知において市町村が実施する意思疎通支援事業の対象となっており、事業の実施主体である市町村において、地域の実情や支援の必要性等を踏まえ実施の判断をされているところです。

大阪府においては、従前より国関係通知の周知等を行っておりますが、引き続き、市町村に対し働きかけてまいります。

また、入院時のコミュニケーション支援の制度につきまして、医療機関への立入検査等の機会を捉えて、周知に努めてまいります。

<発言・実態・関連資料>

○地域生活支援事業の入院時コミュニケーション派遣事業は市町村で違い、移動支援事業よりも低い単価のため、事業所としても引き受けにくいのが実情です。大まかな計算では、重訪では4時間利用で7,360円の報酬に対して、入院時コミは(市町村で違いがありますが)6,400円の報酬です。この上、重訪は連携加算も付きます。根本的には福祉を商品化、価格化するからこういう格差が起きるわけですが、線引きせずに必要に応じて誰もが入院時のヘルパーを負担なく利用できる制度的な改善を総合的にすすめてほしいというのが私たちの願いです。

私は、17年前に脳性麻痺特性の不随意運動からの二次障害で頸椎から胸椎の手術を受けました。その後6か月のリハビリ入院、その後通院リハビリで、重度障害の妻が主たる看病を必死でしてくれましたが、手術直後は職場の関係者等に時給1,000円+交通費で食事介護等(看護以外の見守り・身辺支援)をお願いして日に3回4.5時間入って頂きました。闘病の上にそうした負担が家計を圧迫しました。私たちはずっと入院時ヘルパー利用を訴え続けてきました。「福祉と医療の二重給付」だと未だに認められていません。日常的にヘルパー支援を受けている私たちが入院時も安心して負担なく、必要に応じて入院時のヘルパー利用が出来るように法・制度の総合的で抜本的な改善を求めます。

48. デフリンピックの認知度を高めるため、大阪府として府民、企業等に対してデフリンピックの啓発に取り組みデフスポーツの普及発展を図ってください。

<昨年度回答>

大阪府においては、従前よりデフリンピックに出場する大阪府ゆかりの選手に対し、大会前の壮行会において、知事から激励のこぼれをお送りし、また、成績優秀者には感動大阪大賞、感動大阪賞といった知事賞詞の贈呈式を行っているところです。なお、その際には報道提供を行い、大会の功績ほか広く周知に努めているところです。

デフリンピックについては、障がい者スポーツの関係団体や、庁内のスポーツ関係課と連携した、ポスターの掲示や、チラシの配付に協力するほか、各種イベント等を活用し、普及活動への協力に努めています。

デフスポーツを含め障がい者スポーツについて、今後とも少しでも多くの方に知っていただくよう、引き続き努めてまいります。

<発言・実態・関連資料>

○デフスポーツとは？

聞こえないひと(ろう者)のスポーツをデフスポーツといいます。聴覚障害があることで、バランス感覚の異常、得られる情報量の少なさなどから練習や競技上で聞こえる人と比べて不利な面があることが研究で報告されています。例えば、団体スポーツではチームメイト同士の声かけ等で判断し次への動きをとる場面が多いですが、それが聞こえないと難しく常にチームメイトとのアイコンタクトが必要です。さらに、個人スポーツでは競技中の風の音や打球音、競技用具の音なども判断材料となることがありますが、それが聴覚障害者にとっては1つのハンデです。競技上における「目に見えないハンデ」に対する視覚的な情報保障や手話によるコミュニケーションが必要で、聞こえない選手同士で競技をすることに意義があります。

○デフリンピックとは？

デフ(Deaf)とは、英語で「耳が聞こえない」という意味です。デフリンピックは国際的な「ろう者のためのオリンピック」です。デフリンピックは、4年に1度世界規模で開催され、2025年の開催地に大会の歴史上、初めて日本が選ばれました。本大会は、1924年の第1回大会から数えて100年目に当たる記念すべき大会となります。オリンピックと同じように4年に1度、夏季大会と冬季大会がそれぞれ開かれます。ルールはオリンピックとほぼ同じですが、耳の聞こえない人のために様々な工夫がされています。しかしながら、手足がなかったり車いすを使ったりする選手が出場するパラリンピックと比べ、デフリンピックは見た目が聞こえる人変わらず聞こえない選手たちがどんな工夫をして競技しているかが伝わりにくい、デフリンピックはパラリンピックより認知度がはるかに低くスポンサーが少ないため経済的負担が大きかったり、遠征などで職場での休暇が取りにくかったりするなどといった課題があります。日本財団によって実施された認知度調査では、パラリンピックの97.9%対しデフリンピックは16.3%という結果で、先進諸外国と比べても非常に認知度が低いと言わざるを得ません。

○要望について

デフリンピックは障害の有無に関係なく多様性の持つ価値を共有し、共生社会の実現に向けてのきっかけとなりえます。大阪府として、引き続き、デフリンピックの趣旨に賛同し、啓発やイベントを実施するとともに、選手強化支援などを積極的に行い、また、デフリンピックのみならずデフスポーツの発展にご理解、ご賛同を頂きスポーツの分野から共生社会の実現に向けて取り組んでいただきたい。また、デフリンピックには70を超える国・地域から選手等が訪れることから、大阪に滞在している外国人、デフリンピック期間に来阪する外国人観光客にも情報提供を行っていただきたい。

○「デフスポーツ・サポーター制度」の目的

- ①デフスポーツの啓発と普及
- ②スポーツ手話通訳者等の育成
- ③全国ろうあ者体育大会(夏季、冬季)開催の支援
- ④デフリンピックやアジア大会等、国際大会への選手団派遣
- ⑤デフリンピック等国際大会の支援基盤の整備

○東京2025デフリンピック応援隊について

東京2025デフリンピックについて多数の方々から応援いただき、大会に親しみを持ってもらえるよう、各自治体等のキャラクターによる「東京2025デフリンピック応援隊」を結成しています。現在、大阪府及び府下各市町村からの「東京2025デフリンピック応援隊」への参加が少ないので、大阪府の公式マスコットキャラクターで

ある「もずやん」をはじめとし、府下各市町村からの「東京 2025 デフリンピック応援隊」への参加の呼びかけをお願い致します。

57. 大阪府各部局および各市町村から視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号（固定電話番号）を必ず点字と拡大文字で記入するとともに、夫婦いずれもが視覚障害者の場合は受取人の氏名も点字と拡大文字で記載するよう合理的配慮の立場から各部局および各市町村に指導・周知してください。

<昨年度回答>

すべての人にとって、日常生活のあらゆる場面で、情報を得たり自分の意思を発信したりすることは日々の暮らしに必要不可欠です。視覚障がいのために視覚による情報の取得が難しい場合には点字や拡大文字での記載による情報保障が重要と認識しています。

また、「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセスビリティ・コミュニケーション施策推進法）」にも「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」と規定されています。

大阪府では、任命権者ごとに職員対応要領を定めており、「職員対応に係る留意事項」の中で「合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例」として「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる」等を記載しております。

今後とも、府職員に対して障がい特性や合理的配慮に関する認識を徹底し、適切に対応できるよう、職員研修の実施に取り組んでまいります。

また、市町村職員向けの研修や啓発資料などで、視覚障がいを含め、各障がい特性に合わせた情報保障について事例等を紹介することにより、周知を図ってまいります。

<発言・実態・関連資料>

○大阪市の見解として、以下の方向性が示されており、現在、封筒への点字による記載のほか、希望があれば内容物の全文または一部の点字、拡大文字、または音声 CD により提供されている。

また、他市においても大阪市と同様の配慮が行われている場合もあるが、多くは何ら障害を考慮した手立てが講じられていない。

（大阪市の見解）

「視覚に障がいのある方への文書の点字化等については、ご希望の方に封筒表面の内容物の点字記載等できる限りの対応を行います。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮とは、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮のことをいい、これまでも関係各所に対し周知・啓発を行ってきたところです。

行政機関としては視覚障がいのある方に対する文書の点字化や拡大文字による表示、音声情報の提供などをできる限り行うことは必要な合理的配慮であると考えことから、より一層理解が深まるよう、今後も引き続き周知・啓発に努めてまいります。」

62. 交通運賃割引の対象者を拡大するよう国及び関係機関に強く働きかけてください。

<昨年度回答>

公共交通機関における障がい者割引制度は、通勤、通学、通院等の日常生活において公共交通機関を利用される障がい者の方に対して、自立と社会参加を促進する、重要な意義を有するものであると考えております。

電車、バス等の運賃割引及び有料道路通行料金の割引につきましては、各交通事業者で独自に実施されており、重度障がい者となる第1種身体・知的障がい者と第2種身体・知的障がい者に対する割引の内容は異なります。

大阪府といたしましては、これまでも、第1種身体・知的障がい者の範囲の拡大や、精神障がい者の対象化について、交通事業者や国等に、働きかけや、要望を行っているところであり、今後とも引き続き行ってまいります。

<発言・実態・関連資料>

- 私の子どもは、39歳、療育手帳B1、男性、知的障害者です。
電車やバスを利用して出かけることが好きです。本人の好きな動植物園や、水族館、美術館などに行き、楽しみたいと思いますが、混雑している場所や、騒がしい場面、特に子どもの泣き声が苦手で、その場にいることができなくなります。イライラして大声で怒り出すこともあり、外出するときには必ず、父親か母親、もしくはガイドヘルパーと一緒にないと、すべてが不安で出かけることができません。
そのため、二人分の交通費はかなりの負担となります。
中度、軽度の人でも交通費割引の対象にしてください。
- 私の息子は38歳になります。療育手帳はB1で、交通費割引の対象にはなりません。物価高騰に伴い、電車代や、バス代も値上げしています。生活に必要な物を買に行くにしても、一人では売り場や物を選ぶことができないので、親、兄弟、ガイドヘルパーさんが付き添わないと行くことができません。
外出するには、交通費は二人分必要になるので、好きな映画や、遊びに行くのをあきらめたりしています。外出の時のヘルパーさんの分は、親が負担していますが、それができなくなると、何もかもあきらめるでしょう。息子が生きることによって、交通機関を利用することは、大事なことです。交通費の割引の対象を拡大してください。（大阪障害児者を守る会河内長野支部 中島和美）
- 今、重度障害者には交通費の軽減がありますが、中軽度の障害者にはなく、一般の人と同じように支払っています。
娘は知的障害がり、療育手帳B1を持っています。交通費は一般の大人と同じ料金で公共交通機関を利用します。しかしながら一人で出かけられず、いつも誰かと一緒にないと出かけることができません。発作も持ち、どこで何があるかわからないからです。また、パニックになったときに、助けてもらえる人が、やはり必要です。重度障害者と中軽度の障害者を分けずに、補助をしてもらえないでしょうか。また車の高速料金も重度障害者のように半額免除もありません。
ものすごく行動を制限されてしまいます。
多くの手助けを必要とする障害者に「生きる」ことの希望が持てるように、負担軽減を実現してほしいと思います。

72. ろう高齢者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。

③各医療機関と市町村が連携して、手話を必要とする障害者の入・通院に際して市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。

<昨年度回答>

地方独立行政法人大阪府立病院機構の5病院では、聴覚・言語障がい有する患者様に対し、各病院において、病院内での診察、検査、会計など必要に応じて手話通訳を行っております。手話通訳は、常駐の手話通訳者による対応もしくは診察予定日等に合わせて派遣手話通訳者に依頼して対応しておりますが、いずれも患者様の費用負担はありません。今後も各病院の手話通訳利用実績に応じ、常駐もしくは派遣により手話通訳者を確保し、患者様に安心して利用いただける環境を整備していきます。

（回答部局課名）健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

合理的配慮の基本的な考え方等を含む厚生労働大臣発出の「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」を医療機関に対して周知し、適正な医療の提供に努めるよう働きかけているところです。また、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を保健所が実施する立入検査等の機会を活用して情報提供・周知を行い、障がい者への適切な対応が確保されるよう引き続き努めてまいります。（保健医療室 保健医療企画課）

入・通院にかかる手話通訳等の意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第77条において、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられております。なお、入院時の意思疎通支援については、平成28年6月28日付け障企発0628第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されているところであり、市町村へ対しても周知を行っているところです。また、医療機関に対しては、医療関係団体を通じ、合理的配慮の提供について周知を行っているところです。大阪府としては、引き続き、市町村に対し実態把握に努めるとともに、サービス内容の充実について働きかけてまいります。（障がい福祉室自立支援課、保健医療室保健医療企画課）

<発言・実態・関連資料>

- 聴覚障害者が医療現場でバリアに直面することが多々あります。具体的には医療機関での意思疎通の困難さ、また医療情報へのアクセス手段の限定化、これらによる自身の権利の不行使などとなります。バリアが原因となり通院を続けることへの心理的な抵抗から、治療の質が下がる例が多く見られます。ろう者は手話言語によるコミュニケーションを行います。手話言語によるコミュニケーションが十分にできる医療従事者は極めて少数であり、また、医療現場においては筆談が十分に行われる時間的余裕がないことが多く、手話通訳者がいない場合または手話通訳者の能力が不十分な場合、病状や治療方針等に関する正確な情報がろう者の患者に伝わらず、複雑な内容を理解した上で意思表示を行うことが困難です。
- 手話通訳者を介し医療従事者と十分な意思疎通ができれば、聴覚障害者も聞こえる人と同じ水準の医療が受けることができます。
- 医療機関における手話通訳者の派遣の状況については、ほとんどの場合、ろう者が市町村に手話通訳者の派遣を依頼し医療機関に同行する例がほとんどで各医療機関と市町村の連携はほとんどありません。そのため、手話通訳者の同行について十分な理解がない医療機関も多く見られます。医療機関と市町村が連携して、市町村の登録手話通訳者が十分に活用できるよう、大阪府から市町村ならびに医療機関に働きかけてください。
また、夜間・休日の急な医療機関受診時において、医療機関または市町村消防局等から、登録手話通訳者の派遣依頼ができるように市町村に働きかけてください。

2月13日 13時15分～15時15分

35. 短期入所事業を整備・拡充してください。

①緊急時はもとより将来の親子の自立(自律)に向けて、児童が利用できる短期入所施設を増やしてください。また、レスパイト対応や外泊の体験ができるよう障害者の短期入所の整備を進めてください。

<昨年度回答>

短期入所事業については、令和3年度の報酬改定において、医療型短期入所の受入体制の強化など、障がい者の重度化、高齢化を踏まえた改定が行われたところ です。

現在、国においては、次期報酬改定に向け、緊急時の重度障がい者の受入機能の充実等の検討が行われているところであり、大阪府としては、これら国の動きを注視しつつ、必要な場合は、短期入所施設の増設等にかかる費用補助等についても要望してまいります。

また、市町村が、地域生活支援拠点等の「緊急時の受入れ・対応」、親元からの自立に向けた「体験の機会・場の提供」等の機能拡充が図れるよう、十分な財政措置を国に要望するとともに、意見交換会の開催による好事例の情報共有など、引き続き、市町村の取組みを支援してまいります。

また、大阪府では、重症心身障がい児者、特に医療的ケアが必要な方の地域生活を支え、介護者の負担を軽減するため、平成26年度より「医療型短期入所支援強化事業」を実施しています。これは、医療機関が空床などを利用して、レスパイトでの利用が可能な福祉サービスである短期入所事業を実施し、高度な医療的ケアが必要な方を受け入れた場合に、経費の一部を医療機関へ助成する事業です。医療的ケアの内容や年齢に関わらず身近な地域で短期入所を利用できるよう、引き続き実施医療機関の拡大に努めてまいります。

<発言・実態・関連資料>

○我が家には、23歳になる言語取得の無い重度知的障害・強度行動障害を伴う長男と、専修学校に通学する軽度知的障害をもつ次男がおり、将来の不安が年を追うごとに増えています。

特に、長男は思春期頃から強度行動障害の側面が強く現れ、また、体格も大きく力も強い為、支援学校卒業してから通所する事業所でも物損や他害行為を行うなどが頻発し、日常生活も困難を極めていました。

その現状を思うと、将来の自立にもますます不安が過り、出来るだけ早いうちにショートステイの利用の検討もしてきました。

そんな中、他市ですが、日中一時利用も兼ねている事業所があり、まずは日中一時制度を使って、場慣れや職員の理解も兼ね、ゆくゆくはショートステイに繋がるような利用もしましたが、受け入れのショートステイの人数も少ないなどから利用に繋がらないままになりました。

また、ショートステイ専属の事業所ではマンションのワンフロアタイプだったことから近隣住民から騒音苦情があり、日を跨ぐことなく迎えに行ったことが数回ありました。

他にも体験的な利用でしたが、そのショートステイでは物損に加え、奇声もあり、同じく近隣施設からの苦情が寄せられたとのことから利用契約は結べない状況となりました。

おまけに居住地となる大東市ではショートステイをもつ事業所が少なくわたしが知る限り5件ほどで、利用したくても出来なく、また、他市にあるショートステイ利用では送迎をして貰えない地域となることも多く、保護者や日中利用している生活介護事業所の計らいなどで対応せねばなりません。

そして、大東市は、ショートステイが市内に少ないことも理由の一つとして、利用出来る環境がないことから、ショートステイの利用する為の受給日数も2日や3日、多くて4日としか貰えない状況です。

例え、ショートステイ先が見つかり、利用契約を結んでもなかなか受給される日数を増やしてもくれません。

障害ある子たちは環境にも馴染めない子どもで、本来なら小さな頃から将来の自立も踏まえてショートステイの利用を行いたいところ、市内には児童の受け入れがある事業所もなく、成人利用に関しても5箇所くらいしかない上、受給された日数も2日や4日では自立には全く結びつきません。

特に障がい重い長男のようなタイプは敬遠されて受け入れが困難となったことで、私は何度も辛い思いをしてきました。

長男を見る限り、ショートステイの利用が嫌ではなく、寧ろ、楽しんでいる雰囲気もあります。

その中で奇声をあげたり、室内にある物に興味を示して触れてみたりしての状況からの出来事だったと思います。

きちんと障害について理解されての環境でならば、息子のようなタイプもショートステイの利用が出来るように思います。

出来るならば、居住地でショートステイが幼い頃から利用でき、地域の中で自立に向ける環境を整えて頂きたいです。

そして、きちんと利用出来るように受給日数についても考慮頂きたいです。

○吹田市在住で息子が摂津支援学校の中学部に通っています。

療育園に通っている頃から、将来の自立や親の緊急時に対応してもらうために、吹田市の幼児期から受け入れ可能な短期入所施設を利用していました。

日中一時の短時間の利用から始め、泊まりにもスムーズに移行し、緊急時も安心して預けられると安心していましたが、就学後は支援学校の広域での通学区域割の弊害で、利用していた事業所が使えなくなりました。

その事業所は吹田支援であれば学校への送迎をしてくれますが、摂津支援への送迎はありません。

摂津支援で利用できる短期入所を探しましたが、学校への送迎はあっても自宅までは送迎がなかったり、学校までは迎えに行ってもらえず放デイに行った日に事業所の車で送ってもらうしかなかったりと、希望に合う事業所は見つかっていない状況です。

友人が今年、母が入院するために急遽子どもを預けられる場所を探すことになりました。最終的に2つの短期入所施設が受け入れてくれましたが、家にも学校にも送迎がなかったり、16時までに入所しないといけないので放課後等デイサービスの利用に制限が出たりと、子どもがいつもと同じ日常を送りながら使うのは難しかったと話していました。

たださえ母が何日も家を不在にするという、子どもにとっては不安な状況の中で、自分の居場所として安心して過ごせる学校や放デイの利用さえ出来なくなるのは、障がいのある子どもにとっては耐え難いことですし、母も安心して治療に専念出来ません。

障がい当事者がいつもと変わらない日中活動をおこなえるような、学齢期でも使いやすい短期入所施設を事業所任せにせず大阪府が先導して作って欲しいです。

もっと幼児期から利用できる短期入所施設を増やし、また通学区域割によって学齢期の利用が途切れることがないよう、府内各地域にまんべんなく配置してください。

どうぞよろしく願いいたします。

②重度の知的障害や強度行動障害のある人が安心して利用できる施設・設備・環境の整った短期入所施設が開設できるよう、大阪府として助成制度を創設してください。

<昨年度回答>

重度の知的障がい者や強度行動障がいを有する方への支援は、障がい特性に応じた環境整備や専門的な人材と体制強化が必要と考えております。

大阪府では、国庫補助事業の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、重度知的障がい者を受入れるグループホームや短期入所事業所を優先して整備を進めるとともに、国に対して、障がい特性に応じた施設整備を図るため、補助単価の増額を要望しております。

令和3年度報酬改定においては、高度な医療的ケアが必要で強度行動障がいにより常時介護を要する者を対象に、医療型短期入所の受入体制の強化が図られました。

また、次期報酬改定に向けて、緊急時の重度障がい者の受入機能の充実について検討が行われているところです。

人材養成の観点からは、強度行動障がい支援者養成研修を実施してきたところです。今後も引き続き、強度行動障がい支援者養成研修で得た知識を現場での支援に活かせるよう、研修の充実に努めてまいります。

③学びの場の学生は、自らの自立(自律)にむけた生活や親子関係が築けるようにショートステイの利用について積極的に学んでいます。「じりつしたい!」とねがう学生と家族が身近に利用できるショートステイ事業所を増やしてください。

<昨年度回答>

新規要望事項

<発言・実態・関連資料>

○学びの場の利用者(学生)から「ショートステイをもっと利用したい」という声が上がっています。ショートステイについての学生の声を紹介します。

Q.ショートステイ利用について

- ・どこに聞いたか A.相談支援事業所
- ・何と言われたか A.利用したい人がいっぱいです。
- ・どう思ったか A.障害の程度が軽い人は後回しにされると思った。
- ・もっとこうなれば良いのと思うことはありますか？

A.障害の程度が軽い人にも平等にショートステイの利用が出来るようにして欲しいです。

Q 増やしてほしいのはなぜ？

- A.自分はショートステイを利用しているが、他の使いたいと思っている人にも使ってほしいから。
- A.ショートで片づけの仕方を練習して、家でもできたらいいと思うから。

Q ショートステイは使ったことがありますか？

・使ったことがない

Q ショートステイを使ってみたいですか？

- ・つかってみたい
- ・一人暮らしの練習したいから
- ・家じゃない所で泊まってみたいから
- ・親が亡くなった後一人で暮らすことになるから、どんなにか練習したいから
- ・つみき(福祉型専攻科)の仲間と一緒に練習出来たらいい
- ・将来、弟と二人で暮らしたい。そのためにショートステイも使いたい。親から離れて暮らす練習をしたい。
- ・グループホームもそうだけど、一人暮らしをするため、慣れるために、ショートステイをもっと使いたい。
- ・区分が出ていなくても、ショートステイを使いたい。区分に関係なく使えたらいいのと思う。どんな人でも(区分が出てなくても)使えたらいいのと思う。
- ・ショートステイの枠がもっと増えたらいいのと思う。
- ・ショートステイでキッチンでハンバーグ作ったりできてよかった。将来一人暮らしした時のために練習できてよかった。ショートステイのごはん、おいしい。
- ・一人暮らしの練習のためにショートステイを使いたい。ショートステイを使って荷物の整理もできるようになってきた。これから、料理もできるようになりたい。

生活介護や自立訓練を利用した学びの場(福祉型専攻科)では、将来の自立に向け、ショートステイの利用を希望する利用者(学生)が多くいます。学びの場で自分の暮らしや人生を考える中で「いつかは結婚して子どもが欲しい」「一人暮らしがしたい」と願う学生がほとんどで、「一生、親や兄弟と同じ家で暮らしたい」という学生は少数派です。上記の学生たちの声にもあるように家から離れて暮らす練習をするため、ショートステイを利用している学生が多くいます。ですが、どのショートステイも定員がいっぱいで利用しにくいという実態があります。大阪府としてこの実態を改善するためにショートステイ事業所が増えるよう私たちと一緒に考えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

37. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

②医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備を府の責任で行ってください。また、看護師配置が可能となる補助制度を創設してください。

<昨年度回答>

大阪府においては、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の連携体制を構築し、地域生活を維持・継続していただけるよう努めるとともに、地域ケアシステムの強化や障がい福祉サービスの充実強化に取り組んでいます。

本年4月には「大阪府医療的ケア児支援センター」を設置しました。支援センターでは、市町村や医療、福祉関係等の支援機関と連携し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう必要な支援につなげてまいります。

なお、重症心身障がい児者入所施設の新設については、設立意向の法人等からのご相談があれば、的確に対応してまいります。

大阪府では、入所施設だけでなくグループホームなど、地域の様々な社会資源を活用し、適切なサービスを提供していくことが必要であることから、地域の暮らしの場となるグループホームの整備促進に取り組むなど、地域の支援体制の充実に取り組んでいるところです。

令和3年4月の報酬改定で、福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の要件が緩和され、看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らず、「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直されました。

また、入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、次期報酬改定に向け、現行の看護職員の配置人数によらない一律の加算の見直しについて、検討されているところです。

大阪府においては、障がい者支援施設の入所児者のケアがきめ細かく実施されるよう、職員配置基準等の更なる改善や必要な財源措置について国に要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

③基本報酬の引き上げを国に求めてください。また、夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を行ってください。

<昨年度回答>

福祉サービスの報酬単価については、令和3年度の報酬改定で、見直しが行われるとともに、令和4年2月からは、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置が講じられ、10月以降についても、その要件・仕組み等を基本的に引き継ぐ形で「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。

また、夜間の体制については、夜勤職員の配置基準を満たす場合において、夜勤職員配置体制加算の対象となるとともに、令和3年度の報酬改定において、重度障がい者支援加算の見直しが行われました。

さらに、入所者の重度化・高齢化に伴い、医療的ケアが必要な入所者が医療機関に通院する頻度が高くなっていることから、国においては、次期報酬改定に向け、通院の支援についての対応が検討されているところです。

大阪府としては、これらの国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて、制度の見直し等を要望してまいります。

④入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。

<昨年度回答>

報酬額や人員配置基準は、障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改定については、これまでも必要に応じて、国に要望を行ってまいりました。

ご要望の本府独自の加配制度の創設は困難ですが、利用者が病院又は診療所へ入院等をした場合、入院・外泊時加算又は入院時支援特別加算の算定が可能となります。

また、入所者の重度化・高齢化に伴い、医療的ケアが必要な入所者が医療機関に通院する頻度が高くなっていることから、国においては、次期報酬改定に向け、通院の支援についての対応が検討されているところです。

<発言・実態・関連資料>

○梅の里ホームの2024年9月の通院・入退院などの対応について集計したところ、通院回数は30回、通院にかかった時間を総数すると約62時間、送迎など含めて平均すると1回の通院につき2時間弱かかっています。他に入退院時や入院中の対応が3回、救急搬送の対応が1回ありました。

平均の通院時間は二時間ですが、大きな医療機関に通院する場合などはより長い時間が必要となります。先日、突然発熱し、呼吸がしづらくなってしまったAさんを、主治医に診てもらおうとしたのですが、土曜日の午後だったために受け入れてもらうことが出来ず、休日診療に駆け込みました。しかし本人の様子を診て一時的な受止めである休日診療ではなく主治医に診てもらおうことを勧められました。主治医には、すでに問い合わせしており受け入れが難しいと言われたことを伝え、救急外来を紹介してもらいました。Aさんはその日発熱していたため、新型コロナウイルスやインフルエンザの検査を受け、検査結果を確認後に採血やレントゲンなどの追加の検査、点滴などの処置を受けました。午後の二時に施設を出発したのですが、施設に戻ってきたのは午後八時をとくに過ぎていたということもありました。

もちろん通院時には職員が付き添いますので、通常の支援を行っている職員体制から通院の対応を行います。

梅の里ホームの直接支援を行う職員(看護師、リハビリ職員含む)の配置基準は日中(9時～17時)の生活介護事業については31.5人(2024年4月現在)が最低配置基準となっています。梅の里ホームにおいては最低配置基準以上の職員を配置しています。そして、夜間(17時～翌日9時、土曜日・日曜日の日中含む)の施設入所支援事業では60人以下の場合、職員配置基準は生活支援員を1名以上配置すればよいことになっています。しかし、梅の里ホームに入所している利用者50名(2024年4月現在)を17時から翌日9時まで生活支援員1名で支援を行うことはできません。土日祝日もそのため、生活介護事業に配置している職員がそれらの時間帯に配置されるため実質的な職員配置は基準以下となってしまいます。実際に平日の日中(例:2024年10月1日)に配置している職員は常勤換算で16.25人、土曜日(例:2024年10月6日)では、同じく常勤換算で7.6人になります。

そのような状況の中で通院の対応を行なっています。今年度はじめに行われた報酬改定において『通院支援加算』が新設されましたが、その内容は利用者1人につき通院対応を行なえば月2回を上限として1回おおよそ170円が事業所に支払われるというものです。今まで、それすらもなかったことを考えると一歩前進と言えるかもしれませんが、どのような基準で算定されているか疑問を感じます。

今後も利用者の高齢化などにより通院の対応は増えることはあっても減ることはないと思います。必要な通院体制と通院している利用者の支援に対して必要な支援を継続して行なうことができるよう職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府として独自の加配制度を設けてください。

⑥自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備・建設してください。

<昨年度回答>

新規要望事項

<発言・実態・関連資料>

○29歳の自閉症で重度の知的障害がある息子がいる栢木と申します。

180センチ89キロと体も大きく力も強い元気な息子の介護を、まだ今のところ何とか夫婦で頑張っていますが、体力の衰えを日々感じますし、これからのことを考えるといったいこの子はどうなるのかと不安でたまりません。発語も無く、簡単な言葉しか理解できず、自分からはちょうだいとごちそうさまの手振りしかできなくて、引っ張っていくことでしか伝えられないし、パニックになると頭を叩きながら大声をあげて走り回り、壁に頭を打ち付けたり、ガラスを割ったり物を壊したりもします。またこだわりも強く、服も上は黒の無地のTシャツかトレーナー、ズボンはファスナーやボタンを気にして噛みちぎってしまうのでウエストが総ゴムのチノパンしかはかず、ジャージ素材は着てくれません。ラベルやタグも噛みちぎるので、着せる前に全部取らなければなりません。ペットボトルや水差し、水筒は空にしないと気が済まず、人の物でも目に入れば全部捨ててしまうし、家じゅうの電気も昼夜関係なくつける、ドアや窓は季節に関係なく閉める、他にもたくさんのチェック項目があり、日々それは増えています。こんな子を安心してお願いできるのは、障害に対する専門的な知識を持った職員さんが対応して下さる入所施設しかありません。障害に対する知識も少ない世話人さんが対応し、ある程度の日常生活の自立が必要なグループホームで生活するのは無理だと思います。土日は家に帰ることが求められるようなグループホームは、そもそも暮らしの場といえるのでしょうか。だからといって入所施設ならどこでもいいというわけではなく、考え方や接し方がここなら信頼できると思える所にと願っています。

でもショートステイを利用して、ここにならと入所希望している市内の施設は40名の定員なのに待機者が130名を超えています。親が元気なうちに子どもは自分の暮らしの場に移行し、それを見守り、これで自分たちがいなくなっても大丈夫と安心したいと願っても、これではいったいいつになったら入所できる日がくるのかというのが現実です。先日、その施設に入所していた方が亡くなられて一人空きができました。どなたを入所させるか検討が行われ、大勢の待機の方々の大変さはどの方も比べようもなく大変だけれど、46歳の方で、73歳のお母さんと二人で暮らしていて他には身寄りが無く、お母さんはがんで亡くなられる直前まで子どもさんを介護され、亡くなられた後この施設にロングショートしておられた方が入所と決まったそうです。入所している方が亡くなって、介護をしてきた人も亡くなる、入所施設に入るにはお二人の方が亡くならないと順番がまわってこないというのは本当に悲しく、そしておかしいことだと思います。私に何か起きないと入れない、そう悲観してしまい

ます。そういう切羽詰まった状況になってやっと入所できるというのではなく、成人してある程度の年齢になれば親から自律して、親も子どもも安心して年齢を重ねていけるようにはなりません。地域へ地域へとおっしゃいますが、入所施設も地域の一つの形だと思いますし、昼間は別の作業所に通ったりもするので、隔離されているとは思っていません。入所施設が必要な人もいます。その人その人に合った暮らしの場を選べるのが大切だと思いますが、現状は選ぶどころかいける所ありません。なんとかしてください。どうぞよろしくお願い致します。

- 29歳の自閉症の息子がいます。重度知的障害、強度行動障害もあり、障害者区分6療育手帳A判定です。夫の仕事で転勤が多くこれまで7回の引っ越しに家族で動いてきましたが、現在は定年の年を過ぎ再雇用の枠で生活しております。

3歳で息子に重い障害があるとわかってから、幼少期、学齢期、青年期、と身体は大きくなってても知能が発達しない、自閉症特有の感覚過敏やこだわりで翻弄されながら自傷や他傷、器物破損や行方不明などの問題行動に、ぶつかったりかわしたりしながら29歳まで無事に生きてこられました。

現在は住まいしている吹田市の生活介護事業所に通所して11年目になりました。通い始めの頃は、約3年送迎車から降車できず、ほぼ車内で朝9時から夕方4時まで過ごす毎日、「この人には通所することが無理なのかもしれない」と考える私とは別に、毎日職員さん達が彼の成長を信じて、ひたすら付き添い彼の気持ちたちが立ち上がるまで待つてくれたおかげで信頼関係が築きあがり、今ではなかまと時間や空間を共有し、軽作業の仕事をして過ごせるようになりました。本人の頑張り、職員さん達の専門性や働きかけが、今の彼に繋がっていると思います。

出来ることならこの生活を守ってあげたいと思うのですが、今後10年20年後、親亡き後は彼が地域で暮らすための施設、グループホーム、短期入所や長期入所できる場所が全く足りません。どれをとっても不足しています。親離れ子離れするためのショートステイの練習は1か月に一泊二日の予約を2回取るのがやっとです。本人は「1日泊まればお迎えしてくれるやろ」が、根付いてしまっています。今年に入りどうにか岸和田市にある山直ホームさんにショート契約していただき、そちらに月に1度受け入れてもらっていますが、片道60キロを高速道路で送迎することが、この先何年できるのか、緊急時に利用するのは現実的ではなく、私が倒れたらたちまち彼は今の生活ができなくなる、入れる施設もグループホームもない、ショートステイに空きがない、彼はどうなってしまうのかと不安で仕方ありません。

10年前に府内施設への入所申込をしましたが、大阪府内の入所待機者数が1077名と昨年の府の調査結果を知り気が遠くなりました。きっと調査数にカウントされていない人も大勢いるのではないかと思います。あれから1年経ちましたが更なる具体的な聞き取りもなく、進展はあるのでしょうか。私どもの暮らしは全く変わらず、変わらないどころか老いは確実にやってきているので、私に持病の腰痛があっても、夜中に起きて大声で遊ぶ息子をなだめようと慌てて起き上がりベッドから落下しても救急車も呼べない、入居した公営住宅の階段一歩目を踏み外し捻挫して腫れた足で入浴介助、生活全般の介助を毎日必要としており、日々暮らすだけで精一杯です。本当にその日暮らして「今日無事だった、また明日も」で紡いできました。近い将来、親が関わらなくても彼が生きてゆける場所が必要なのです。彼のような重度の障害のある人が利用できる専門的なショートステイが増えること、更にそれが入所に繋がらないと意味がないと思います。見ないふり気付かないふりをせず、一刻も早くショートステイやグループホーム、入所施設の受け入れ先の拡充をしてください。どうかよろしくお願い致します。

- 我が家には、23歳になる言語取得の無い重度知的障害・強度行動障害を伴う長男と、専修学校に通学する軽度知的障害をもつ次男もいます。

二人の障害を持つ子どもを育てていく中、将来の不安も年々強まってきています。

兄弟それぞれ障がいの違いから生活スタイルも異なることを思い、二人それぞれに見合う将来を思い描いてはいますが、特に、長男は思春期頃から強度行動障害の側面が強く現れ、また、言語取得もなく、コミュニケーションも取りにくいところもあるので、生活面の自立も厳しくあります。

長男のことを考えると、地域で展開されているグループホームでのスタイルでの将来の生活はなかなか想像しにくく思っています。

また、次男自身も長男ほどとは言わず、将来何らかの支援は必要に感じる為、次男に長男の生活での負担まで負わせられないという思いは、親としては持っています。

次男自身からも「兄のことまで見きれない。自分自身も不安があるから」と言われたことがありました。

兄弟それぞれの将来を明るいものにする為にも、長男のように入所施設を必要に感じている者がいることもご理解頂き、障がいある者それぞれに見合った生活スタイルを選択出来るようお願いしたいです。

また、強度行動障害がある息子は、現存する入所施設での受け入れも少ないと聞きます。

そのことも踏まえて、入所施設の建設を考えて頂きたいです。

38. 相談支援事業の拡充を図ってください。

⑤消費税対象事業となっている「基幹相談支援事業」「委託相談事業」を、第2種社会福祉事業に位置付けるよう早急に国に働きかけてください

<昨年度回答>

新規要望事項

<発言・実態・関連資料>

○2023年7月の新聞報道で「障害者相談支援事業」の委託費に消費税がかかること。全国区の自治体の半数声が非課税と誤認と大きく報じられました。

障害者総合支援法第77条に規定されている事業ですが、社会福祉法第2条で「社会福祉事業」でないことを根拠に障害者相談支援事業は消費税の対象になっています。市からの委託費に消費税がかかります。(市直営なら非課税)

障害のある人、家族が相談できる仕組みは不可欠であり、そのための中心的な福祉事業所として相談支援事業が制度化された経過があり、その相談支援事業が社会福祉事業に位置付けられていないことが大きな問題です。

ぜひ 障害者相談支援事業を社会福祉事業に位置付けていただくように国に強く訴えていただきたい。

⑥重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者の計画相談を行っている「相談支援センターなんなん」について、「生活介護事業」や「就労継続支援B型事業」と同様、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を創設するよう国に働きかけてください。

<昨年度回答>

新規要望事項

39. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

②生活の必要に応じた支給をしてください。「職業又は教育上等特に必要と認められた場合」に限定せず、必要に応じて複数の支給を可能としてください。なお、複数支給の理由として「屋内用と屋外用の区別」が制度的に認められるようにしてください。また、障害の等級に捉われず生活実態に応じた支給を行ってください。

<昨年度回答>

新規要望事項

<発言・実態・関連資料>

○事例を上げれば、歩行機の場合は、屋外を歩く場合と屋内(室内)を移動する場合は全く違います。屋外用は安定感があり、段差を乗り越え易いように車輪が大きく、途中休憩時の椅子や買い物ケースなどが設置されているものが重要です。一方で室内用の場合は、安定性と同時に、住環境に応じて小回りが利いて移動しやすいものが重要です。日常生活を考慮し、障害の特性も考慮して、個々がより快適に暮らせるように、柔軟な支給をしてください。言うまでもないことですが、屋外と屋内兼用は、極めて不衛生であり、使い分けができるようにしてください。

国には、補装具も日常生活用具も制限列举方式を見直して、個人因子や環境因子を考慮して個々のニーズに応じた支給を認めるように強く働きかけてください。

41. 移動支援事業を自立支援給付事業とするよう国に働きかけてください。

①隣接する市町村の報酬格差で生じるヘルパー不足や利用の偏りをなくしてください。

<昨年度回答>
新規要望事項

<発言・実態・関連資料>

- 私は吹田に住んでいる重度障害者です。現在は、移動支援を使っています。
利用しているヘルパーさんは、高齢です私の行きたいところに行ってくれますがやはり体力を考えると、もっと若いヘルパーを養成してほしいと思います。そのためには、移動支援事業を自立支援給付事業とするよう国に強く働きかけてほしいと思っています。そして、ヘルパーさんの報酬単価を引き上げるように国に働き掛けください。それと宿泊を伴う外泊は、なぜ認められないのですか？私達は皆さんと同じ人間です。障害者がヘルパーさんと旅行には行けないのですか。障害者は旅行をするなど聞こえてきます。障害者権利条約は「社会に出て行きましょう」と言っているのにしていることは矛盾していると感じています。移動支援事業を充実させてください。よろしくをお願いします。

⑤施設・事業所等への通所の際して、すべての自治体で移動支援事業が利用できるようにしてください。

<昨年度回答>

本年6月に取りまとめた調査結果によると、施設・事業所等への通所について、「利用できる」としている自治体は、枚方市、寝屋川市、千早赤阪村の2市1村となっており、その他の市町については、原則「利用できない」とされています。

大阪府においては、毎年度末に市町村へ発出している「障がい者総合支援制度等の円滑な実施のための留意事項」の中で、利用者主体のよりよい制度となるよう市町村において見直されている事例などを参考に、必要に応じて運用について検討いただくよう働きかけているところです。

<発言・実態・関連資料>

- これまでの交渉で大阪府として、「作業所への通所は社会生活上必要不可欠な外出であり、移動支援の利用は妥当」であることや、昨年6月の調査では「利用できる」としている自治体は枚方市、寝屋川市、千早赤坂村の2市1町との回答をいただいています。
あいらぶ工房などでは、親の高齢化や病気により家族による送迎が困難になり、通所できなくなっているなかまが増えてきています。
障害福祉サービスが利用者本位の権利として利用しやすい制度とするために、大阪府から自治体(特に大阪市)への強い発信とリーダーシップを求めます。このままだと、大切な作業所に通所することができなくなります。

⑥日中活動が終わった平日や土日、祝日にガイドヘルパーが利用できるように、報酬を引き上げヘルパーの確保が行えるように国に強く要望してください。

<昨年度回答>
新規要望事項

<発言・実態・関連資料>

- 自立訓練や生活介護を使った学びの場(福祉型専攻科)に通う利用者(学生)から、「もっとガイドヘルパーを利用したい」という声が毎年あがります。実際の利用者(学生)の声を紹介します。
- Q 使えて楽しかったことは？
- ・移動支援を使った時、ファインプラザに一緒に行った。楽しかった。海遊館とかに行きたい。
 - ・ヘルパーと電車に乗りたい。
 - ・利用したことないけど、利用してみたい。
- Q ヘルパーさん増やしてほしいですか？
- ・ふやしてほしいです(3名利用中3名とも)
- Q なぜ？

- ・一人で買い物はできてないからてつだってほしい
- ・いっしょに歌を歌いたい
- ・いっしょに歩きたい
- ・もっとでんしゃのりたい
- ・もっとバス乗りたい
- ・平日つみきのあとにごはんたべにいたりしたい
- ・平日つみきのあとにカラオケとか電車とか乗りたい。早く帰ってもお母さんおらへんから一人でいるのいや
- ・若い人とでかけたい。今はおばちゃん。
- ・女性と出かけた

○学びの場に通う利用者(学生)の多くは、支援学校の高等部を卒業してすぐに学びの場につながった方々です。学校から社会への移行期、真っ最中の青年たちです。

学校時代には、経験できなかった同世代の友達とのおでかけや家族に合わせることなく、自分の行きたい場所へ出かけたいと願う学生たちが多くいます。また、自分ひとりや友達と出かける経験は、その後の通勤の練習や余暇の広がりをお助けします。

ですが、一方で、「一人で出かけるのは不安」「電車の乗り換えができるか心配」「買い物の時、お金をいくら出したらいいのかわからないかもしれない」と外出に不安を抱え、躊躇っている青年も多くいます。ガイドヘルパーをもっと気兼ねなく、利用することができれば、彼らの自立を大きく助けることにつながります。

ですが、今のままではガイドヘルパーの数が足りていません。ガイドヘルパーの報酬が低く、今のお給料ではヘルパーをしてくれる人が集まらず、事業所としても非常に苦勞しています。

ガイドヘルパーの確保が十分にできるよう報酬の引き上げを国に強く要望してください。

43. 地域で安心して暮らせるよう地域生活を支えるための「地域生活支援拠点機能」の整備方針を府の責任で策定してください。緊急時の対応には多様な困難に対応できる複数の支援者が必要不可欠です。そのために一定規模の入所型施設が地域生活支援拠点の中核的役割を果たすことができるよう、必要な支援・補助を行ってください。

<昨年度回答>

地域生活支援拠点等の整備については、本府より令和元年7月に「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」をとりまとめ、地域生活支援拠点等の機能の中でも、特に重要な緊急時の受入れと対応が円滑に行われるよう、事前に障がい者や家族の状況を把握し登録する仕組みを提案するとともに、令和3年度より市町村の意見交換会を実施し、各機能の好事例などの情報共有を行うなど、市町村へ働きかけてきました。

現在、府内市町村における整備状況は、38市町村において、運用が開始されており、未整備の5市町村においても早期整備に向けて検討が進められております。

また、昨年度、大阪府障がい者自立支援協議会の「地域における障がい者等への支援体制について」の提言において、緊急時の受入れ・対応や体験の機会・場の提供等の拠点に求められる機能を充実させるためには、障がい者支援施設の強みを活かし、障がい者やその家族が安心して地域生活を送れるような連携体制を構築することが必要であることが示されました。

提言を踏まえ、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、運用状況の検証及び検討の推進・強化にどのように取り組んでいくかについて、現在、市町村や障がい福祉事業所等の関係機関、有識者等を交え、協議検討を進めているところです。

引き続き、地域生活支援拠点等の機能強化に向けて、市町村の取組みを支援するとともに、国に対して、必要な財政措置を要望してまいります。

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わないよう市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切るとは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう国に求めてください。

<昨年度回答>

我が国では、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障制度の基本とされております。このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、社会全体で支え合う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっております。

国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。

また、新たに令和5年6月30日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。その際、障がい福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障がい支援区分以上であること、特定の障がいがあることなどの画一的な基準のみに基づき判断することは適切ではなく、障がい福祉サービスを利用する障がい者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと」とされています。

大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、市町村に助言を行っております。

<発言・実態・関連資料>

〇65歳到達時に送付する案内文様式

介護保険サービスへの移行について

標題につきまして、令和〇年〇月で65歳になられる〇〇〇〇様が受けておられる障害福祉サービスのうち、□□□□(サービス種別)について介護保険サービスにおいて相当するサービスが受けられるときは介護保険が優先され、令和〇年〇月から原則として介護保険サービスへの移行が必要となります(※)。

介護保険サービスの利用にあたっては、介護保険サービスにおける要介護(要支援)認定が必要となりますので、長寿介護課にて申請手続きをお願いいたします。

介護保険サービスをご利用するには、ご自宅での生活状況を確認するための聞き取り調査(認定調査)を受けていただく必要がありますが、ご利用までにお時間がかかる場合がございますので、お早めの手続きをお願いいたします。(申請は、誕生日前日の3か月前から長寿介護課で受付可能となっております。)

介護保険の申請には、ご本人確認書類(障害者手帳等)が必要です。ご家族の方が代理で手続きされる場合は、代理の方の身分確認証も合わせてご持参ください。

なお、ご不明な点や心身の状況等によるご不安などがございましたら、下記までお問合せくださいますようお願いいたします。

※参考:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条(裏面参照) /省略

65 歳以上障害者の介護保険優先問題①手帳取得者

2024 年 7 月大阪社保協調査 2024.3 末時点のデータ

		障害者手帳取得者数			65歳以上障害者数			障がい福祉サービス 支給人数		介護保険利用者数	
		①身体	②知的	③精神	①身体	②知的	③精神	40-64歳	65歳以上	40-64歳	65歳以上
1	大阪市	135,039	35,564	50,953	-	-	-	24,527	7,080	-	-
2	豊中市	13,879	3,842	4,952	10,435	188	797	2,473	492	未集計	未集計
3	池田市	3,024	816	1,293	2,217	95	196	472	142	不明	不明
4	豊能町	776	141	167	583	6	25	67	18	不明	不明
5	能勢町	500	205	108	381	57	18	54	21	不明	不明
6	箕面市	3,716	1,224	1,348	2,543	37	202	476	102	未把握	未把握
7	高槻市	12,918	4,063	4,573	9,688	205	711	1,531	323	不明	不明
8	島本町	1,099	298	408	848	22	64	130	29	未把握	未把握
9	茨木市	8,703	2,737	2,867	6,208	119	389	1,190	167	不明	不明
10	吹田市	12,043	3,372	554	8,762	148	536	1,700	522	不明	不明
11	摂津市	3,070	960	763	2,224	36	99	372	68	不明	不明
12	守口市	7,972	1,710	1,711	6,077	112	304	907	147	未把握	未把握
13	門真市	5,100	1,590	1,935	3,658	81	1,935	814	93	54	36
14	大東市	4,528	1,581	1,417	3,257	50	170	653	139	不明	不明
15	四条畷市	2,204	743	581	1,721	30	59	305	54	不明	不明
16	寝屋川市	9,373	3,127	2,982	6,962	172	425	1,293	205	44	68
17	枚方市	16,408	4,024	4,503	11,338	172	597	1,710	391	32	95
18	交野市	2,800	733	806	2,078	28	127	399	91	2	12
19	東大阪市	17,887	5,170	6,291	12,837	270	1,006	3,557	634	抽出困難	抽出困難
20	八尾市	10,060	3,321	3,722	不明	不明	不明	1,722	318	21	107
21	柏原市	2,523	723	976	1,900	36	151	358	60	システム 抽出不可能	システム 抽出不可能
22	松原市	4,754	1,715	1,628	3,561	128	265	716	138	不明	不明
23	羽曳野市	4,344	1,211	1,253	3,185	79	188	539	97	不明	不明
24	藤井寺市	2,219	689	590	1,640	27	69	354	100	不明	不明
25	大阪狭山市	2,165	608	620	1,423	18	97	228	75	不明	不明
26	富田林市	4,370	1,267	1,493	3,354	86	194	628	122	23	38
27	太子町	477	190	129	370	7	19	54	16	1	12
28	河南町	658	161	167	493	9	10	84	22	不明	不明
29	千早赤阪村	254	50	56	211	4	10	25	7	3	64
30	河内長野市	3,943	985	1,332	3,127	60	194	540	120	未把握	未把握
31	堺市	34,691	9,502	12,192	25,811	522	2,146	5,634	1,673	不明	不明
32	和泉市	6,902	2,005	2,584	5,042	80	490	750	238	43	101
33	高石市	1,957	563	709	1,466	34	130	318	75	14	30
34	泉大津市	3,280	891	775	2,469	57	81	469	129	抽出困難	抽出困難
35	忠岡町	619	183	200	463	14	35	104	44		
36	岸和田市	7,714	2,259	2,459	5,598	131	425	1,170	314	48	146
37	貝塚市	3,345	973	1,035	2,428	48	242	422	109	24	46
38	泉佐野市	4,055	1,245	1,193	2,917	88	222	611	235	-	-
39	田尻町										
40	熊取町	1,633	411	413	不明	不明	不明	165	34	不明	不明
41	泉南市	2,621	917	663	1,925	58	111	372	75	不明	不明
42	阪南市	2,259	606	599	1,720	28	217	未把握	未把握	未把握	未把握
43	岬町	716	165	147	555	15	22	101	28	3	11
	合計	366,598	102,540	123,147	161,475	3,357	12,978	57,994	14,747	312	766

未提出自治体：守口市、田尻町

65歳以上障害者の介護保険優先問題②案内と教示

2024年7月大阪社保協調査

		案内の仕方					最初のお知らせ						何回知らせるか	担当課	
		電話	郵便	自宅等訪問	通知しない	その他	その他方法	6ヶ月以上前	5ヶ月前	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前			1か月前
1	大阪市		○											1	障害福祉担当課
2	豊中市	○	○					12ヶ月前						2	障害福祉担当課
3	池田市	○										○		1	障害福祉担当課
4	豊能町			○				○						数回程度	障害福祉担当課
5	能勢町				○										
6	箕面市	○		○		○				○	○			1	障害福祉担当課
7	高槻市		○			○					○			1	障害福祉担当課
8	島本町		○	○						○				1	障害福祉担当課 介護保険担当課 障害相談支援事業所
9	茨木市	○	○								○			2	障害福祉担当課 通知文の問合せ先は障害福祉課・介護保険課の両課
10	吹田市	○	○	○		○				○				3	障害福祉担当課 障害相談支援事業所
11	摂津市					○		○						4	障害福祉担当課 障害者相談支援事務所
12	守口市														
13	門真市	○		○				3ヶ月前						3	障害福祉担当課
14	大東市			○				12ヶ月前						1回以上 相談員による	障害福祉担当課 障害者相談支援事業所
15	四條畷市	○		○				12ヶ月前まで (遅くとも64歳更新時の面談で)						2回以上 (少なくとも64歳更新時、65歳更新2か月前)	障害福祉担当課
16	寝屋川市		○							○				1	障害福祉担当課
17	枚方市	○	○							○				1	障害福祉担当課
18	交野市			○				15ヶ月前						2	障害福祉担当課
19	東大阪市		○									○		1	障害福祉担当課
20	八尾市		○								○			1	障害福祉担当課
21	柏原市	○	○				65歳到達前の更新時等				○			1	障害福祉担当課
22	松原市	○		○							○			3~4	障害福祉担当課
23	羽曳野市					○	65歳になる前年の障害福祉サービスの支給更新手続き時に「介護保険優先原則」について説明をし、要介護認定の申請手続きをするように勧奨	記載無し						1	障害福祉担当課
24	藤井寺市					○	サービスの更新時に説明及び受給者証への記載	12ヶ月前						2	障害福祉担当課
25	大阪狭山市	○				○	相談支援専門員を通じてお知らせ	12ヶ月前						2	障害福祉担当課
26	富田林市	○								○	○			1~2回	障害福祉担当課
27	太子町						65歳到達時の2か月前に介護保険担当と調整				○			1	介護保険担当課
28	河内町				○										
29	千早赤阪村	○						64歳時における障害福祉サービス更新時						1	障害福祉担当課 介護保険担当課
30	河内長野市	○	○	○						○				1	障害福祉担当課
31	堺市	○	○							○				1	障害福祉担当課
32	和泉市		○	○				12ヶ月前						3	障害福祉担当課
33	高石市	○	○							○				2	障害福祉担当課
34	泉大津市	○	○			○	職員の訪問時に直接案内しているほか、計画相談支援事務所からも案内してもらっている	12ヶ月前						2	障害福祉担当課
35	忠岡町	○								○				1	障害福祉担当課
36	岸和田市		○	○				40歳到達(2号見込者):3ヶ月前 65歳到達:15ヶ月前、3ヶ月前						3	障害福祉担当課
37	貝塚市	○	○					3ヶ月前						3	障害福祉担当課
38	泉佐野市	○									○			1	障害福祉担当課
39	田尻町														
40	熊取町		○					12ヶ月前						2	障害福祉担当課
41	泉南市	○				○	計画相談支援専門員を通じて				○			1	障害福祉担当課
42	阪南市	○				○	計画相談員へ電話連絡				○			1	障害福祉担当課
43	岬町	○	○	○						○				1	障害福祉担当課

未提出自治体：守口市、田尻町

65歳以上障害者の介護保険優先問題③障害サービス上乗せ横出しの案内

2024年7月大阪社保協調査

		上乗せ横出しについての案内										
		介護保険利用者 全員			上乗せ横出し対象者のみ			お知らせする お知らせの内容			知らせない	知らせない理由
		申請前	支給決定後	その他 具体的な 時期	申請前	支給決定後	その他具体的な 時期	一律優先しな いこと	上乗せ支給	横出し支給		
1	大阪市	○						○	○	○		
2	豊中市				○				○	○		
3	池田市					○			○	○		
4	豊能町				○				○	○		
5	能勢町						アセスメントの中で必要と認められる時		○	○		
6	箕面市	○									原則介護保険優先であるが、本人の心身の 状態や利用サービス状況等を踏まえて、必 要に応じて上乗せ支給、障害固有サービス の横出し支給が可能となる旨をお知らせ	
7	高槻市				○			○	○	○		
8	島本町	○						○	○	○		
9	茨木市	○									現在利用している障害福祉サービスにつ いて、原則、介護保険になること。	
10	吹田市	○						○	○	○		
11	摂津市	○										○ 問合せがあれば回答
12	守口市	○										
13	門真市	○						○	○	○		
14	大東市				○			○	○	○		
15	四條畷市				○			○	○	○		
16	寝屋川市				○			○	○	○		
17	枚方市											○ 個別に問合せがあった場合に随 時相談に乗っているため。
18	交野市	○						○	○	○		
19	東大阪市	○						○		○		
20	八尾市	○								○		
21	柏原市	○						○	○	○		
22	松原市				○				○	○		
23	羽曳野市				○		65歳になる前年の障害福祉サービスの支給 更新手続き時に「介護保険優先原則」につ いて説明をし、要介護認定の申請手続きをする ように勧奨				65歳前から利用している障害福祉サー ビスの種類で、介護保険優先原則が適用される 場合の上乗せなどを中心に説明	
24	藤井寺市	○							○	○		
25	大阪狭山市	○						○	○	○		
26	富田林市				○			○	○	○		
27	太子町											○ 対象者にはケアマネ等を通じて 案内している
28	河南町										ケースに応じてお知らせ	
29	千早赤阪村				○				○	○		
30	河内長野市											○ 相談員から伝える
31	堺市	○						○	○	○		
32	和泉市				○			○	○	○		
33	高石市	○						○	○	○		
34	泉大津市				○			○	○	○		
35	忠岡町					○			○	○		
36	岸和田市	○			○						介護保険認定結果によっては、引き続き障 害福祉サービスを利用出来ます	
37	貝塚市	○						○	○	○		
38	泉佐野市				○			○	○	○		
39	田尻町											
40	熊取町				○					○		
41	泉南市	○						○	○	○		
42	阪南市				○				○	○		
43	岬町	○							○	○		

未提出自治体：守口市、田尻町

65歳以上障害者の介護保険優先問題④優先関係

2024年7月大阪社協調査

		介護保険での不足分の障害者サービスでの上乗せ				上乗せしない
		上乗せする				
要介護区分・障害区分に関係なく支給	支給基準を満たした場合に支給	要介護区分	障害支援区分	その他基準あり	その他基準あり(具体的基準)	
1	大阪市	○				
2	豊中市		4・5			
3	池田市				○	【池田市支給に関するガイドラインp.24】 ・全身性障がい者、内部障がい者、視覚障がい者、難病等で、必要と認められる支給量が、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合であり、かつ、要介護に応じた区分支給限度基準単位のうち利用しているサービスの1/3以上が訪問介護である者。 ・介護保険非該当と判定されたが、障がいがあることで支援を必要とする障がい支援区分の認定を受けた障がい者。 ・従来、障がい福祉サービスを受けていた利用者が65歳に到達し、介護保険のみではサービス水準が低下する場合。
4	豊能町		4以上		○	・身体障害者手帳1級の全身性障害 ・身体障害者手帳を所持していない総合支援法対象疾患である難病患者で、障害支援区分の認定調査項目で「1-9移動」「2-1食事」「2-3入浴」「2-4排尿、2-5排便」の4項目全てが全面的支援が必要な状態であること
5	能勢町	○				
6	箕面市				○	大まかな基準はあるが、個別状況を勘案して判断する。
7	高槻市				○	
8	島本町				○	個別のケースで判断
9	茨木市	○				
10	吹田市				○	要介護5であって、重度訪問介護の対象となる者
11	摂津市				○	基準は設けていない。必要支給量を介護保険で満たせない場合は、要介護区分の見直しを行う。それでも不足する場合は、ケアマネ・相談支援員と協議のうえ、必要となる不足部分を支給。
12	守口市	○				
13	門真市	○				
14	大東市				○	介護保険移行後に障害固有の症状により、65歳までに認められていたサービス量が適正であったかを再度見直し、必要性に応じて判断。要介護区分、障害支援区分は定めない。
15	四條畷市	○				
16	寝屋川市	○				
17	枚方市				○	個々の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるか検討した上で、支給決定を行う
18	交野市				○	要介護5、障がい支援区分5以上を大まかな基準とするが、個別状況を勘案して都度検討
19	東大阪市		○		○	四肢全てに障害がある(全身性障害)方で身体障害者手帳の総合等級が1級の方 介護保険が要介護4又は5の方 介護保険で自己負担が発生している方(直近の実績等で確認) 介護保険で訪問系のサービスを5割以上利用している方 居宅介護又は重度訪問介護の対象となる方
20	八尾市		5	6	○	要介護4、障害支援5の場合は個別対応
21	柏原市	○				
22	松原市				○	介護保険移行前に利用していたサービス量を介護保険移行時に全て移行できない場合
23	羽曳野市	○				
24	藤井寺市				○	ケアプランで必要とされる支給量を介護保険で満たせない場合は、障害区分認定に基づき不足分を障害福祉サービスから支給
25	大阪狭山市					基準はなく、個々の状況を鑑み支給の決定を行う
26	富田林市	○				
27	太子町	○				
28	河南町	○				
29	千早赤坂村	○				
30	河内長野市				○	河内長野市障がい福祉サービス等支給決定ガイドライン
31	堺市				○	
32	和泉市		4・5		○	身体手帳1・2級もしくはそれに準ずる難病
33	高石市	○				
34	泉大津市	○				
35	忠岡町	○				
36	岸和田市				○	・非該当/要支援1・2事業対象者で視覚障害、腎臓機能障害、知的障害、精神障害を有し、障害支援区分の認定を受けており、居宅介護の利用を希望する方 ・非該当/要支援1・2事業対象者で障害支援区分の認定を受けており、介護保険支援限度基準内で、これまでと同様(～64歳までに障害福祉サービスを利用していた方)のサービスが受けられない場合に、居宅介護の利用を希望する方で、市が必要性を認める方
37	貝塚市	○				
38	泉佐野市	○				
39	田尻町					
40	熊取町		○	○		
41	泉南市				○	障害特性により必要なサービス量が確保できない場合
42	阪南市		なし	なし		
43	岬町	○				

未提出自治体：守口市、田尻町

65歳以上障害者の介護保険優先問題⑤重度訪問介護 / 生活介護

2024年7月大阪社協調査

		重度訪問介護			生活介護(通所)		
		介護保険優先	介護保険優先しない	その他	介護保険優先	介護保険優先しない	その他
1	大阪市	○			○		
2	豊中市	○			○		
3	池田市	○				○	
4	豊能町	○			○		
5	能勢町			当事者固有のケースに応じて判断する	○		
6	箕面市	○					原則、介護保険優先だが、個別状況を勘案して判断
7	高槻市	○			○		
8	島本町	○			○		
9	茨木市	○			○		
10	吹田市	○					利用者のニーズに応じて決定している
11	摂津市	○					本人の特性等に応じて、個別に判断する
12	守口市						
13	門真市	○			○		
14	大東市	○					○
15	四條畷市	○		障がい特性、生活状況、本人の意思からケースごとに判断	○		障がい特性、生活状況、本人の意思からケースごとに判断
16	寝屋川市	○			○		
17	枚方市			従前保障の考えで、障害サービス適用時の支給量で継続支給を行う。なお、加齢に伴う能力の低下等で支給量を見直す場合は、介護保険への切り替えを優先とする。			障害の特性に応じ、引き続き障害サービスにて決定する場合がある。
18	交野市	○			○		
19	東大阪市	○			○		○
20	八尾市	○					本人の状態に合わせて対応。障がい特性から移行が困難な場合は生活介護を継続する。
21	柏原市	○			○		
22	松原市	○			○		
23	羽曳野市		○				通所介護への移行が可能であれば、速やかに移行するよう支援するが、利用者の障害特性から通所介護の意向が困難と判断される場合は生活介護の利用を認めている
24	藤井寺市	○				○	
25	大阪狭山市	○					個々の状況を鑑み、支給の検討を行う
26	富田林市	○			○		
27	太子町	○			○		
28	河南町		○			○	
29	千早赤阪村	○				○	
30	河内長野市	○			○		
31	堺市	○			○		
32	和泉市	○			○		
33	高石市			介護保険を優先するが、必要な支援の内容や心身の状態により優先しない場合もある	○		
34	泉大津市	○			○		
35	忠岡町	○			○		
36	岸和田市	○				○	障害特性や状況により認定審査会で決定する場合がある
37	貝塚市	○			○		
38	泉佐野市	○					65歳以前からの利用者は、本人の希望を聞き取り柔軟に対応
39	田尻町						
40	熊取町	○			○		
41	泉南市	○			○		
42	阪南市	○			○		
43	岬町		○			○	
	合計	35	2		26	6	

未提出自治体：守口市、田尻町

65歳以上障害者の介護保険優先問題⑥横出しサービス / サービス基準有無

2024年7月大阪社保協調査

		横出しサービス										サービス基準の有無		
		同行援護	行動援護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	社会参加のための移動支援	日常生活に必要な移動支援	コミュニケーション支援	訪問入浴サービス	日常生活用具	その他	有	無
1	大阪市	○	○	○	○	○	○	○			○			○
2	豊中市	○	○	○	○	○	○	○						○
3	池田市	○	○	○	○	○	○	○			○			○
4	豊能町	○	○	○	○	○	○	○			○			○
5	能勢町			○	○	○								○
6	箕面市	○	○	○	○	○	○	○			○			○
7	高槻市	○	○	○	○	○	○	○				自立訓練(生活訓練) 就労定着支援	○	
8	島本町	○	○	○	○	○	○	○						○
9	茨木市	○	○	40歳以上 65歳未満 ○ 65歳以上 △	40歳以上 65歳未満 ○ 65歳以上 △	40歳以上 65歳未満 ○ 65歳以上 △		○	○	△		別紙参照	○	
10	吹田市	○	○	○	○	○	○					自立訓練・生活介護	○	
11	摂津市	○	○	○	○	○			○		○			○
12	守口市													
13	門真市	○	○	○	○	○		○			○			○
14	大東市	○	○	○	○	○		○						○
15	四条畷市	○	○	○	○	○		○			○			○
16	寝屋川市	○	○	○	○	○								○
17	枚方市	○	○	○	○	○			○					○
18	交野市	○	○	○	○	○		○			○			○
19	東大阪市	○	○	○	○	○						自立訓練(生活訓練) 就労定着支援 自立生活援助		○
20	八尾市	○	○	○	○	○					○			○
21	柏原市	○	○	○	○	○		○			○			○
22	松原市	○	○	○	○	○		○			○	補装具		○
23	羽曳野市	○	○	○	○	○		○			△			○
24	藤井寺市	○	○		○	○		○						○
25	大阪狭山市	○	○	○	○	○					○			個々の状況を鑑み支給の検討を行う
26	富田林市	○	○	○	○	○		○			○			○
27	太子町	○	○	○	○	○		○			○			○
28	河南町	○	○	○	○	○		○	○		○			○
29	千早赤阪村	○	○	○	○	○					○			○
30	河内長野市	○	○	○	○	○		○			○			○
31	堺市	○	○	○	○	○		○			○			○
32	和泉市	○	○	○	○	○		○			○			○
33	高石市	○	○	○	○	○		○			○			○
34	泉大津市	○	○	○	○	○		○			○			○
35	忠岡町	○	○	○	○	○		○	○		○			○
36	岸和田市	○	○	○	○	○						自立訓練		○
37	貝塚市	○	○	○	○	○		○						○
38	泉佐野市	○	○	○	○	○		○			○			○
39	田尻町													
40	熊取町	○	○		○	○		○			○			○
41	泉南市	○	○	○	○	○		○			○			○
42	阪南市	○	○	○	○	○		○	○		○			○
43	岬町	○	○	○	○	○					○			○

未提出自治体：守口市、田尻町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑧介護保険移行障害者へのサービスプラン作成方法
2024 年 7 月大阪社保協調査

		介護保険を移行した障害者にとって、上乗せ・横出し利用時のサービスプラン作成方法		
		ケアマネージャーが 全てのサービスを作成	ケアマネージャーと相 談支援 専門員が共同で作成	その他
1	大阪市			必要に応じて、ケアマネージャーと相談支援専門員が連携して作成
2	豊中市	○		
3	池田市		○	
4	豊能町	○	○	相談しあい、それぞれ作成
5	能勢町	○		
6	箕面市	○		
7	高槻市	○		
8	島本町	○		
9	茨木市	○	○	
10	吹田市			ケアマネージャーが作成するケアプランに盛り込むことにしているが、障がいサービス固有のサービスにより、ケアマネージャーでは判断できない場合には、相談支援専門員が計画作成を行う。
11	摂津市		○	
12	守口市	○		
13	門真市	○		
14	大東市	○		
15	四条畷市	○		必要に応じ委託相談支援センターの助言
16	寝屋川市	○		
17	枚方市	○		
18	交野市	○		
19	東大阪市	○	○	ケアマネージャーが作成することもあれば、相談支援専門員が作成することもある。限定していない。
20	八尾市	○	○	基本はケアマネだが、本人の状況に合わせ共同もあり
21	柏原市	○		
22	松原市	○		
23	羽曳野市	○		
24	藤井寺市	○		
25	大阪狭山市	○		
26	富田林市	○		
27	太子町	○		
28	河南町	○		
29	千早赤阪村		○	
30	河内長野市	○		
31	堺市			○
32	和泉市	○		
33	高石市	○		
34	泉大津市	○		
35	忠岡町	○		
36	岸和田市	○		
37	貝塚市	○		
38	泉佐野市	○		
39	田尻町			
40	熊取町			○
41	泉南市	○		
42	阪南市	○		
43	岬町		○	

未提出自治体：守口市、田尻町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑨介護保険に移行しない方への対応

2024 年 7 月大阪社保協調査

		介護保険へ移行しない方への対応			
		申請まで 障害者サ ービス継 続支給	一定期間継続支給す るが期間内に申請な ければ支給停止	障害者サ ービス支 給即時停 止	その他
1	大阪市				障害福祉サービスを継続支給するが、区の担当者を通じて介護保険への移行を促す
2	豊中市	○			
3	池田市	○			
4	豊能町	○			
5	能勢町	○			
6	箕面市				障害福祉サービスを継続支給するが、利用者への説明を十分かつ丁寧に行い、介護保険への移行へ理解を求めながら、介護認定申請及びその後の必要なサービス調整を行う。
7	高槻市	○			
8	島本町				個別のケースごとに対応
9	茨木市	○			
10	吹田市				申請しない理由を確認の上、出来る限り介護保険の申請を行うよう説明を継続。障害福祉サービスの支給については、申請しない理由や障がい状況等を踏まえ、個別事例ごとに総合的に判断
11	摂津市				障害福祉サービスを継続支給するが、介護保険への移行を促す。
12	守口市	△			
13	門真市	○			
14	大東市	○			
15	四條畷市	○			
16	寝屋川市	○			
17	枚方市	○			
18	交野市	○			
19	東大阪市				障害福祉サービスを継続支給しつつ、申請をしない理由や事情を十分に聴きとるとともに、継続して介護保険制度の説明を行い申請できるよう勧奨
20	八尾市	○			
21	柏原市	○			
22	松原市	○			
23	羽曳野市	○			
24	藤井寺市	○			
25	大阪狭山市	○			
26	富田林市	○			
27	太子町	○			
28	河南町	○			
29	千早赤阪村	○			
30	河内長野市		○		
31	堺市	○			
32	和泉市				原則、介護保険であるが、特段の事情があり、ただちに制度上の移行が困難であったり、障がい福祉サービスを停止することで著しく生活に支障が生じる場合は個別に検討
33	高石市		○	3ヶ月	
34	泉大津市	○			
35	忠岡町	○			
36	岸和田市	○			
37	貝塚市	○			
38	泉佐野市	○			
39	田尻町				
40	熊取町				停止はしないが、介護保険の申請案内を継続し行う
41	泉南市	○			
42	阪南市	○			
43	岬町	○			

未提出自治体：守口市、田尻町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑨介護保険に移行しない方への対応

2024 年 7 月大阪社保協調査

		介護保険へ移行しない方への対応			
		申請まで 障害者サ ービス継 続支給	一定期間継続支給す るが期間内に申請な ければ支給停止	障害者サ ービス支 給即時停 止	その他
1	大阪市				障害福祉サービスを継続支給するが、区の担当者を通じて介護保険への移行を促す
2	豊中市	○			
3	池田市	○			
4	豊能町	○			
5	能勢町	○			
6	箕面市				障害福祉サービスを継続支給するが、利用者への説明を十分かつ丁寧に 行い、介護保険への移行へ理解を求めながら、介護認定申請及びその後 の必要なサービス調整を行う。
7	高槻市	○			
8	島本町				個別のケースごとに対応
9	茨木市	○			
10	吹田市				申請しない理由を確認の上、出来る限り介護保険の申請を行うよう説明を 継続。障害福祉サービスの支給については、申請しない理由や障がい状 況等を踏まえ、個別事例ごとに総合的に判断
11	摂津市				障害福祉サービスを継続支給するが、介護保険への移行を促す。
12	守口市	△			
13	門真市	○			
14	大東市	○			
15	四條畷市	○			
16	寝屋川市	○			
17	枚方市	○			
18	交野市	○			
19	東大阪市				障害福祉サービスを継続支給しつつ、申請をしない理由や事情を十分に 聴きとるとともに、継続して介護保険制度の説明を行い申請できるよう勤 奨
20	八尾市	○			
21	柏原市	○			
22	松原市	○			
23	羽曳野市	○			
24	藤井寺市	○			
25	大阪狭山市	○			
26	富田林市	○			
27	太子町	○			
28	河南町	○			
29	千早赤阪村	○			
30	河内長野市		○		
31	堺市	○			
32	和泉市				原則、介護保険であるが、特段の事情があり、ただちに制度上の移行が困 難であったり、障がい福祉サービスを停止することで著しく生活に支障が 生じる場合は個別に検討
33	高石市		○	3ヶ月	
34	泉大津市	○			
35	忠岡町	○			
36	岸和田市	○			
37	貝塚市	○			
38	泉佐野市	○			
39	田尻町				
40	熊取町				停止はしないが、介護保険の申請案内を継続し行う
41	泉南市	○			
42	阪南市	○			
43	岬町	○			

未提出自治体：守口市、田尻町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑨介護保険に移行しない方への対応

2024 年 7 月大阪社保協調査

		介護保険へ移行しない方への対応			
		申請まで 障害者サ ービス継 続支給	一定期間継続支給す るが期間内に申請な ければ支給停止	障害者サ ービス支 給即時停 止	その他
1	大阪市				障害福祉サービスを継続支給するが、区の担当者を通じて介護保険への移行を促す
2	豊中市	○			
3	池田市	○			
4	豊能町	○			
5	能勢町	○			
6	箕面市				障害福祉サービスを継続支給するが、利用者への説明を十分かつ丁寧に行い、介護保険への移行へ理解を求めながら、介護認定申請及びその後の必要なサービス調整を行う。
7	高槻市	○			
8	島本町				個別のケースごとに対応
9	茨木市	○			
10	吹田市				申請しない理由を確認の上、出来る限り介護保険の申請を行うよう説明を継続。障害福祉サービスの支給については、申請しない理由や障がい状況等を踏まえ、個別事例ごとに総合的に判断
11	摂津市				障害福祉サービスを継続支給するが、介護保険への移行を促す。
12	守口市	△			
13	門真市	○			
14	大東市	○			
15	四條畷市	○			
16	寝屋川市	○			
17	枚方市	○			
18	交野市	○			
19	東大阪市				障害福祉サービスを継続支給しつつ、申請をしない理由や事情を十分に聴きとるとともに、継続して介護保険制度の説明を行い申請できるよう勧奨
20	八尾市	○			
21	柏原市	○			
22	松原市	○			
23	羽曳野市	○			
24	藤井寺市	○			
25	大阪狭山市	○			
26	富田林市	○			
27	太子町	○			
28	河南町	○			
29	千早赤阪村	○			
30	河内長野市		○		
31	堺市	○			
32	和泉市				原則、介護保険であるが、特段の事情があり、ただちに制度上の移行が困難であったり、障がい福祉サービスを停止することで著しく生活に支障が生じる場合は個別に検討
33	高石市		○	3ヶ月	
34	泉大津市	○			
35	忠岡町	○			
36	岸和田市	○			
37	貝塚市	○			
38	泉佐野市	○			
39	田尻町				
40	熊取町				停止はしないが、介護保険の申請案内を継続し行う
41	泉南市	○			
42	阪南市	○			
43	岬町	○			

未提出自治体：守口市、田尻町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑨介護保険に移行しない方への対応

2024 年 7 月大阪社保協調査

		介護保険へ移行しない方への対応			
		申請まで 障害者サ ービス継 続支給	一定期間継続支給す るが期間内に申請な ければ支給停止	障害者サ ービス支 給即時停 止	その他
1	大阪市				障害福祉サービスを継続支給するが、区の担当者を通じて介護保険への移行を促す
2	豊中市	○			
3	池田市	○			
4	豊能町	○			
5	能勢町	○			
6	箕面市				障害福祉サービスを継続支給するが、利用者への説明を十分かつ丁寧に行い、介護保険への移行へ理解を求めながら、介護認定申請及びその後の必要なサービス調整を行う。
7	高槻市	○			
8	島本町				個別のケースごとに対応
9	茨木市	○			
10	吹田市				申請しない理由を確認の上、出来る限り介護保険の申請を行うよう説明を継続。障害福祉サービスの支給については、申請しない理由や障がい状況等を踏まえ、個別事例ごとに総合的に判断
11	摂津市				障害福祉サービスを継続支給するが、介護保険への移行を促す。
12	守口市	△			
13	門真市	○			
14	大東市	○			
15	四条畷市	○			
16	寝屋川市	○			
17	枚方市	○			
18	交野市	○			
19	東大阪市				障害福祉サービスを継続支給しつつ、申請をしない理由や事情を十分に聴きとるとともに、継続して介護保険制度の説明を行い申請できるよう勧奨
20	八尾市	○			
21	柏原市	○			
22	松原市	○			
23	羽曳野市	○			
24	藤井寺市	○			
25	大阪狭山市	○			
26	富田林市	○			
27	太子町	○			
28	河南町	○			
29	千早赤阪村	○			
30	河内長野市		○		
31	堺市	○			
32	和泉市				原則、介護保険であるが、特段の事情があり、ただちに制度上の移行が困難であったり、障がい福祉サービスを停止することで著しく生活に支障が生じる場合は個別に検討
33	高石市		○	3ヶ月	
34	泉大津市	○			
35	忠岡町	○			
36	岸和田市	○			
37	貝塚市	○			
38	泉佐野市	○			
39	田尻町				
40	熊取町				停止はしないが、介護保険の申請案内を継続し行う
41	泉南市	○			
42	阪南市	○			
43	岬町	○			

未提出自治体：守口市、田尻町

2023年6月30日発出の連絡事項「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係などに係る留意事項及び運用の具体例等について」を踏まえて 2024年7月大阪社保協調査

		自治体で変更した内容			
		支給決定 ガイドライン	福祉のしおり	支給決定に かかわる内規	その他
1	大阪市				
2	豊中市				○
3	池田市				
4	豊能町	○			
5	能勢町				現状変更なし
6	箕面市				
7	高槻市				特になし
8	島本町				
9	茨木市				
10	吹田市				
11	摂津市				従前より対応している
12	守口市				
13	門真市				
14	大東市			○	
15	四條畷市				
16	寝屋川市			○	
17	枚方市				
18	交野市				
19	東大阪市				
20	八尾市	○			
21	柏原市				
22	松原市				変更なし
23	羽曳野市				
24	藤井寺市				特になし
25	大阪狭山市				
26	富田林市				該当なし
27	太子町				
28	河南町				
29	千早赤阪村				
30	河内長野市	○			
31	堺市				変更なし
32	和泉市				いずれも変更していません
33	高石市			○	
34	泉大津市				
35	忠岡町		○		
36	岸和田市				画一的な取り扱いをしないよう通知について課内に周知
37	貝塚市				
38	泉佐野市	○			
39	田尻町				
40	熊取町				
41	泉南市				特に変更なし
42	阪南市	○	○		
43	岬町			○	

未提出自治体：守口市、田尻町

⑦介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乗せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乗せを認める対象者を「支援区分6・要介護度5以上等の独自基準（ローカルルール）で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乗せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。

<昨年度回答>

大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、また、要介護認定等の申請を行わない利用者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう、市町村に助言を行っております。

51. 旧優生保護法による強制不妊手術を受けた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。

①大阪府発行の「衛生年報」によると府内の旧優生保護法による不妊手術を強いられた被害者 1237人以上とされ、この数は全国でも3番目に多いとされています。2024年7月3日の最高裁大法廷判決に沿い、1人でも多くの被害者を救済するため、大阪府として、積極的に被害者の掘り起こし調査を実施を行ってください。大阪府として把握した実態を報告してください。

<昨年度回答>

新規要望事項

<発言・実態・関連資料>

○大阪府下で、旧優生保護法(以下、旧法)第3条・第4条・12条に基づいて障害を理由に優生手術(不妊手術)を強いられた被害者は、大阪府発行の『衛生年報』によれば1237人以上とされ、都道府県別の実施件数は全国でも3番目に多いといわれています。保健所で優生相談を実施し、優生思想を普及させ、さらには、優生保護審議会での優生手術実行の決定を行ってきた大阪府の責任は免れることはできません。被害者数の多さは、兵庫県同様に「不幸な子どもの生まれない運動」を大阪府が積極的に担ってきたことを物語っています。

大阪府の責任の重さを鑑み、徹底的に事実関係を把握し、なぜ、過ちが起きたのか、現時点では優生思想に基づく施策は存在していないのか、どう優生思想を乗り越えるのか、調査・検証を行う必要があります。

また、旧優生保護法に基づく優生手術による被害は、戦後最大の人権侵害だと言われていますが、被害回復の道のりは遠いのが実情です。一時金法に基づく申請者数は少数であり、声をあげることができない方がまだ大勢おられます。被害者が高齢であることも考慮し、一刻も早い、人権回復に向けた取組が必要です。

一人でも多くの方の被害回復に向けて、被害者に寄り添った取組が必要です。積極的な被害者の掘り起こし調査の実施、被害者へ有効に届く方法での周知や広報の取組、相談があった場合の障害の状況に配慮した丁寧な対応と支援を実施していただきたいです。

- ・被害者救済につなげるため、一人でも多くの被害者を掘り起こすことができるよう、被害者に対する個別通知を含めあらゆる手立てを講じること。
- ・広報活動を更に拡大し、あらゆる手段を講じて大々的に展開すること。広報活動においては手話言語によるものが含まれていること。

68. 障害児者のインフルエンザ、コロナウイルス感染症等の、予防接種ワクチン費用の補助を行ってください。

<昨年度回答>

新規要望事項

<発言・実態・関連資料>

- 息子は、作業所に通い、グループホームで生活しています。作業所や、入所施設やグループホームには、もともと持病のある人も多く、いったんコロナやインフルエンザに感染してしまうと、重症化し、命にかかわる重い障害のあるなかまが多くいます。作業所や入所施設、グループホームなどで、集団の生活をしているので感染が拡大しないように、重症化しないようにするために、ワクチン接種は必要不可欠なものであると思います。このことは、この数年のコロナの感染拡大の中で、ワクチン接種の大切さ、必要性を実感しています。
- インフルエンザ、コロナの予防接種の費用はとて高額で、作業所で働く息子の工賃の数か月分の負担となり、工賃のほとんどがその費用で消えていくことになります。特にコロナワクチンの接種費用は高額で、接種をどうしたものか、悩まれる人もいます。けれども、負担は大きくても、集団の生活をしていることと、障害のある人たちの身体や命を守るためには、接種をやめることはできません。
- 高齢者と同様に、補助な対象となるように、国に求めるとともに、まず大阪府として補助をしていただきたいと切に願っております。

69. マイナンバーカードの取得は任意なので、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化することで取得を強制するのではなく、健康保険証も存続して併用できるようにしてください。

<昨年度回答>

新規要望事項

<発言・実態・関連資料>

- 12月2日、健康保険証の新規発行が停止され、従来の保険証が使えないと誤解している人もまだ多くいるため、少なくとも保険証に記載されている期間中は有効である旨を広報するとともに、マイナ保険証を使用した際のトラブルに対応するため、医療機関受診の際、マイナ保険証に加えて、各保険者が発行する「資格情報のお知らせ」を携帯するよう厚労省が推奨しており、そうであれば、健康保険証を廃止するまでもなく、マイナ保険証または紙の健康保険証のいずれでも医療機関を受診できるようにすべきではないか。(大視会)

70. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。

- ①障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、「特別室しか空きがない」場合と同様に病院側の都合による特別室利用として扱い、利用者からの料金徴収を行わないようにしてください。

<昨年度回答>

病院がいわゆる特別室など、患者から特別の料金の徴収を行う特別の療養環境の提供に係る病室(以下、「特別療養環境室」といいます。)へ入院させる場合については、厚生労働省の通知において、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならぬとされております。

また、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合や、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合には、患者に特別療養環境室に係る料金を求めてはならないとされています。

<発言・実態・関連資料>

- 私の子どもは39歳、療育手帳B1、男性、知的障害者です。

数年前に白内障で入院、手術することになりました。入院するにあたり、病院より「母親が付き添いをするなら、同性ではないので、個室利用となります。」と言われました。母親が付き添わない選択はありませんでした。

大阪市立の病院だったので、大阪市民以外は基本個室利用料の5割増しでした。療育手帳B1で、医療費助成制度の対象外なので、入院、手術、通院治療での3割負担と、5割増しの個室利用料でかなりの負担となりました。

中度軽度の人にも、医療費助成制度の対象となるようにしてください。入院する時に、個室を利用しなければならないのならば、助成してください。

- ここ数年、こちらの要望項目について述べさせて頂いています。

我が家には、言語取得のない重度の知的障害があり、また、強度行動障害と認定とされている長男がいます。長男はこれまで入院治療といえば、保護者付き添いの元での入院生活が余儀なくされています。これまでに、歯科治療では数回、全身麻酔による治療の為の入院、また、異食による腸閉塞での入院経験も繰り返しました。

一度目の腸閉塞の際は、開腹手術を行うほどの緊急性の高いものだったこともあり、入院期間も一ヵ月を超えたものでした。

その間、病室は個室であり完全看護ですが、看護師からの話もあり家族が常時傍にて付き添う形でした。

その上、入院の費用は「個室利用」を上乗せで請求され、色々な意味で入院生活には不安がありました。

先日、この話を同じく障がいがあるお子さんの保護者と話す機会があり、息子の入院生活を伝えたところ、「障がいがある人の個室利用については支払いがなくていいと聞いたことがあったのだけ」と大変驚かれており、「我が子もこれまで怪我などした経験がありはしたが、幸い入院までの処置がなかったから良かったけど、もしもを思うと心配だ」と仰られていました。

因みに、私にはこの様な知識が全くなかったので、言われたまま何十万円もの請求に応じました。

どの親も、何より子どもの命が優先にと思う中で、病院の選択や病室の利用料などを口に出せる状況にはないと思います。

また、先に述べた友人保護者のように、「障がい者の個室利用は無料」といった認識を持った者もいることも大阪府には知って頂きたいと思います。

情報がきちんと伝えられていない現状をきちんと理解して頂き、安心して、障がいがある者が治療できるような環境整備をお願いしたいです。

これまで、大阪府は病院側の配慮的なもの任せで、「個室利用」の支払いについては見て見ぬふりをしてきたように思います。

その為に、昨年度は個室利用でのトラブルもあると伺いました。

今後は、トラブルを招かないように府としても対応をお願い致します。

②上記措置が講じられるまでの間、大阪府として個室等での入院が必要な障害者に対する特別室利用料の負担軽減制度を講じてください。

<昨年度回答>

差額ベッド料については、厚生労働省通知において、同意の確認を行っていない場合や治療上の必要により入院させる場合等は徴収してはならないとされています。

福祉医療費助成制度については、療養の給付にかかる一部負担金部分を助成対象とする制度であり、特別の療養環境の提供として請求される差額ベッド料である自費部分については、福祉医療費助成制度の対象とすることは困難です。

71. 障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院を整備してください。

<昨年度回答>

医療機関においては、障がいの有無にかかわらず、適切な医療を受けることができるものとなっております。

なお、大阪急性期・総合医療センターでは、リハビリテーション科・障がい者歯科・障がい者外来(リハ科・整形外科・神経内科・小児科)からなる、障がい者医療・リハビリテーション医療部門を設置し、障がい者の方々に対する医療やリハビリテーションを行っております。

<発言・実態・関連資料>

○私の子どもは、39歳、療育手帳B1、男性、知的障害者です。

作業所の健康診断で視力検査が加わり、左目の視力が悪いことがわかりました。近くの眼科で受診すると、白内障で手術が必要なることがわかりました。白内障になってから、随分年数が経過していること、左目だけで、外傷性とのことでした。医師から自傷行為があったのではないかと聞かれ、高校生の頃いらいらすと、利き手の左手で絶えずおでこをポンポンとたたいていたことを思い出しました。多分このことが白内障になった原因だと思われま。本人から見えにくいなどの不調が伝わることはなく、10年以上が過ぎていました。

白内障で手術が必要なことはわかっていても、医師からは「障害のある人の手術を受け入れてくれる病院がわからないので、お母さんの方で、ここが良いと思う病院があれば言ってくれたらどこでも紹介状は書くからね」と言われ、頭の中が真っ白になり、何も考えられず、しばらく返す言葉もありませんでした。とりあえず様子を見るしかなく、不安だけを抱えて家に帰ったことを今も覚えています。

その後手術を受けることができましたが、病院と、手術が決まるまでの期間、本人も家族もとにかく不安でした。こんな時に障害者の特性をふまえた診療ができる(総合)病院があれば、手術が必要にもかかわらず、何もすることなく、様子を見ることもなく、不安な日々を過ごすこともなかったと思います。40歳から受診できる特定検診でも障害があることで、一般の病院では難しいと思います。

是非とも、障害者の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院をつくってください。これができれば、たくさんの障害者が受診でき、健康な生活を保つことにつながると思います。

- 脳性麻痺の二次障害も深刻ですが、重度脳性麻痺の障害者が必要な検査や治療を実質的に拒否されるという受療権を侵害する事案が府下の公的な病院で起きています。

東大阪市立総合医療センターで、血便が出て診察と検査に通院した重度脳性麻痺障害者に、医師から一方的に「リスクが大きいので、大腸がん検査や治療はできない。高齢なので静かに成り行きを待った方が良い」との診断された方がおります。しかも、患者である本人ではなく、横にいるヘルパーに伝えました。

基本的に医師の診断は、しっかりとした説明と患者の理解、障害への合理的配慮の上に患者本人の知る権利、選択する権利、意思決定・自己決定に基づく同意で成り立つものです。

障害を理解せずに、障害特性への配慮もせず、本人の意思や意向を全く聞こうとせず、無視をした診断は障害者差別であり、困難でも寄り添い、最善の治療への姿勢が欠けた診断だと考えます。

このような医療機関がまだまだ多いのが現状です。特に府下の救急医療の中核的な医療機関でこういう対応がなされたことに問題の深さを感じています。府としても調査のうえ、今後このような対応がなされないように、しっかりとした対策を講じてください。

72. ろう高齢者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。

- ①地方独立行政法人大阪府立病院機構の5病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）について2006年から手話通訳者が配置されていますが、当該通訳者の退職後、新規雇用がされないなどによって手話通訳者が不在となる事案が生じています。早期の採用を促し、手話通訳者の不在を解消してください。

<昨年度回答>

地方独立行政法人大阪府立病院機構の5病院では、聴覚・言語障がい有する患者様に対し、各病院において、病院内での診察、検査、会計など必要に応じて手話通訳を行っております。

手話通訳は、常駐の手話通訳者による対応もしくは診察予定日等に合わせて派遣手話通訳者に依頼して対応しておりますが、いずれも患者様の費用負担はありません。

今後も各病院の手話通訳利用実績に応じ、常駐もしくは派遣により手話通訳者を確保し、患者様に安心して利用いただける環境を整備していきます。

<発言・実態・関連資料>

- 手話通訳者の退職後、新規雇用がなかなかされない原因として手話通訳者の身分保障が儒分でない点があげられる。一般に兼務(手話言語通訳者とはまた別の医療職や事務職としての雇用)で雇用されている場合を除き、非正規雇用となっている。手話通訳者が不在となる事案を生じさせないためにも、手話通訳者は正規雇用とすべきである。そのための財源も十分に確保頂きたい。

- 府内の各医療機関において手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されている医療機関は極めて少ない。聴覚障害者に対する詳しい説明の際は手話通訳を介して行われるが、入院中に、頻繁に、手話通訳は来られるわけではないため、聞こえる人と比べると説明の時間が非常に限られており、多くの内容を一度にまとめて伝えるようになるなど支障が出る例が多い。医療機関に手話通訳が常勤していれば、いつでも必要な時に聴覚障害者に対し情報提供ができ聞こえる人と同等な医療提供を受けることができる。最低、一

次医療圏に一病院は常勤する手話通訳者が配置されるようできるように大阪府としても市町村に働きかけてください。

②府内の各医療機関（①以外の病院）に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけてください。

<昨年度（同趣旨要望への）回答>

合理的配慮の基本的な考え方等を含む厚生労働大臣発出の「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」を医療機関に対して周知し、適正な医療の提供に努めるよう働きかけているところです。

また、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を保健所が実施する立入検査等の機会を活用して情報提供・周知を行い、障がい者への適切な対応が確保されるよう引き続き努めてまいります。

入・通院にかかる手話通訳等の意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第 77 条において、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられております。

なお、入院時の意思疎通支援については、平成 28 年 6 月 28 日付け障企発 0628 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されているところであり、市町村へ対しても周知を行っているところです。

また、医療機関に対しては、医療関係団体を通じ、合理的配慮の提供について周知を行っているところです。

大阪府としては、引き続き、市町村に対し実態把握に努めるとともに、サービス内容の充実について働きかけてまいります。

2月13日 15時20分～16時50分

30. 高次脳機能障害者への支援策を拡充してください。

①-2 昨年度要望した『高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業』について、府としては「研修を開催しそこで独自のネットワークを構築して欲しい」とのことでしたが、その後の変化や動きについて教えてください。加えて今後の方針も明らかにしてください。

<昨年度回答>

高次脳機能障がい症状やニーズが多岐にわたるため、多職種多機関がつながる地域支援ネットワークを構築することの重要性に鑑み、本府では、各二次医療圏毎に支援機関が繋がる取組みとして、令和5年度から「地域別実践研修」を実施しております。

地域支援ネットワークについては、自主的かつ継続的に運営されることが望ましいことから、上記「地域別実践研修」は、各二次医療圏において精力的に高次脳機能障がいのある方の支援を行っている医療機関や福祉事業所等が主体となって開催することとし、本府では、研修のバックアップや、つながりの薄い支援機関同士や市町村との橋渡しなど、側面的な形で支援を実施しているところです。

今後とも、上記研修等を通じて、府内に於ける切れ目のない充実した支援体制の構築・拡充に努めてまいります。

36. グループホーム制度を拡充してください。

②2024年報酬改定で生活介護等にも重度加算が対象となり、そのための強度行動障害者支援者研修（基礎・実践）への希望者が殺到すると思われます。必要とする多くの方が研修を受けられるように研修日程と定員の拡大を行ってください。

<昨年度回答>

新規要望事項

51. 旧優生保護法による強制不妊手術を受けた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。

②大阪府として、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障し差別のない共生社会の実現に向け社会に残る優生思想の根絶に取り組んでください。大阪府障害者計画の見直しの際、優生思想を根絶する具体的な取組を盛り込み、幅広く府民に対し周知してください。

<昨年度回答>

障がいの有無にかかわらず、すべての人がともに支えあって暮らす社会を実現するためには、地域における多様な主体が、障がい者の命と尊厳を尊重し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を共通認識として持つことが重要です。

そのため本府で作成した障がい理解ハンドブック、障がい者差別解消ガイドラインなどを用いて周知啓発に取り組んでおります。

また、毎年11月に開催する「共に生きる障がい者展」においても、障がい理解や合理的配慮の提供をテーマとするフォーラムを開催するなど、様々な障がい理解に資する取組みを実施しているところです。

加えて、令和6年4月からは、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が法的義務となることから、引き続き、共生社会の実現に向け、広く啓発に取り組んでまいります。

<発言・実態・関連資料>

○大阪府下で、旧優生保護法（以下、旧法）第3条・第4条・12条に基づいて障害を理由に優生手術（不妊手術）を強いられた被害者は、大阪府発行の『衛生年報』によれば1237人以上とされ、都道府県別の実施件数は全国でも3番目に多いといわれています。保健所で優生相談を実施し、優生思想を普及させ、さらには、優生保護審議会での優生手術実行の決定を行ってきた大阪府の責任は免れることはできません。被害者数の

多さは、兵庫県同様に「不幸な子どもの生まれない運動」を大阪府が積極的に担ってきたことを物語っています。

大阪府の責任の重さを鑑み、徹底的に事実関係を把握し、なぜ、過ちが起きたのか、現時点では優生思想に基づく施策は存在していないのか、どう優生思想を乗り越えるのか、調査・検証を行う必要があります。

また、旧優生保護法に基づく優生手術による被害は、戦後最大の人権侵害だと言われていますが、被害回復の道のりは遠いのが実情です。一時金法に基づく申請者数は少数であり、声をあげることができない方がまだ大勢おられます。被害者が高齢であることも考慮し、一刻も早い、人権回復に向けた取組が必要です。

一人でも多くの方の被害回復に向けて、被害者に寄り添った取組が必要です。積極的な被害者の掘り起こし調査の実施、被害者へ有効に届く方法での周知や広報の取組、相談があった場合の障害の状況に配慮した丁寧な対応と支援を実施していただきたいです。

- ・大阪府として、障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止めること。また、そのことを大阪府知事から府民に対し広く知らしめること。
- ・優生思想を根絶する具体的な取組について、いつ、なにを、どこで、だれに、どのように行うのか大阪府としての計画をご教示いただきたい。

52. 食費・燃料費など生活関連資材の価格高騰に迅速に対応して、生活扶助費を引き上げるよう国に働きかけてください。

<昨年度回答>
新規要望事項

53. 障害基礎年金は物価高騰に追いつかず、実質の引き下げとなっています。そのような中、例えば外出支援時の交通費などは、障害者が支援者分も合わせた費用を負担しなければならないなど相当な負担増となる状況も生まれています。大阪府として障害者のくらしの実態を調査して、国にその対策を求めるとともに、大阪府として障害者への支援策を講じてください。

<昨年度回答>
新規要望項目

<発言・実態・関連資料>

○少数与党に転落した自民党石破内閣の2024年補正予算が成立しました、核になるのは物価高対策には3兆3897億円を計上し、住民税非課税世帯に給付金3万円を支給、と電気・ガス代補助金には3194億円、その他能登地域向けを含む災害復旧費用6677億円等です。このような対策を打たざるを得ないほど急激な物価高騰高騰は庶民を苦しめています。障害者の特に所得については、それ以上です。2024年7月に示されたきょうされん2023年障害のある人の地域生活実態調査で明らかになったのは、障害のある人の78.6%が相対的貧困以下、127万円の「貧困線」を下回る障害のある人たちは4000人と回答者全体の78.6%にもなっており、9年前の前回調査、2015年の81.6%と比較しても大きく変化していません。また年収200万円以下のワーキングプア層が97.2%(4,943人)、前回調査の98.1%とほぼ同じでした。

このように障害のある人の所得状況は全然改善されません、なのに在宅から地域への移行が叫ばれています。しかし、それを目指す時に様々な困難があります、先輩たちは「たった一人の戦い」を通して道を切り開いてきました、その様な時に収入の中心としたのが生活保護でした。残念ながら年金だけでは無理です。先に紹介した、きょうされん2023年障害のある人の地域生活実態調査では、障害のある人の生活保護の受給率は、障害のない人の7倍以上と言う数値が出ています、それだけ利用せざるを得ない状況です、ですが生活保護制度も2013年からの自民党阿部内閣によって「生活保護費引き下げ」が断行され、財務省は規定路線として来年度も引き下げを想定しているようです。こんな暴挙が許されるわけがなく、全国で1000人以上の生活保護受給者が原告として提訴して、現在最高裁の判断を待っているところです。このように所得についての困難は益々大きくなっていますが、その結果は、依然として変わらない親依存の状況を生み出しています。先の調査では、親と同居している障害のある人の割合49%、半数近くを占めていますが、40代前半までは、親との同居が50%を超えており、50代前半でも3割の人が親と同居している実態が報告されています。所得保障については大阪府だけで出来るものではなく、国、市町村との協力が必要なのは自明の理ですが、大阪府とし

て所得保障の支援はどうかながえますか？国、市町村にどう働きかけていくか具体的にお示してください。また大阪府は具体的に予算も含めて物価高騰対策をお聞かせ下さい。

- 私たち障害者の生活実態は「103万円の壁」などと言う次元の話ではありません。貧困の中で喘いで、家族の支援で何とか生活出来ている人が大多数です。とても「他の者と平等」とは言えない状態です。その上にこの物価高は絶望的な状態に追い打ちをかけるものです。政府が考えている「非課税世帯3万円の給付金」では焼け石に水です。物価は上がり続ける予測もあります。物価対策は当面の必要で緊急な課題です。同時に、厚労省社会保障審議会年金部会で論議中の2025年年金制度改革の中に私たち障害者の声を反映させてください。これは国連障害者権利委員会からの総括所見でも「障害者の年金額の規定の見直し」が求められているところです。その現実を大阪府としても直視して、国に対して障害者の所得上の権利保障を強く働きかけてください。万博やカジノに莫大に税金をつぎ込み、赤字が出たら府民に押し付けるような政治は止めて、私たち障害者が人として当たり前で暮らして生きられる保障を真剣に考えてください。よろしくお願ひします。

55. 療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行してください。

<昨年度回答>

新規要望項目

<発言・実態・関連資料>

- 大東市に居住している保護者です。

我が家には、重度知的障害・強度行動障害をもつ長男と、軽度知的障害の次男がおります。

長男は二十歳を超えて、療育手帳の更新も大阪府立障がい者自立センターの職員により判定して頂いて、思っていたよりも更新手続きがスムーズに出来た記憶が新しくありました。

そんな中、昨年、次男が手帳更新年であったので、期限が切れる2ヶ月前に市の障害福祉課へ申請を行ったのですが、長男の時から大阪府立中央子ども家庭センターでの更新はいつも遅く、毎回、検査日の連絡がないことから確認の連絡を入れる状況でもあったのですが、それでも期限切れて少しで更新出来ていた記憶がありましたので、今回の次男についても同じような感覚で過ごしていました。

しかし、期限が迫る時期になっても連絡がないことから、今回も連絡を入れたところ、「現在、我が家が申請した一ヵ月前の方に連絡しているので、我が家の検査日程の連絡は来月させて頂きます」と答えがありました。この時点で、息子の有する療育手帳の有効期限の月となっていたので、いくら『更新手続中』の捺印がされていても、あまりの遅さに驚きました。

また、検査日程調整の連絡は翌月の下旬にあり、息子の予定などから3か月遅れでの手帳更新の検査となりました。

そして、検査後に聞かされた話では、更新した新しい手帳の交付は更に3か月後になるとのことでした。

その際に、大阪府立中央子ども家庭センターの職員からは「場合によっては現状の『更新手続中』の状況では療育手帳としての役割が果たせないこともあります、大丈夫でしょうか」と問われました。

その時、我が家では現状でも特に困り事はなく来ていたので、「大丈夫と思います」と伝えましたが、これが「無理」と告げたら、手帳の発給が早まるかになるのかとも思いました。

それに一番は、期限内に申請を行っているのに、新しい手帳を受給するのに半年も掛かる現実には驚きを隠せません。

大阪府立中央子ども家庭センターの現状はどうなっているのでしょうか？

手帳交付により紐づく制度申請もあります。

新しい手帳がなければ申請できなくて、受けられる支援が受けられなくなることもあります。

大事な機関だからこそ、スムーズに対応出来るように大阪府でも現状を踏まえて、対応をお願い致します。

- 現在療育手帳の新規発行、更新発行については、平均3か月かかると申請窓口で言われます。

私の住む自治体では、重度障害者の医療証の有効期限が、療育手帳更新月の末日になっています。自治体の説明では、療育手帳の更新に伴い、等級に変更があった場合、例えばA判定の人がB判定になった場合、費用負担が発生し、徴収する手続きが大変ということでした。

1月生まれの息子は、療育手帳更新の時期は、11月に送られてくる本来1年有効であるはずの医療証が、わずか3か月間有効のものが送られてきます。療育手帳の更新手続きの申請は、期限の3か月前から受け付けているのだと言われますが、療育手帳の更新は5年ごとなので、医療証の期限を見てあわてて申請にいく

こともあります。そのような場合、発行に3か月かかってしまえば、医療証が使えないことになります。自治体は、期限が切れた場合、償還払いとしますので、とりあえずお支払いしてくださいということです。障害年金だけで暮らす、障害者に切れ目のない医療を安心して受けることができるためにも、療育手帳の発行を速やかにしてください。

59. 大阪府として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行うことによって合理的配慮が損なわれることのないよう働きかけてください。

①各鉄道事業者が進められている「時間帯無人化」について、自主規制が働くような仕組みの導入を大阪府として検討してください。

<昨年度回答>

駅員の常時配置に関しては、大阪府としては、鉄道事業者に指導や強制する法的な権限を有していないのが実情です。

しかしながら、公共交通として、すべての利用者の利便性及び安全性を向上させることは重要であると認識しており、駅が果たす役割を踏まえ、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、障がい者等の駅利用の利便性及び安全性の確保の観点から「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示し、鉄道事業者に対し継続して働きかけを行っているところです。

加えて、令和4年度に国土交通省が「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を策定したことを踏まえ、鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、当該ガイドラインを最大限尊重し、無人駅の機能向上に資する取組を適切に実施するとともに、利用実態に応じて市町村や障がい当事者等団体等と十分な意思疎通を図るよう鉄道事業者に働きかけを行いました。

いただいたご意見を踏まえ、利用者の安全性・利便性が確保されるよう、引き続き鉄道事業者へ働きかけを行ってまいります。

<発言・実態・関連資料> ①～⑧を取りまとめて掲載

○駅無人化について

現在府内の複数駅で、時間帯によっては無人となっております。JR西日本としては、労働力不足等の環境変化等に対応するためとしています。このため駅で30分以上待たされたり、余裕がないためか介助の際に人権的に問題のある対応を受けた事案も起きています。

サポートが必要な障害者等が、長時間待たされることなく、転倒や転落時にも対応でき安心・安全に列車の乗降できるためにも駅員の配置が必要であり、駅の無人化は行なわないでください。

○ホームと車両の段差解消について

車いす利用者やベビーカーなどが、スムーズに列車に乗れるよう列車及びホームを改良してください。

大阪モノレールでは、全駅的全車両・全扉において、ホーム上にスロープを設置しどの駅でも駅員の介助無しで乗り降りできるよう合理的配慮がなされています。全駅的全車両・全扉において、ホーム上にスロープを設置するのが難しい場合先頭車両の先頭の扉の部分だけホーム上にスロープを設置し、全駅それを統一するなど部分的なところからでもバリアフリー化を進めてください。

JRでは、大阪環状線・ゆめ咲線の一部の駅において、ホームのかさ上げとくし状ゴムを整備することでホームと車両の段差・隙間縮小を行い、利用しやすい環境を整備しています。

また「ホームから自動で張り出すスロープ(段差解消機)」の開発も進められています。到着列車ごとに乗降口とホーム端の離れと高さを測り、列車毎に最適なスロープを形成できることが特徴で、現時点では開発段階ではあるものの、試行やヒアリングを重ね開発が進められています。

このような事例を踏まえ、スムーズに乗降ができる仕組みを推進してください。

○券売機について

JR吹田駅でも無人化が進んでおり、みどりの窓口が2023年5月31日をもって営業終了となりました。6月1日以降はみどりの券売機にオペレーターとの会話の機能が追加された「みどりの券売機プラス」のみでの対応となっています。

この「みどりの券売機プラス」では、オペレーターとつながりにくい場合があり長時間待たないといけない状況も起こっています。また、待ち人数と待ち時間が画面に表示されるものの、視覚障がいのある人にとっては見る事ができず、音声でのアナウンスも必要です。

また、タッチパネルで目的駅を指定しなければならないことや割引証明となる身体障害者手帳を所定の位置に置かなければならず、車イス利用者や不随意運動のある障害者にとって非常に使いにくく、乗車券の購入に多くの時間と労力を要します。

車イス利用者や不随意運動のある障害者がスムーズに乗車券を購入できるためにも、各駅に駅員を常時配置してください。

私たちの要望は駅の券売機をタッチパネル式のみではなく、一箇所を点字表記のボタン式券売機にして欲しいと思います。この願いは、視力障害者のみならず、手が震える肢体障害者にとっても機械が操作出来ず、困っています。令和6年4月より障害者差別解消法の改正で障害者差別解消法の中で規定されている、合理的配慮の提供が民間業者にも義務付けられます。一箇所だけ、障害者利用のため、点字表記のボタン式券売機設置は合理的配慮に当たると思います。よろしくお祈りします！

○切符購入及び支払いの負担軽減について

JR 西日本の切符の購入について、これまで座席の予約は電話でできるものの、代金の支払いについては地元の駅ではなく、主要駅まで直接行く必要がありました。

この点に関して2024年2月27日より、身体障害者割引または知的障害者割引を適用した普通乗車券についてインターネットで予約できるようになりました。

しかし、代金の支払い(クレジットカード・駅・コンビニ・金融機関)にあたっては、割引対象者であることの確認のためにマイナンバーカードが必要になります。マイナンバーはあくまで任意取得であるため、割引対象者であることの確認については、マイナンバーの確認以外にも障害者手帳を窓口で提示することでも可能にする(例えば利用の都度ではなく初回に1回確認、あるいは数年に1回確認)などし、マイナンバーカードが無くても支払いができるようにしてください。

○障害者の権利に関する条約 第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信(情報通信機器及び情報通信システムを含む。)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設(学校、住居、医療施設及び職場を含む。)

(b) 情報、通信その他のサービス(電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。)

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。

(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進 するため、人又は動物による支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。)を提供すること。

○大聴協より

●鉄道サービスは公共性の高い交通機関であり、安全、円滑に鉄道サービスが利用できることが極めて重要である。しかしながら、少子高齢化の進展や生産労働人口の減少等により昨今の鉄道事業者を巡る経営環境が大きく変化し、新しい設備の導入や駅員の配置見直し等が進められている。2023年1月4日付の日本経済新聞の記事によると、無人駅が約20年で1割増え、全国の5割に迫っており、また、国土交通省によると、2020年3月時点の無人駅は4564駅と全国の約48%となるとのことである。効率化や合理化の名のもと、駅員が一人でもいることによってなされてきた合理的配慮がなくなっている例が多く見られ、安全、円滑に鉄道サービスが利用できるとはいえない状況となっている。これは移動等の円滑化の促進に逆行するものであり、バリアフリー新法や障害者基本法の趣旨・精神にも反するものである。

ろう者が無人駅(※無人駅とは時間帯無人駅(時間帯によって無人となる駅)、部分的無人駅(2つ以上の改札口がある駅で、駅員が不在の改札口がある駅)を含む。)を利用する際の問題としては下記のような例が挙げられる。

- ・改札口周辺等に設置してあるインターフォンは通常音声会話のみとなっていることから、係員とのやりとりができない。「私は耳が聞こえません。」と伝えているにもかかわらず、係員が「少し待っていてください。人を向かわせるので。」などと答えるばかりで、話しかけられていること自体わからない。したがってどのように対応していただけるかどうかすら不明なためどうすることもできない
 - ・待てばよいとしても、通学、通勤の際にコミュニケーションがスムーズに取れないような対応方法であれば困る
- 輸送障害が発生した時など、緊急時の情報提供は音声情報が中心で文字による情報提供が少ないことから状況の把握が難しい。駅員がいれば筆談などで対応してもらえることもあるが駅員がいなければどうしようもない
- ・無人駅等において乗車券を購入する場合、予め障害者割引を適用した乗車券を購入することができないまたは購入に時間がかかる場合がある
 - ・下肢機能障害のため車いすを必要としているろう者等では乗降介助の依頼が大変である
 - ・駅員がモニターに出ても駅員は手話ができないためどうやってコミュニケーションを取ればよいかわからない
- 障害者や高齢者が安心して無人駅を利用するに当たっては、ハード面の改善に加え、ソフト面の対策も重要です。一人も取り残さないという公共交通の在り方を実現していくため、各駅の無人化、機械化に伴い合理的配慮が損なわれないよう大阪府としても国土交通省に対し申し入れを行うとともに、各鉄道会社に対し、働きかけてください。

(参考) 令和5年10月11日に齋藤鉄夫国土交通大臣に下記団体連名で提出した要望書

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 会長 竹下 義樹

社会福祉法人全国盲ろう者協会 理事長 真砂 靖

一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長 石野 富志三郎

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長 宿谷 辰夫

<無人化された駅を視聴覚障害者も安全安心に利用できることを求める要望>

全国の鉄道駅の半数が無人駅となり、有人の鉄道駅であっても無人になる時間帯が増えてきている昨今、私たち視覚や聴覚に障害のある者は今までのように安心して鉄道駅を利用できなくなってきています。昨年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(通称:障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)第3条の基本理念3項に、「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。」と示されており、緊急時を含めた情報を、障害の有無にかかわらず同一時点で得られることも必要です。また、駅の無人化を進める際は、移動や情報入手、コミュニケーション等の支援に関する必要な整備について、視覚や聴覚の障害当事者団体との建設的対話を行うことも必要です。現状の困難を解消するため、また今以上に駅の無人化が進んでも、引続き私たちが安全に安心して利用できるよう、以下のことを要望します。

1 無人状態の鉄道駅であっても視覚や聴覚に障害のある者が安全に安心して移動できるよう要望します。

視覚に障害がある者あるいは盲ろう者が無人状態の鉄道駅を安全に安心して移動できるよう、要請により人的対応が確実に受けられる仕組みが必要です。また、バリアフリー整備ガイドラインで示されている視覚障害者誘導用ブロックや音サインなど、鉄道駅で必要とされる整備を行うことが必要です。加えて、ホームからの転落など、危険な状況にならないよう、監視カメラやホーム縁端に近づいたときの注意喚起を促す案内、万が一転落した際の対策等、必要な安全対策を講じることも必要です。

2 必要なときに鉄道事業者職員等に確実に問い合わせられる仕組みを要望します。

現在鉄道駅に設置されているインターフォンは、視覚に障害のある者にとってはその設置場所が分からない、聴覚に障害がある者にとっては、音声のみで対応する形式となっているなど、容易に鉄道事業者職員等に問い合わせられるようになっていません。そのため、視覚に障害がある者がその設置位置が分かるよう、音声あるいは音サインなどで示すことが必要です。また、聴覚に障害がある

者が円滑に問い合わせられるよう、モニター付きのインターフォンの設置と手話言語や筆談で対応できる職員を配置することが必要です。なお、スマートフォン等の利用者にとっては、担当職員と視聴覚的にアクセス可能な二次元バーコードを、駅構内の要所に貼付する対応も有効です。さらに、画面表示は弱視者（ロービジョン）や弱視の盲ろう者も見やすい表示であること、難聴者や難聴の盲ろう者が明瞭に聞き取れるような機器を整備する必要があります。

3 有人窓口の廃止と、それに代わる券売機の設置については、視覚や聴覚に障害がある者にも配慮されることを要望します。

駅の無人化が進むとともに有人窓口の廃止も進んできています。また、それに伴い、遠隔のオペレータと対話しながら利用する自動券売機の設置も進められています。そこで、有人窓口が廃止されても、今まで行えてきた手続きが変わらずできるように早急な対応が必要です。遠隔のオペレータと対話しながら利用する自動券売機については、視覚や聴覚に障害がある者も円滑に操作したりコミュニケーションが取れるよう、必要な点字表示や音声案内の実装と、視覚や聴覚、盲ろう者等の重複障害者に対応できるオペレータを増やすことが必要です。

4 必要な情報を確実に得られるよう整備することを要望します。

視覚に障害のある者が列車遅延などの必要な情報を音声案内等で得られるよう整備することが必要です。また、聴覚に障害のある者が全ての音声情報を文字等の案内で得られるよう整備することも必要です。

●みどりの窓口について

みどりの窓口は対面であるから聴覚障害者でも比較的スムーズに乗車券を購入することができた。しかし、みどりの窓口の削減が進み、自動券売機に置き換えられている駅も多く存在する。この自動券売機は、手話のできるオペレータがまずいない、筆談が困難である、などの理由から発券に時間がかかり、乗車時間に遅れる、後ろに行列ができていなど聴覚障害者にとってバリアとなっている現状がある。とくに機械の操作に疎いろう高齢者への配慮、利用者への利便性を含め、自動券売機への置き換えが聴覚障害者にとってバリアとならないよう大阪府としても国土交通省に対し申し入れを行うとともに、各鉄道会社に対し、働きかけてください。

- ・JR「みどりの窓口」設置駅数の知られざる真実(<https://toyokeizai.net/articles/-/845298>)による JR「みどりの窓口」設置駅数

1965年	152
1975年	408
1985年	521
1995年	1417
2005年	1614(係員対応窓口 1610 自販機 4)
2015年	1582(係員対応窓口 1434 自販機 148)
2024年	1354(係員対応窓口 715 オペレータ販売機 321 自販機 318)

※ 2005年をピークに設置する駅の数には減少している。

- ・JR西日本のみ

1965年	47
1975年	122
1985年	155
1995年	368
2005年	440
2015年	460(係員対応窓口 454 自販機 6)
2024年	397(係員対応窓口 161 オペレータ販売機 197 自販機 39)

※ JR西日本も係員対応窓口の数は9年前のおよそ3分の1になっている。

※ JR東日本は2024年5月8日、2021年以降進めてきた「みどりの窓口」の削減を凍結すると発表した。

②大阪メトロについては駅のホームがバリアフリー化されスロープが無くても車両に乗り降りできるようになった反面、駅員や車掌が削減され安全面での不安が広がっています。ホームでの転倒をはじめ様々な事故に迅速に対応できるよう、必要な要員配置について努力するよう大阪府として大阪メトロに働きかけてください。

＜昨年度回答＞

新規要望項目

③駅のバリアフリーのルートは、特にエレベーターの位置が分かりにくく、迷ってしまっています。駅員の削減が案内業務に支障をきたすことのないよう、各鉄道事業者に働きかけてください。

＜昨年度回答＞

新規要望項目

④駅舎利用時、視覚障害は常に、駅員呼び出しボタンの位置が分かりにくい、音声案内がおこなわれる頻度が少ない、障害者割引切符の確認のため有人窓口まで行かなければならない、出札時のエラーでアラームがなった際への対応が困難、などの不自由を抱えています。これらの不自由の解消のために特別の手立てを講じてください。

＜昨年度回答＞

本府では、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを進めるため、設計者向けの施設整備の指針として、福祉のまちづくり条例ガイドラインを作成・公表しております。

条例ガイドラインでは、銀行のATM設備への配慮事項として、タッチパネル方式は視覚障がい者は利用することができないこと、また、車いす使用者も画面の角度によっては使えない場合があることを記載したうえで、「ボタンは押しボタンとし、点字および音声による使用方法の案内を行う機能を有することが望ましい」旨を盛り込んでおります。

また、エレベーター設備については、「ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とすること」や「操作ボタンを手や肘で操作できない車いす使用者のために足蹴り式ボタンを設置すること」への配慮を求めています。

このほか、鉄道駅については、国土交通省の「公共交通機関の旅客移設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」において、「呼出装置は高齢者、障がい者等が使用しやすい構造とすること」が望ましい旨、記載されているところです。

引き続き、高齢・障がい当事者等の意見を聞きながら、施設のバリアフリー化が進むよう、ガイドラインの周知啓

⑤バリアフリー推進連絡会議等の場などを通して、大阪府内に乗り入れているすべての鉄道事業者に対して、定期的に完全無人化・時間帯無人化・改札無人化の状況を明らかにしてください。また無人化による困りごとなどについて、大阪府として内容を把握し、結果を整理・公表してください。

発等に努めてまいります。

＜昨年度回答＞

新規要望項目

⑥府内鉄道事業者の改札無人化に伴い、モニター越しにオペレーターと会話する装置が設置されていますが、手話言語や文字による情報保障が不十分のため聴覚障害者は十分に利用することができません。各鉄道会社に十分な配慮を行うよう大阪府として働きかけてください。

＜昨年度回答＞

新規要望項目

⑦タッチパネルによる装置はに対応できない、視力障害者、肢体障害者などのために、駅の券売機をタッチパネル式のみではなく、一カ所は点字表記のボタン式券売機として残してください。

<昨年度回答>

本府では、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを進めるため、設計者向けの施設整備の指針として、福祉のまちづくり条例ガイドラインを作成・公表しております。

条例ガイドラインでは、銀行のATM設備への配慮事項として、タッチパネル方式は視覚障がい者は利用することができないこと、また、車いす使用者も画面の角度によっては使えない場合があることを記載したうえで、「ボタンは押しボタンとし、点字および音声による使用方法の案内を行う機能を有することが望ましい」旨を盛り込んでおります。

また、エレベーター設備については、「ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とすること」や「操作ボタンを手や肘で操作できない車いす使用者のために足蹴り式ボタンを設置すること」への配慮を求めています。

このほか、鉄道駅については、国土交通省の「公共交通機関の旅客移設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」において、「呼出装置は高齢者、障がい者等が使用しやすい構造とすること」が望ましい旨、記載されているところです。

引き続き、高齢・障がい当事者等の意見を聞きながら、施設のバリアフリー化が進むよう、ガイドラインの周知啓発等に努めてまいります。

⑧整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定して、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。具体的には、地下鉄京橋～JR・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。実態を把握するための調査を私たちも含めて実施してください。

<昨年度回答>

バリアフリー法では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区として位置づけ、当該地区のバリアフリー化を計画的に推進するため、市町村はバリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとされています。

京橋駅周辺においては、大阪市が平成16年に「大阪市京橋地区交通バリアフリー基本構想」を作成し、重点整備地区に設定したうえで、これまで計画的に駅や道路等のバリアフリー化が進められてきたところです。

また、平成30年のバリアフリー法の改正を受け、大阪市では、基本構想の変更に向けた検討が進められており、令和4年9月には、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会が設置されました。

今後、大阪市において、各重点整備地区ごとに、基本構想の変更が予定されていますが、変更にあたっては、ワークショップ形式などの手法により、高齢、障がい当事者等の意見を踏まえ、地区の実態に応じた検討が進められると聞いており、要望いただいた内容については、改めて大阪市にもお伝えいたします。

なお、既存の地下鉄「京橋駅」とJR・京阪「京橋駅」を結ぶ地下通路については、鉄道事業者からは、エレベーターを新たに整備するためのスペース確保が難しいことから、現時点では整備が非常に困難であると聞いていますが、要望いただいた内容については、鉄道事業者にも共有いたします。

本府としては、市町村とも連携し、引き続き、鉄道駅や建築物のバリアフリー化などに取り組んでまいります。

64. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。

①医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。

<昨年度回答>

重度障がい者医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施すべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。

重度障がい者医療対象者に係る一部自己負担額については、医療保険での自己負担が1～3割であるのに対し、1医療機関等あたりの負担額を1日500円以内に抑えるとともに、月額上限額を3000円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。

今後とも、平成30年度に再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

<発言・実態・関連資料>

○子が50代中軽度の障害者、親が80代です。障害者の医療費の負担額も大きくなる中、さらに高齢者の親が介護を担っている場合、家庭における負担額は増加の一方です。医療費の助成があれば、家族全体の生活の質が向上し、安心して治療を受けることができます。

②院外調剤の自己負担を撤廃してください。

<昨年度回答>

持続可能性の確保の観点から制度の再構築を行い、平成30年4月から、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度といたしました。

平成30年度の制度再構築前において、院外調剤に占める助成額の割合は、障がい者医療では3割近くを占めており、障がい者の受診頻度や受益と負担の適正化の観点から鑑み、障がい者医療において院外調剤の自己負担を導入することが不可欠でした。

重度障がい者医療対象者に係る一部自己負担額については、医療保険での自己負担が1～3割であるのに対し、1医療機関等あたりの負担額を1日500円以内に抑えるとともに、月額上限額を3000円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。

今後とも、平成30年度に再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。

<昨年度回答>

平成28年2月に公表された府と市町村が共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会報告書を踏まえ、各団体や実施主体である市町村から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成29年2月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成30年4月に新制度として運用を開始しました。

具体的には、府・市町村の厳しい財政状況のもと、対象者の拡充が求められていたため、対象者の範囲を変更し、持続可能性を高めることとし、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度となるよう、65歳以上の重度ではない老人医療対象者は3年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者を新たに対象とし、年齢に関係ない重度障がい者医療として再構築しました。

障がい者に対するさらなる支援については、自治体の医療費助成だけでなく、国の社会保障全体で検討すべきものと考えています。

<発言・実態・関連資料>

○35歳の娘には中度の知的障害があります。

アレルギー体質で季節の変わり目には様々な病院に行き、9年前には、婦人科系の病気で手術、入院となり、今現在も通院治療中です。

薬を飲まなくてはならず、ジェネリックになったとはいえ、高価で医療費が随分かかります。

年金と作業所の工賃でやりくりしていますが、グループホームにはいっており、年金がほぼそちらに消え、30代女子としての普通の生活は難しいところです。

年々病院に行くことが増えていくであろうことを考えると、やはり中軽度の障害者にも医療費の助成を大阪府としておこなってほしいと願っています。

④重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立っているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。

<昨年度回答>

福祉医療費助成については、定期的に市町村からデータを収集して集計しているほか、国調査等を通じて実態把握に努めており、それらのデータをもとに、平成30年4月の再構築にかかる検証を行っております。

また、障がい者に対する支援については、重度障がい者医療費助成という側面のみを捉えるのではなく、相談支援・日常生活支援なども含め障がい者施策全体の中で総合的に勘案すべきと考えています。

今後は「生活のしづらさなどに関する調査」等、国や府が実施する調査結果を踏まえ、実態を把握していきます。

引き続き、必要な情報の収集に努め、制度の再構築にかかる検証を行ってまいります。

大阪府重度障害者医療費助成制度・新規対象者

2024年7月大阪社保協調査

	新規対象者(精神障害者保健福祉手帳1級取得者)										新規対象者(特定医療費・特定難病・特定疾患医療受給所持者で障害年金1級または特別児童扶養手当1級該当者)									
	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	対象人数	申請人数	対象人数	申請人数	対象人数	申請人数	対象人数	申請人数	対象人数	申請人数	対象人数	申請人数	対象人数	申請人数	対象人数	申請人数	対象人数	申請人数	対象人数	申請人数
1 大阪市	1309	未集計	1292	未集計	1539	未集計					23	不明	28	不明	368	不明				
2 豊中市	291	36	184	23	178	43	185	44	177	24	4	1	4	1	3	0	4	2	5	1
3 池田市	26	26	33	7	34	6	36	7	34	5	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0
4 豊能町	6	6	0	0	2	2	4	4	不明	不明	不明	不明	0	0	1	1	0	0	不明	不明
5 能勢町	10	5	10	10	9	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 箕面市	不明	51	51	8	64	9	54	8	49	5	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 高槻市	不明	131	不明	132	不明	170	不明	174	不明	186	不明	1	不明	1	不明	1	不明	1	不明	1
8 島本町	21	21	20	5	26	7	21	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不明	不明
9 茨木市	169	144	213	156	184	163	185	165	183	168	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
10 吹田市	253	126	245	127	269	163	276	174	257	163	0	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
11 摂津市	37	35	46	34	50	34	51	31	47	30	不明	1	不明	1	不明	1	不明	1	不明	1
12 守口市																				
13 門真市	不明	6	不明	10	11	7	11	10	6	6	不明	0	不明	0	1	1	1	0	0	0
14 大東市	224	224	11	11		221		230		199	0	0	0	0		0		0		0
15 四条畷市	25	19	28	22	23	21	23	19	21	21	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
16 寝屋川市	63	4	64	1	76	12	86	10			1	1	1	0	0	0	0	0		
17 枚方市	138	138	137	137	171	171	180	180	169	169	4	4	3	3	11	11	9	9	8	8
18 交野市	43	9	49	5	51	10	53	11	52	5	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
19 東大阪市	不明	22	不明	47	不明	44	不明	36	不明	37	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
20 八尾市	217	96	226	121	238	132	245	36	246	22	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
21 柏原市	39	39	44	44	45	45	42	42	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 松原市	不明	6	不明	11	不明	22	不明	7	不明	3	不明	1	不明	0	不明	1	不明	0	不明	0
23 羽曳野市	11	11	16	16	4	4	2	2	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 藤井寺市	不明	4	不明	3	不明	5	不明	2	不明	4	不明	1	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
25 大阪狭山市	50	6	不明	4	不明	6	不明	3	不明	0	不明	6	不明	4	不明	5	不明	0	不明	0
26 富田林市	不明	7	不明	7	-	15	-	3	-	10	0	0	0	0	-	0	-	1	-	1
27 太子町	8	1	8	0	7	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28 河内町		不明		不明	1	1	1	1	1	1	不明	不明	不明	不明	不明		不明		不明	
29 千早赤阪村	1	0	1	0	1	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 河内長野市	75	4	83	5	79	17	不明	14	不明	9	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
31 堺市	1360	475	1402	552	不明	679	不明	740	不明	779	不明	0	不明	0	不明	0	不明	1	不明	1
32 和泉市	70	71	90	95	100	99	105	105	109	107	不明	0	3	6	3	7	3	0	3	0
33 高石市	43	32	15	15	0	0	0	0	1	1	0	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
34 泉大津市	23	22	30	29	36	36	36	36	31	31	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
35 忠岡町	0	0	1	1	2	2	2	2	1	1	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
36 岸和田市	90	70	101	75	168	112	188	138	176	138	不明	0	不明	0	不明	0	不明	1	不明	1
37 貝塚市	10	9	14	11	15	12	12	3	11	4	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
38 泉佐野市	34	34	48	48	44	44	37	37	31	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 田尻町	不明	0	不明	0	不明	1					不明	不明	不明	不明	不明	不明				
40 熊取町	18	18	18	18	26	26	27	27	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 泉南市	29	21	32	26	37	34	38	34	35	34	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0	不明	0
42 阪南市	21	21	29	29	36	36	37	37	32	32	0	0	0	0	1	1	不明	0	不明	0
43 岬町	2	2	2	2	6	2	6	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4,716	1,952	4,543	1,847	3,532	2,413	1,960	2,374	1,786	2,298	33	17	40	17	390	31	20	19	20	16

未提出自治体：守口市、田尻町

大阪府重度障害者医療費助成制度・償還払い件数と金額 2024年7月大阪社保協調査

	償還払い											
	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)
1 大阪市		253,363,193	58,526	291,428,214	60,407	250,861,148	58,985	219,132,749				
2 豊中市	8,892	35,665,228	20,833	63,600,372	18,250	55,710,031	19,502	59,328,969	19,571	60,045,917	20,397	62,443,167
3 池田市	1,092	8,037,744	現金給付 2,532 自動償還 4,897	現金給付 22,172,951 自動償還 8,792,132	現金給付 2,606 自動償還 4,089	現金給付 19,080,649 自動償還 7,603,550	現金給付 2,393 自動償還 4,484	現金給付 18,491,785 自動償還 8,116,991	現金給付 2,276 自動償還 4,528	現金給付 20,470,943 自動償還 7,125,095	現金給付 2,366 自動償還 4,831	現金給付 17,305,645 自動償還 7,965,646
4 豊能町	470	3,103,375	768	5,523,051	1,028	9,855,990	1,033	9,719,809	1,016	7,493,109	不明	不明
5 能勢町	1,035	10,119,727	1,936	13,789,381	2,077	13,013,277	2,112	15,872,897	2,100	12,942,100	1,907	13,136,093
6 箕面市	窓口 1,801 自動償還 3,444	窓口 12,624,698 自動償還 6,155,632	窓口 2,162 自動償還 5,970	窓口 12,409,075 自動償還 10,222,768	窓口 1,439 自動償還 5,357	窓口 8,473,486 自動償還 9,264,673	窓口 1,577 自動償還 5,959	窓口 9,800,658 自動償還 10,867,123	窓口 1,646 自動償還 6,216	窓口 10,276,897 自動償還 11,151,388	窓口 1,263 自動償還 6,529	窓口 9,372,296 自動償還 11,987,555
7 高槻市	2,578	41,306,625	4,897	45,071,081	3,393	54,476,198	3,182	55,148,455	3,467	56,386,553	3,564	59,772,149
8 島本町	730 (449)	4521166 (829359)	1188 (1507)	9565872 (2707690)	1,069	8,669,898	1,434	10,994,258	1,416	11,602,413	1,773	9,430,065
9 茨木市	10,691	18,839,650	16,333	27,654,773	15,990	25,870,074	15,902	25,985,653	14,605	24,296,306	15,392	26,677,999
10 吹田市	9,839	36,946,269	17,517	50,974,049	16,312	48,795,051	11,823	39,960,214	17,049	53,378,695	18,380	58,876,959
11 摂津市	944	7,406,657	1,698	15,766,411	4,503	13,208,959	4,569	12,039,517	4,378	11,804,200	4,515	12,624,796
12 守口市	不明	23,134,671	不明	28,989,435	不明	25,725,625	8,632	20,788,744	8,412	19,167,712	8,412	19,167,712
13 門真市	1,271	13,420,107	1,854	10,916,120	1,405	7,400,062	1,142	8,550,243	730	5,735,089	1,100	6,288,655
14 大東市	1,982	13,769,932	3,350	22,607,225	7,743	17,700,433	5,785	22,445,124	5,645	18,818,494	6,203	20,495,508
15 四条畷市	1,967	6,254,052	3,111	8,262,896	3,072	8,575,312	3,017	7,851,861	2,710	7,126,138	3,282	9,034,856
16 寝屋川市	2,991	17,145,987	13,776	36,805,667	12,671	31,195,988	12,169	29,132,921	11,518	26,844,593	未確定	未確定
17 枚方市	25,028	87,864,485	32,889	102,138,921	28,182	80,068,200	28,687	81,149,256	28,553	88,432,307	30,317	87,456,227
18 交野市	1,958	3,227,490	申請償還 830 自動償還 4,762	申請償還 6,164,767 自動償還 7,584,579	申請償還 807 自動償還 3,946	申請償還 4,562,009 自動償還 6,367,075	申請償還 762 自動償還 3,946	申請償還 4,562,009 自動償還 6,367,075	申請償還782 自動償還 3,613	申請償還 5,564,642 自動償還 5,655,630	申請償還872 自動償還 3,824	申請償還 5,960,246 自動償還 5,761,707
19 東大阪市	17,777	60,479,151	36,791	96,490,475	32,335	75,364,057	31,875	73,922,187	32,331	75,382,721	32,585	78,258,581
20 八尾市	10,736	39,131,333	22,219	58,275,331	19,993	48,411,531	19,722	47,154,570	19,466	46,966,008	19,691	50,476,079
21 柏原市	現物償還 468 自動1680	現物償還 7733316 自動 3413912	現物償還 573 自動4333	現物償還 9845758 自動 8021900	現物償還 387 自動3,796	現物償還 8,138,327 自動6,771,066	現金給付 335 自動償還 3,682	現金給付 5,742,808 自動償還 6,776,181	現金給付 341 自動償還 3,523	現金給付 6,250,780 自動償還 6,490,009	現金給付339 自動償還 3,725	現金給付 6,191,590 自動償還 7,275,550
22 松原市	3,446	13,414,155	6,827	21,004,510	6,479	18,978,830	6,641	13,952,931	6,760	14,320,665	6,807	13,946,624
23 羽曳野市	4,480	7,621,530	8,032	13,177,852	7,388	11,691,413	7,159	11,782,831	6,976	11,453,997	8,785	21,954,550
24 藤井寺市	2,289	8,860,473	5,213	13,883,931	4,400	10,565,962	4,418	10,745,352	4,107	11,145,604	4,404	11,382,941
25 大阪狭山市	2,745	13,804,610	3,884	13,701,861	自動償還+ 償還払い 3,263	自動償還+償 還払い 10,552,055	自動償還+ 償還払い 3,164	自動償還+償 還払い 9,753,377	償還払いの み 401	償還払いの み 2,639,504	償還払いの み 335	償還払いの み 2,220,824
26 富田林市	-	36,274,486	-	49,924,943	-	46,575,037	81	747,726	25	263,945	47	580,657
27 太子町	243	458,599	566	928,716	563	898,180	614	980,456	593	925,042	620	922,814
28 河南町	33,217,068		不明	4,397,050	不明	3,695,966	不明	4,341,469				
29 千早赤阪村	48	163,823	113	601,956	304	936,919	431	1,382,655	451	844,506	461	1,081,915
30 河内長野市	355	15,906,074	485	24,115,118	336	20,720,146	343	20,110,000	333	19,751,187	280	18,048,784
31 堺市	11,983	111,102,000	20,268	180,200,000	19,448	165,063,000	19,790	164,261,000	19,732	156,323,000	19,765	169,575,000
32 和泉市	4,897	8,370,900	13,298	33,410,871	10,686	22,784,479	10,800	23,680,059	10,397	21,430,084	11,743	24,653,576
33 高石市	3,521	9,735,003	4,546	10,722,174	30,509	146,154,262	30,076	148,214,884	30,686	147,833,124	31,745	147,212,152
34 泉大津市	1,500	5,259,332	4,666	11,440,184	4,371	10,420,996	3,947	10,066,814	5,054	10,643,866	5,176	11,084,761
35 志岡町	191	614,171	1,297	2,644,927	1,129	1,895,089	1,110	1,861,015	1,124	2,057,334	1,071	1,972,713
36 岸和田市	5,013	10,398,955	12,065	21,087,045	11,918	20,743,108	11,890	20,871,121	12,071	21,235,244	12,079	21,466,787
37 貝塚市	2,381	12,670,128	4,509	15,205,481	4,337	11,849,408	4,344	13,300,561	3,912	10,539,707	4,267	13,510,594
38 泉佐野市	2,833	4,754,308	7,262	11,682,003	6,394	10,112,016	6,565	10,363,367	6,711	11,124,533	6,849	11,895,337
39 田尻町	176	907,424	468	1,027,269	338	764,942	368	725,126				
40 熊取町	1,285	4,605,325	3,423	8,589,462	2,670	6,960,396	2,966	7,788,324	3,000	7,658,317	3,188	7,798,808
41 泉南市	2,263	3,480,210	3,214	5,084,214	6,582	10,151,170	3,949	10,384,961	3,962	12,858,160	4,125	12,023,715
42 阪南市	1,285	2,453,844	3,061	4,813,889	2,772	4,710,366	2,774	4,938,976	2,929	5,239,353	2,700	5,064,972
43 岬町	1,650	6,816,495	3,099	11,668,284	2,346	9,715,933	1,503	9,453,511	2,279	9,373,708	2,076	8,860,458
合計	151,835	990,104,589	342,794	1,337,605,142	351,400	1,310,289,452	349,340	1,229,128,566	294,069	1,001,443,731	293,706	1,017,176,004

未提出自治体：守口市、田尻町

大阪府重度障害者医療費助成制度 難病患者への適用

2024年7月大阪社保協調査

	障がい年金1級「相当」または特別児童扶養手当1級「相当」者でなくても制度の対象にしているか				[相当]基準で対象となった方の更新方法
	対象とな った人数	している 申請方法/認定方法	してい ない	その他	
1	大阪市				
2	豊中市	0	<p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療医療証交付兼更新申込書の記入 ・指定難病(特定疾病)受給者証の確認 ・申請者のかかりつけ専門医による診断書(様式有) <p><認定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された診断書を基に市が指定する判定医が意見書を作成し、市が認定の可否を判断する。 		市が指定する判定日に、市が指定する障害認定医で、再度障害年金1級相当の認定を受ける事が必要。
3	池田市	1	指定難病の指定医療機関かつ対象者の主治医が記入した本市指定の意見書を提出してもらい、本市の嘱託医が障害年金1級9号に該当するかを精査。該当の場合、認定となり、医療証発行となる。その他、特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証、健康保険証、所得確認書類が必要となる。		申請書、意見書、更新された特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証、健康保険証を提出してもらい、更新する。
4	豊能町				
5	能勢町				申請なしのため検討していない
6	箕面市	0	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が障害年金1級または特別児童扶養手当1級認定基準に該当する状態をわかりつけ医に相談し、該当する場合は重度障害者医療証交付申請書と診断書を提出してもらう。 ・その後、判定医が障害年金1級または特別児童扶養手当1級に相当すると判定医が認定した場合は、重度障害者医療証を交付する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、更新申請書を提出してもらう。 ・重度障害者医療証の有効期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。 <p>ただし、特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証の有効期間が翌年の10月31日より前の場合は、その有効期間までとする。</p>
7	高槻市	0	年金機構の診断書を提出してもらい、市の嘱託医に障がい年金1級相当かどうかを判断してもらい、認定している。		障がい年金の更新手続に準じて、診断書を提出してもらい、引き続き1級相当かどうか判断する。
8	島本町			○	
9	茨木市	0	申請方法: 特定医療費(指定難病)又は特定疾患医療受給者証と障害年金用診断書を添付の上、申請 認定方法: 障害年金用診断書で判定		特定医療費(指定難病)又は特定疾患医療受給者証の更新を保健所で行い、有効期限内の受給者証の提出を求める。
10	吹田市		指定の診断書(年金用診断書準拠)を申請書に添付		診断書に記載の再認定年月で資格確認
11	摂津市			○	
12	守口市	0	現時点で対象者はいませんが、相談があれば個別に対応いたします。		現時点で対象者はいませんが、相談があれば個別に対応いたします。
13	門真市			○	
14	大東市	0	申請方法については、特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証、障害年金または特別児童扶養手当1級相当であることを確認できる書類(医師の診断書等)、健康保険証を添えて申請書を提出。障害年金または特別児童扶養手当1級相当であるかの認定方法については、申請を受け認定医に診断書の判定を依頼し認定。		障害年金または特別児童扶養手当1級該当者で対象となっている方と同様に、特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証の期限到来に合わせて、新規申請時と同様の書類の提出による更新申請・認定が行われる。また、11月1日には重度障害者医療受給者全員が年次更新となるため、特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証の期限が10月31日でない限りは自動更新(所得判定等)が行われる。
15	四条畷市				すでに老齢年金受給中で障害年金の申請できない人などを想定
16	寝屋川市	0	難病認定医の診断書(指定様式)の提出により、審査の上、認定可否を決定 認定方法については、国民年金法の規定を準用		難病医療費(指定難病)受給者証等及び難病認定医の診断書(新規申請と同様)の提出により、審査の上、更新。なお、認定医療費(指定難病)受給者証については、毎年受給者証、更新の有無を確認する必要あり。また、障害年金等の1級相当部分については、国民年金法の規定を準用し、症状等に応じ1～5年を目安に難病認定医の診断書が必要。
17	枚方市	6	主治医による障害年金1級相当(国民年金法施行令第4条の6別表の1級)に該当する旨の意見書の提出を求めている。		左記の意見書及び特定医療費(指定難病)または特定疾患医療受給者証の写しの提出を求めている。
18	交野市	0	障害年金診断書と同様の診断書により申請 [相当]基準であれば認定		これまで「相当」基準での制度対象者が0のため更新歴なし
19	東大阪市	0	申請者に診断書を求め、当市と難病患者の重度障害認定の契約をしている医療機関の認定医に判定を依頼し、該当判定をもって判断する。		認定時の診断書の認定内容によっては、更新時に再度診断書を求めた上で更新を行う。
20	八尾市	0	診断書で認定		医療更新時に確認
21	柏原市	0	障害年金診断書の提出により、本市医師会所属の医師により提出された障害年金診断書の内容が障害年金1級相当に該当するかどうかを判定し、その判定結果に基づき認定		指定難病受給者証の更新の際、重度障害者医療証について、左記と同様の方法により更新
22	松原市	0	市で契約している医師会の医師による判定の結果を以て認定		有効期間での再判定を行う

		障がい年金1級[相当]または特別児童扶養手当1級[相当]者でなくても制度の対象にしているか			[相当]基準で対象となった方の更新方法
		している		していない	
		申請方法/認定方法	その他		
23	羽曳野市	0	難病患者における障害状態の審査判定業務を羽曳野市医師会に委託し、羽曳野市医師会に所属する医師が管理する医療機関で実施。審査対象者は、障害年金未受給者であって、指定難病受給者証および特定疾患治療研究事業実施要項に基づく受給者証の所持者のうち、障害の程度が国民年金法施行令別表に規定する1級第9号に該当する者とが同程度以上と認められるもの。		年に一度、受給資格の確認のため更新された指定難病受給者証または特定疾患受給者証の控えを提出。
24	藤井寺市	0	申請時に医師の診断書を提出いただき、市より委託している審査医に診断書の審査を依頼。障害の程度が障害年金1級または特別児童扶養手当1級と同程度以上と認められた場合		申請時に提出された診断書を記載した医療機関に再認定年月日の目安を伺い、障害の回復見込み等、受給者の状況に応じて個別に有期更新の必要の有無を判断し、必要があると認める時は受給者に再度診断書の提出を求め、更新を行う。
25	大坂狭山市	0	申請：窓口にて診断書の提出 認定：市医師会会員医療機関へ委託、審査判定を行っている		更新時に再度診断書を提出していただき、市医師会会員医療機関に審査判定を行ってもらう。
26	富田林市			○	再度、判定を行う。
27	太子町	0	障がい年金未受給者の障がい状態が1級に該当するの審査判定を医師に委託している（障がい年金を申請することができないものに限る）		障がい年金を申請することができない人のみ対象 医師による審査判定により障がい年金1級相当に該当するとみなされた際に、次回判定年月を定めている。
28	河南町			○	
29	千早赤阪村				制度拡充後、新規対象者なし
30	河内長野市	0	指定難病もしくは特定疾病の受給者証を所持している者については診断書の提出を求め、市医師会より指定された医師が障がいの状態が障がい年金1級もしくは特別児童扶養手当1級相当であると認定した場合は、助成対象としている。		指定難病もしくは特定疾病の受給者証の有効期間と、10月31日までのいずれか早い日までを重度障がい者医療証の有効期間とする。受給者証の更新に伴い、市への届出があれば更新を行う。
31	堺市	0	重度障害者医療費助成意見書（難病患者用）で主治医が「相当」基準を確認する。		11月更新時に意見書で「相当」基準が継続しているか確認をする。
32	和泉市	5	国民年金・厚生年金診断書を提出後、判定医へ依頼。		診断書で有期認定の場合のみ、再度、診断書提出後、判定医へ依頼。
33	高石市	0	申請書に年金もしくは手当の診断書を添えて申請。医師による認定。		対象者が0のため、更新無し
34	泉大津市	0	申請方法：判定に適した診断書類を用意していただいた上、申請書とあわせて提出してもらう予定 認定方法：嘱託医等の判定による認定を予定		現時点において対象者がいないことから、今後検討を行う。
35	志岡町		申請時、医師の意見書の提出を求め、町が依頼する医療機関に判定の認定を行っていただく予定		現在まで事例はないが医師の診断書により1級相当と確認できれば対応 検討中
36	岸和田市	0	申請方法・認定方法は他の要件に該当する場合と同様。助成対象の要件に該当することがわかるものとして、特定医療費受給者証または特定疾患医療受給者証と診断書等が必要。		原則、特定医療費受給者証または特定疾患医療受給者証の認定機関にあわせて行う。
37	貝塚市	0	障害年金認定用の診断書を提出してもらい、市が審査判定業務を委託している医師の判定に基づき、認定することを想定している。		毎年度、左記の手続きにより、更新することを想定している。
38	泉佐野市	0	障害年金等の申請資格のある方は、先に申請いただき、1級で認定された方のみ対象。納付要件を満たさない65歳超など申請できない方については①障害年金用診断書（その他の障害用）を添えて重度障害者医療証の交付申請をいただき、②市が嘱託する医師より障害年金1級相当であるとの意見がなされれば医療証を交付。		検討中
39	田尻町				
40	熊取町	0	主治医記載の診断書（所定様式）を添付し、医療証交付申請をしてもいい、町が障がい程度の判定を委託している認定医により障がい年金1級相当であるという判定がされれば助成対象者と認定。		更新の度に診断書を提出し、認定医により障がい年金1級相当かの判定を行う。
41	泉南市		これまで申請がないが、あった場合は大阪府事務処理要領に基づき実施	○	大阪府事務処理要領に基づき実施 これまで申請がないが、あった場合は大阪府事務処理要領に基づき実施
42	阪南市	1	申請者から診断書を提出していただき、それを嘱託委が審査		
43	岬町			○	

未提出自治体：守口市、田尻町

文書回答項目から

3. 障害福祉事業所において新型コロナウイルス感染症への対応がしっかりと行えるよう、必要な措置を講じてください。(きょうされん・放課後ネット、大聴協、肢障協)
- ① 5類移行後も、特に感染や重症化のリスクが高い障害者・福祉事業所職員に、希望に応じてワクチン接種が無料で受けられるようにしてください。また医療機関でPCR検査が無料で受けられるようにしてください。また、高額となっている治療薬への費用補助を行ってください。
- ② コロナ禍での保健、医療のひっ迫状態を引き起こした事を教訓にして、感染症等対策の保健衛生の柱となる保健所を各市町村に設置する等の保健所体制の拡充を図るとともに、医療体制の充実を図ってください。
- ③ 障害当事者がコロナ罹患時等の非常時（災害時も含めて）にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な支援体制を大阪府・市町村の共同で構築してください。

<昨年度回答>

①新型コロナウイルスワクチンの接種については、令和5年9月20日より、生後6か月以上のすべての方に対して、オミクロン株(XBB.1.5)に対応した1価ワクチンの接種が開始され、無料で接種が実施されています。また、合理的配慮の提供にあたっては、国から通知が発出され、各市町村に周知しています。加えて、大阪府からも各市町村に対して、希望する全ての方々が円滑にワクチンを接種できるよう合理的配慮の提供を依頼しています。

大阪府としては、「大阪府ホテルプリムローズ大阪接種センター」において、聴覚に障がいがあるなど電話でのお問い合わせが困難な方に向けて、FAXを用いた予約の受付や接種時の手話通訳の手配等を行っています。併せて、接種医療機関が確保できない障がい者施設等への巡回接種を実施しています。

希望する府民の方々が円滑にワクチンを接種できるよう、引き続き取り組んでまいります。

保健所の体制については、地域保健法等の関係法令に基づき、府設置の保健所を9カ所、政令・中核市設置の保健所を9カ所の計18カ所設置しています。

②新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の定数を増員するとともに、感染拡大時に、保健所が現場の最前線で必要な業務に注力できるよう、入院調整の本庁集約化や保健所業務の外部委託、疫学調査などの重点化を行うとともに、部内外の応援職員や外部派遣職員も活用するなど、保健所の体制強化に取り組んできました。

引き続き、保健所が必要とされる役割を果たしていくことができるよう、取組をすすめてまいります。

保健所の感染症対応に関する業務体制の整備については、新型コロナウイルス感染症対応の課題を踏まえ、次の新興感染症の発生・まん延時に保健所が機動的に対応できる体制構築について、今年度末に改定を予定している府感染症予防計画に数値目標を盛り込み、取り組むこととしております。

また、各保健所においても、新興感染症の発生・まん延時に業務がひっ迫しないよう、業務及び体制整備に関するマニュアルとなる「保健所健康危機対処計画(感染症編)」を今年度中に策定する予定です。

③事業所等においては感染症が発生した場合にあっても、利用者が継続して福祉サービスの提供を受けられるよう、また、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画(BCP)を策定することとなっています。業務継続計画(BCP)の策定にあたっては研修やWeb相談会の実施や事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画の作成など、障がい福祉サービス等事業所のBCP策定に対して支援していくこととしています。

<発言・実態・関連資料>

○2022年2月7日に入浴ヘルパーから感染して、10日から発熱などの症状が発症しました。その時点から我が家の重度の脳性麻痺障害者夫婦の居宅支援はすべてストップになりました。コロナ感染の症状は個々で違いがあり、私の場合はかなり身体へのダメージが大きかったです。「このまま歩行困難になってしまうのではないかな?」「もう働けないのではないかな?」等と本気で思いました。それだけではなく、ピークの際は息苦さに「死の恐怖」が頭を過りました。保健所が機能崩壊で、発症後7日目ようやく連絡が入る有様。しかも言語障害もあり十分に意思が伝わらない状況。区の保健センターに引き継がれて、その時点(発症8日目)での入院の検討です。言い換えればそこまで保健所に「在宅療養ではなく在宅放置された状態」に置かれました。パリスオ

キシメーターも食糧支援も隔離療養解除の一日前の発症9日目に着くという実態でした。大阪市は2000年4月に各区の保健所を無くして市内に1か所だけにしてしまいました。(府下は61か所から18か所に削減)大阪のコロナ感染の累計は5類に変わる直前の2023年5月5日時点で284万9439人(東京438万2166人)で、圧倒的に東京が多かったのですが、死者数は大阪が8,557人に対して東京は8,117人でした。様々な要因はあるとは思いますが、保健所や病床を大幅に削減したという事実があり、自然災害と片づけられない「人的災害」として私は見ています。都道府県別の調査によると、コロナ前2017年の10万人当たりの保健師の数は長野県や高知県では75人を超える体制なのに、大阪府は26,8人と都道府県別で見れば下から2番目という体制でした。保健所は地域保健法に基づき感染症対策等公衆衛生の柱です。当時松井市長は「想定外だから仕方がない」と言っていますが、コロナ・オミクロンの感染爆発に対応できなくなるのは当たり前です。万博、IRやカジノに莫大な市財を費やしている場合ではないと思います。市民の命と健康を守る市政(府政)への刷新を強く望みます。

そして、日常的に生活を支えるための支援が全く途絶えた生活を強いられたことです。コロナは感染症だから、ヘルパー等の支援者やその家族も守らなければならない。しかし、日常的に必要な支援が無くなると障害者は健康な生活を維持できなくなります。今の障害者福祉サービス制度は、利用契約制度であり、利用する障害者とサービス提供事業所との利用契約で、行政はその契約には関与せず、代理受領形式で利用者の代わりに利用料の9割を事業者を支払うという仕組み。ということは、こういう場合のヘルパー等の支援者の派遣は事業所の判断に任せられており、行政に派遣を判断する権限はありません。大阪市は私たちとの交渉の中で、「事業所名は公表できないが、こういう時にヘルパー派遣できる事業所をつくった」と回答していますが、具体的などころは不明確です。

コロナ感染の中で、制度的な矛盾や問題点や課題も浮上してきていると思います。今後も感染は続くものと想定をして、コロナ禍の教訓を踏まえた対策を早急に考える時期に来ていると考えます。そのカギは自己責任と民間任せではなく、公的責任において、感染時の日常的な支援をどう守るのか？障害者の命と健康をどう守るのか？を真剣に考えていく必要があると思います。その第一は、非常時でも障害者が安心して入院や療養ができる医療病床体制と保健衛生の中核となる保健所の充実だと思います。第二は、地域の中で重度の障害者を支援できる拠点となる多機能的な支援施設と、そこを起点に相談支援や居宅支援等の地域支援ネットワーク的な体制が必要だと思います。それが非常時の支援のあり方や体制づくりにつながると、今回のコロナ感染の経験から改めて強く感じたことです。

○下記は、国連権利委員会から勧告された障害者権利条約総括所見の第11条に関する文章です。
危険な状況及び人道上の緊急事態(第11条) 25.委員会は、以下を懸念している。

(f) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックに対する情報、ワクチン、保健サービス、その他の経済・社会計画への利用する機会の欠如を含む、障害者を包容した対応の欠如、及び未だ施設に入居している障害者に対するパンデミックの過重な影響。

26.委員会は、締約国に以下を勧告する。

(f) 新型コロナウイルス感染症の負の影響に対応するためのワクチン、保健サービス、そのほかの経済・社会計画の均等な機会の確保を含め、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応やその復旧計画において、障害者の権利を主流化すること。また、緊急時に障害者の脱施設化の措置をとり、地域社会で生活するための適当な支援を提供すること。

23. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることを行ってください。

- ①子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校への働きかけを行ってください。
- ②送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。災害による緊急時に備えるためにも事業所への情報のメール配信を市町村立の各校でも行えるようにしてください。
- ③先生との懇談や学校と事業所間での連絡の取り方(メール配信等)、情報共有等の対応にばらつきがあります。各校と連携がスムーズに図れるようにしてください。

＜昨年度回答＞

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等と府立学校、市町村立学校との連携を図るため、文部科学省および厚生労働省による通「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」及び「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を府立学校、市町村教育委員会に周知しております。

各校においては、幼児児童生徒の適切な支援のため、必要な情報共有等について保護者同意のもと、事業所等と引き続き連携を図ってまいります。

＜発言・実態・関連資料＞

○基本報酬で職員の雇用を守り事業所の運営ができるようにしてください。

【個別サポート加算Ⅰについて】

重度障害児への支援の充実を目的としたもの

- ・気が付いたら加算が外れていたり、聞き取りを行う人によって判定に違いが出ることはやめてほしい。
- ・子どもの様子を聞き取る時に保護者のみではなく事業所等での状況も聞き取り判定を行ってほしい。
- ・子どもの様子は変わっていないが聞き取り方で対象を外れてしまうことがある。
- ・児童発達支援から放課後等デイサービスに移行するときにほとんど（Ⅰ）が取れない状況があります。

【個別サポート加算Ⅱについて】

要保護・要支援児童に対して児童相談所やこども家庭センター等と連携して支援の充実を目的としたもの

- ・どの程度の支援をすることが個別サポート加算Ⅱに該当するのか分かりにくい。府と市町村で持たれているイメージは一緒なのか。府に聞くと要対協の対象児童で関係機関との情報交換などを行いその記録を残すことが必要と言われたが、市町村で聞くと、家庭で食事がとれていないなどあれば、作りに行くなど対象児童に直接的に特別な支援をする場合が対象と言われた。

【送迎用バス置き去り防止安全装置について】

「子どもの命を守る」そのことは私たちも日々、第一に考えています。その上で安全装置が現場ではどのような実態になっているのか、効果はあるのか実態をつかんでください。

※安全装置に関する実態

- ・子どもが車から降りる前にエンジンを切り、子どもや大人がボタンを押しているのであまり意味がない。車から降りてからボタンを押している間に、子どもが逃げ出す隙ができてしまう。
- ・バスには必要だが8人乗りの車は目視ができる。聴覚過敏の子どもがいるため、完全に部屋に入ってからエンジンを切っている。安全装置を解除するために現場を離れている。到着時は突発的な行動などヒヤリがある時間帯なのでかえって危険がある。
- ・安全装置がなくても、スタッフが降車時に忘れ物チェックなどを行っているので意味がない状態です。車を乗り換える際の付け替えに費用が掛かる、不具合が起きた際の修理にかかる費用が負担です。
- ・8人乗りや添乗員をのせての送迎では、後ろを振り向くと子どもが見える。ご家庭への送迎(送り)は基本、保護者に直接引き渡しをする。また、幼稚園やこども園のように1か所に複数名を降ろすことがないので、降ろし忘れが考えられない。
- ・子どもたちが居りてから後部のボタンを押しに行かなければならないので社外にいる子どもを見る大人の手が一人取られ、子どもにかかる人が薄くなってしまい、危険だと感じるときがある。
- ・車を買替えたときの補助がないので費用が掛かって負担に感じる。
- ・4ヶ月で故障した。
- ・アラーム介助のし損ねで何度かアラームが鳴りクレームを受けた。
- ・車から離れてからアラームが鳴るので、気づかずなり続けてしまう。
- ・アラーム介助に気を取られ、利用者の対応がおろそかになってしまう。
- ・停車時にエンジンを切れないので迷惑となってしまふ。
- ・車内の確認などより安全に配慮するようになったが、今後装置が壊れた場合など事業所の負担になっていくことが危惧される。

【その他行政に伝えたいこと】

- ・基本報酬で成り立つようにしてほしいです。
- ・出来高制ではなく、利用者予定者数で月ごとの報酬が出るようにしてほしいです。欠席時も職員配置をしているため加算では人件費が確保できない。

- ・支援学校から遠い事業所は送迎時間を含めた支援時間は長いものの、事業所の滞在時間が短くなり、報酬が低くなってしまいます。
- ・時間区分について:始業式などは10時台に来所することがある。長期休みと同じ時間帯を受け入れているが平日扱いとなっている。
- ・大阪府内にて、報酬や制度内容の統一化を図ってください。自治体によって制度の解釈にばらつきがある様に感じる。
- ・各市町村の人口にもよりますが、放課後等デイサービスの裁量規制を考えてほしい。
- ・毎年伝えていますが、学校、教育委員会との連携がうまくいきません。学校にもよりますが、まだ、放デイと連携を断る学校(地域校)や学校の保護者面談の時に同席するよう言われることがあります。面談をしても一方的に事業所のやり方を押し付ける所もあると聞くので、学校にとってもやりにくさはあると思いますが改善してほしいと思います。
- ・基本報酬が下がって運営が成り立たなかった。せめて以前と同じくらいの報酬にするためにサービス提供時間を延ばしたり、できる範囲での加算を取っているがそのための事務負担が大きく、職員が疲弊している。基本報酬だけで安定して運営ができるようにしてほしいです。あるいは加算の請求にかかる事務負担が軽くなるようにしてほしいです。

42. 地域活動支援センターの制度を拡充してください。

②学校を卒業した後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に自主的な文化・スポーツ・芸術活動などを身近なところで気軽に利用できる余暇活動支援センター（仮称）の設置や余暇活動への補助制度の創設を検討するとともに、余暇活動を支援する制度の創設を国にはたらきかけてください。また、卒後の学びの場や障害者作業所、会社からの帰り等に障害者を対象に無認可で行っている余暇活動や居場所づくりの場が「地域活動支援センター」事業が活用できることを府内の自治体に周知徹底してください。

<昨年度回答>

地域の実情に応じて、障がい者の方々に創作的活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センターを運営することができるよう、市町村に対して、交付税により財源が措置されており、34市町で145ヵ所が開設されているところです。

大阪府としましては、国に対して、成人期の障がい者の日中活動の場の確保の観点から、様々な障がい者の状況に対応できるよう制度の拡充及び必要な財源の確保について要望しているところです。

今後とも、市町村の要請に応じて、必要な助言や支援を行ってまいります。

大阪府では、ファインプラザ大阪や、稲スポーツセンターを運営し、障がいのある方々等を対象とした、各種スポーツ・文化教室などを行ってきたところです。また、障がいのある方々の文化・芸術活動に関し、ビッグ・アイを拠点とした活動を行っています。今後も府内障がい者スポーツ・文化芸術の促進を図ってまいります。

<発言・実態・関連資料>

東大阪市で障がい若者の居場所づくり活動をしています、田中と申します。

本日は、居場所作りの活動を通して見えた、障害者が必要としている余暇支援の現状をお伝えするとともに、実現に向けてなんとか第一歩を進められないかという思いで原稿を書いています。よろしくお願ひいたします。

私は常々、高等学校を卒業して事業所に通う障害者が、その事業所と家の往復だけになってしまうことに違和感を覚えています。みなさんは仕事終わりに、友人や同僚と食事に行ったり、ウインドウショッピングや趣味の時間を楽しんだり、一杯ひっかけから帰るというようなことはありませんか？ 障害者は、そんな当たり前のことができない現状にあります。せめて家に帰るまでの間にふらっと寄れる場所があればという思いで、事業所でも家でもない第3の居場所「よりみち」の活動をはじめました。2017年から始めた活動は、障がい若者達に必要とされるままにカタチを変えながら、今年で8年目を迎えます。

「よりみち」は平日の夕方、事業所が終わってから集まれる場所の確保と夕食の提供をしています。そこにはいろんな若者が来てくれます。独りで過ごすことを好み、人に合わせるのが難しい青年が、よりみちで友達関係をつくり、今では「みんなに会いたいから」と常連になりました。ヘルパーさんと一緒に来てくれる発語の無い青年が、よりみちの無い日に急によりみちの最寄り駅で下車し、よりみちの部屋の前でガタガタと扉を開けようとして、その後もしばらくそこを動かなかったとヘルパーさんから聞かせてもらったこともあります。障害者雇用で働く青年は、

よりみち以外にもいくつか顔を出せる場所をつくっていて、仕事帰りにちょこっと寄っておしゃべりをするのが楽しみだと言っていました。電車が好きな青年のご家族からは、旅行に行くとき必ず「よりみちのぶん」とお土産を買う、もって行きたい場所があることも渡したい人がいることも今までは考えられなかったとお聞きしました。また、よりみちで友人ができたという青年のご家族からは、友人とふたりでショートステイデビューをした。その後はひとりでも泊まってみようかなと本人から言い出した。親離れ子離れはいつになるかと思っていたところに子どもがグンと離れていったとお話してくださいました。よりみちは週一回のちいさな活動ですが、このようなエピソードは枚挙に暇がありません。

先だつての東大阪市の本会議で、市議が、障がい者の地域生活支援について質問をしてくださいました。そのなかで地域生活支援、余暇時間の支援、支援の基盤作りについて言及してくださいました。質問内容は、平日の事業所終了後に地域生活支援事業を活用した余暇支援の実現。堺市や豊中市ではできていることが、東大阪市では実現できていないが、実施に向けてどのように進めていくかというものです。東大阪市からは、土日について現行の制度のなかで使えるように考えていく、現在の当事者ニーズの把握に努めると回答をいただきました。また、東大阪市長への、障がい者の交流の場についてどう考えておられるかという質問には、市長より、余暇活動は生活の質をあげることや社会参加につながる大切なこと、必要なところに具体的に指示をしたいと考えているとご回答いただきました。

余暇支援は、単に楽しい時間を過ごす場所にとどまっていません。先に挙げたエピソードからもわかるように、余暇が生活を安定させ、自立を促します。地域や障害区分によって学生時代の関係がぶつ切れになり、友人関係をつくるのが難しい障害者にとって、横の繋がりをつくるかけがえのない場所でもあります。土日だけにとどまらず、平日でも地域生活支援事業が活用できることを大阪府下全域に周知徹底していただきたくお願い申し上げます。そのためにも、地域生活支援事業の先進的な取り組みをしている自治体との交流を図る研修を、大阪府として取り組んで貰いたいと考えます。余暇活動支援事業としては、堺市、豊中市等の実践しているところの報告をきき、それぞれの市での実施に繋げていくことを期待します。

また、平日の夕方や休日に身近なところで利用できる余暇支援活動センターの設置や、余暇活動への補助制度の創設を検討するとともに、余暇活動を支援する制度の創設を国にはたらきかけてください。卒後の学びの場や障害者作業所、会社からの帰り等に障害者を対象に無認可で行っている余暇活動や居場所づくりの場が「地域活動支援センター」事業が活用できることを府内の自治体に周知徹底されることを強く望みます。

